



第3次一宮市障害者基本計画  
第6期一宮市障害福祉計画  
第2期一宮市障害児福祉計画



令和3年3月  
一宮市



## はじめに

このたび、令和3年度から始まる「第3次一宮市障害者基本計画」「第6期一宮市障害福祉計画」「第2期一宮市障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。この計画では、基本理念を「だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮」と定めています。私たちが目指していく社会は、障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの人格を尊重し、多様性を認め合い、同じ地域の中で共に育ち、いきいきと暮らせるまちです。



策定にあたっては、障害福祉に関する施策や事業の実績を評価するとともに、障害のある当事者、障害福祉サービス事業所、障害福祉団体へのアンケートを実施し、当市の課題を整理しました。また、一宮市障害者基本計画等策定委員会の委員として、学識経験者、関係機関の代表者、障害のある当事者・団体の方々に、コロナ禍で厳しい状況の下でも、ご参加をいただき、活発な議論の場を通して、ご見識を賜ることができました。

令和3年4月から、一宮市は中核市となります。より一層、福祉に注力し安全安心なまちづくりを進めるため、一宮市障害者自立支援協議会をはじめ、地域住民、事業者、関係団体等の皆様とともに、この計画の推進に努めてまいります。

最後に、一宮市障害者基本計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました市民の皆様、そして策定に関してご尽力いただいた関係各位に対し、心から御礼を申し上げます。

令和3年3月

一宮市長 中野 正康

## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	4
第2章 一宮市の障害のある人の現状と今後の方向性 .....	5
1 障害のある人の状況 .....	5
2 障害福祉サービス等の利用状況 .....	27
3 前計画の評価 .....	32
4 現状の課題と今後の方向性 .....	36
第3章 計画の基本的な考え方 .....	42
1 計画の基本理念 .....	42
2 重点戦略 .....	42
3 施策の体系 .....	43
第4章 施策の展開 .....	44
基本目標1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重 .....	44
基本目標2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備 .....	47
基本目標3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携 .....	51
基本目標4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備 .....	53
基本目標5 障害のある人の雇用・就労の支援 .....	56
基本目標6 地域生活を支える生活環境の充実 .....	58
第5章 障害福祉サービス等の提供体制 .....	62
1 成果目標の設定 .....	62
2 活動指標の設定 .....	66
3 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策 .....	68
4 障害児通所支援等の見込み量と確保方策 .....	84
5 子ども・子育て支援事業 .....	91
第6章 計画の推進に向けて .....	93
1 計画の推進体制 .....	93
2 計画の進捗管理 .....	93
資料編 .....	95
1 計画策定の経過 .....	95
2 一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱 .....	96
3 一宮市障害者基本計画等策定委員会名簿 .....	97
4 用語の説明 .....	98
5 一宮市障害者自立支援協議会の関係図 .....	102



## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 国の動向

国では、平成 18 年の障害者自立支援法の施行を端緒に、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年 10 月）、「障害者差別解消法」の成立（平成 25 年 6 月）といった国内法の整備が進められるとともに、平成 26 年には、障害者の尊厳と権利を保障するための国際条約である「障害者権利条約」が批准されるなど、障害者福祉の向上のための環境整備が行われてきました。

また、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という）が施行されました。この法律では、共生社会の実現に向けて、障害のある人の社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去を総合的かつ計画的に行うことが基本理念として掲げられています。

障害福祉施策の大きな転換点となった、「障害者総合支援法」の施行から 3 年が経過したことを受け、平成 28 年 5 月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備に関する事項が盛り込まれ、地域生活や就労定着を支援する新たなサービスの創設等、サービスの拡充が進められました。児童福祉法の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。これらの法律は平成 30 年から施行されています。

そして、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行され、行政機関や事業者等に対する障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務づけ（行政機関等は法的義務、事業者は努力義務）が規定されました。

さらに、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととなりました。「地域共生社会」の理念のもと、障害福祉分野においても、地域での就労の場づくりや、障害のある人と高齢者が共に利用できる「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されました。

このような中、平成 30 年には「第 4 次障害者基本計画」が策定されました。この計画は、障害者権利条約の批准後に初めて策定された障害者基本計画として、計画の「基本的な考え方」において、「基本原則」が権利条約の理念にあることを明示した上で、権利条約との整合性が図られた「各分野に共通する横断的視点」が掲げられています。

■障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化</li> <li>・「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入</li> <li>・サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入</li> </ul>
H23	【改正】障害者基本法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的規定および障害者の定義の見直し</li> <li>・地域社会における共生</li> <li>・差別の禁止</li> </ul>
H24	【改正】児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児施設の再編</li> <li>・放課後等デイサービス等の創設</li> </ul>
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を発見した者に通報の義務づけ</li> <li>・虐待防止等の具体的スキームの制定</li> <li>・市町村障害者虐待防止センター設置の義務づけ</li> </ul>
H25	障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法の改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会実現に向けた基本理念の制定</li> <li>・障害者の範囲見直し（難病等を追加）</li> </ul>
	障害者基本計画（第3次）策定	
H26	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准</li> </ul>
	【改正】障害者総合支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等</li> </ul>
H27	難病法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大</li> </ul>
H28	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止</li> </ul>
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部 H30 年4月施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化</li> <li>・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える</li> </ul>
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用促進基本計画の策定</li> <li>・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置</li> </ul>
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される</li> </ul>
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援地域協議会の設置</li> <li>・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮</li> </ul>
H30	障害者基本計画（第4次）策定	
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応</li> <li>・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul>
	障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進</li> <li>・計画策定が努力義務化（地方公共団体）</li> </ul>

年	主な制度・法律	主な内容
H31 ・ R1	障害者文化芸術推進基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者による文化芸術活動の幅広い促進</li> <li>・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化</li> <li>・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現</li> </ul>
	読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する</li> </ul>
R2	【改正】障害者雇用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体）</li> <li>・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給</li> </ul>

## （２）計画策定の趣旨

本市では、平成28年に障害者基本法に基づく「第2次一宮市障害者基本計画」、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第5期一宮市障害福祉計画（含 第1期障害児福祉計画）」を策定し、障害の有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を目指し、障害のある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

これらの計画は相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、令和3年度に始まる新たな計画を一体的に策定するものとします。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

#### 【第3次障害者基本計画】

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、市の障害者施策の総合的かつ計画的に推進するための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

#### 【第6期障害福祉計画】

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

#### 【第2期障害児福祉計画】

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる一宮市総合計画をはじめ、一宮市高齢者福祉計画(含 介護保険事業計画)、一宮市子ども・子育て支援事業計画、健康日本21いちのみや計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、障害者基本計画は令和3年度から令和8年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性がある場合は柔軟に対応するものとします。

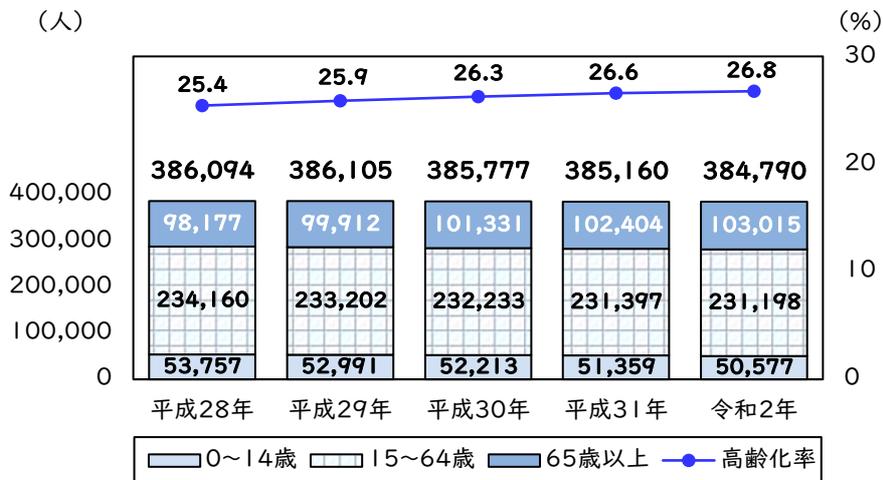
	H	25	26	27	28	29	30	R	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
総合計画	第6次 (後期基本計画)						第7次計画											
障害者基本計画				第2次				第3次										
障害福祉計画				第4期		第5期		第6期			第7期							
障害児福祉計画							第1期		第2期			第3期						

## 1 障害のある人の状況

### (1) 人口の状況

本市の人口は横ばいで推移し、令和2年では384,790人となっています。一方で高齢化は年々進み、令和2年の高齢化率は26.8%となっています。

#### ■年齢3区分別人口



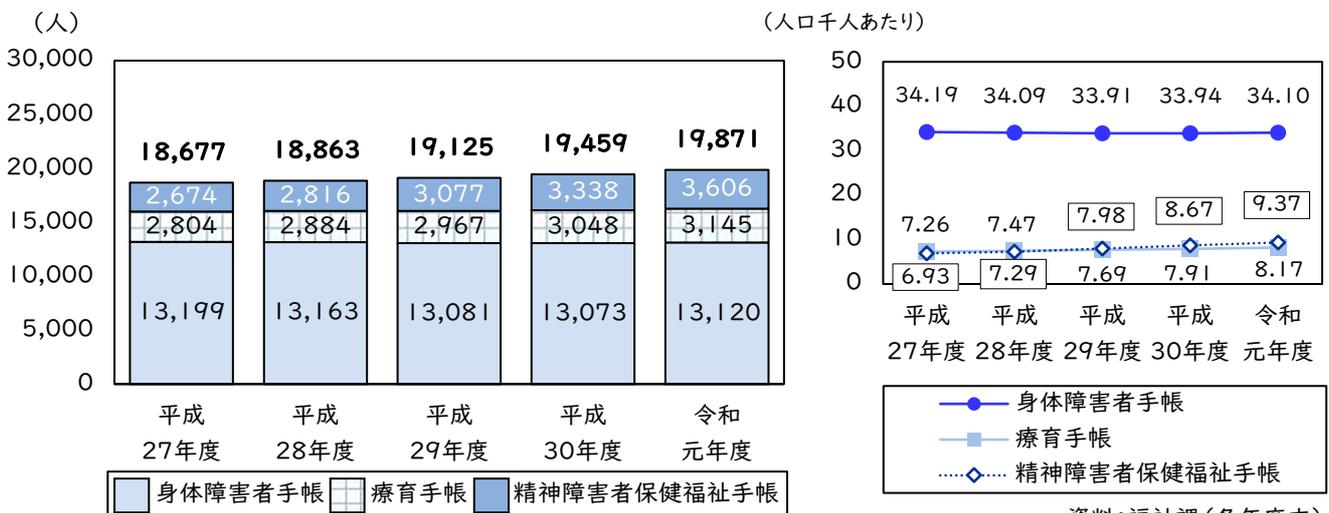
### (2) 障害者手帳所持者の状況

#### ①障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数は年々増加し、令和元年度末では19,871人となっています。

人口千人あたりの障害者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

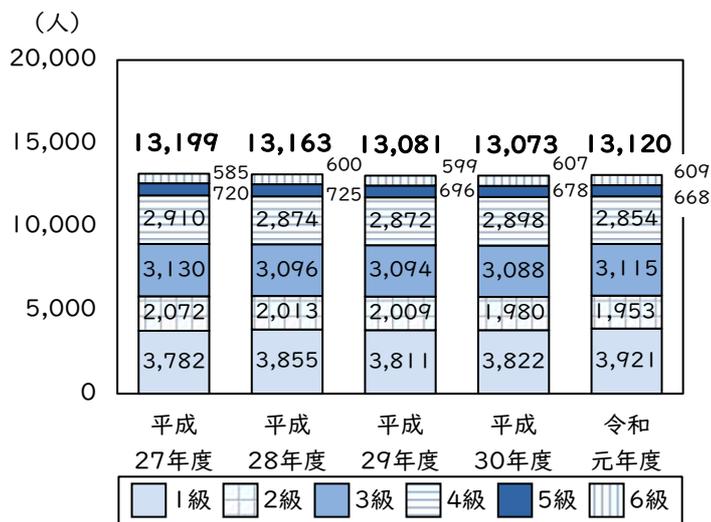


## ②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和元年度では13,120人となっています。等級別でみると、各年度とも最重度である1級が最も多くなっています。

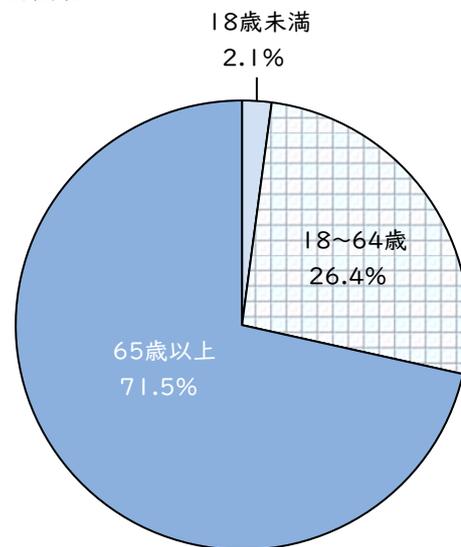
令和元年度の年齢階級別割合をみると、65歳以上が71.5%を占めています。障害種別では、肢体不自由が51.7%と最も多く、次いで内部障害が35.4%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



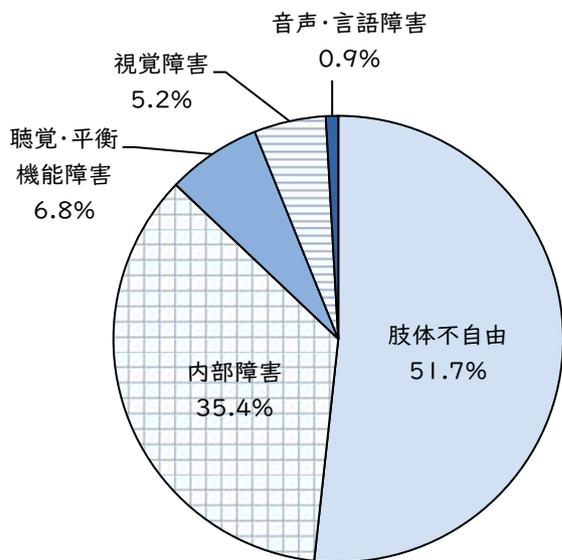
資料:福祉課(各年度末)

■年齢階層別割合



資料:福祉課(令和元年度末)

■障害種別割合



資料:福祉課(令和元年度末)

### 内部障害とは

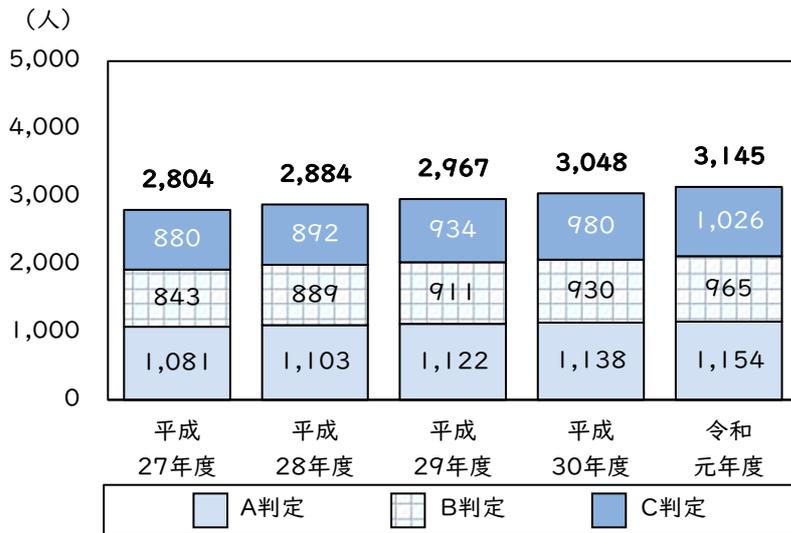
内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器など、生命を維持していくための機能が低下している状態のことを言い、近年では高齢化の影響などから増加傾向にあります。

### ③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は年々増加し、令和元年度では 3,145 人となっています。判定別の内訳をみると、各年とも最重度である A 判定が最も多くなっています。

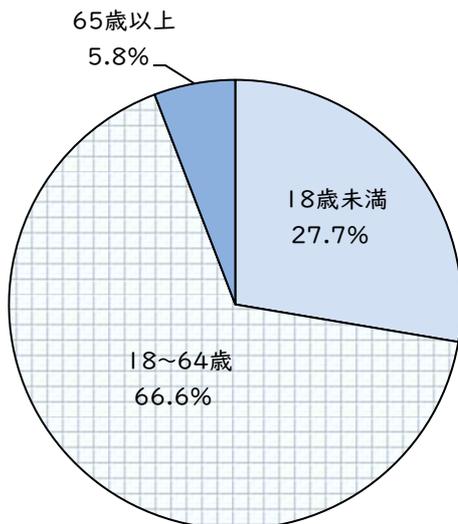
令和元年度の年齢階層別割合は、18～64 歳が 66.6%と最も多く、次いで、18 歳未満が 27.7%となっています。18 歳以上では A 判定が最も多く、18 歳未満では C 判定が最も多くなっています。

#### ■療育手帳所持者数の推移



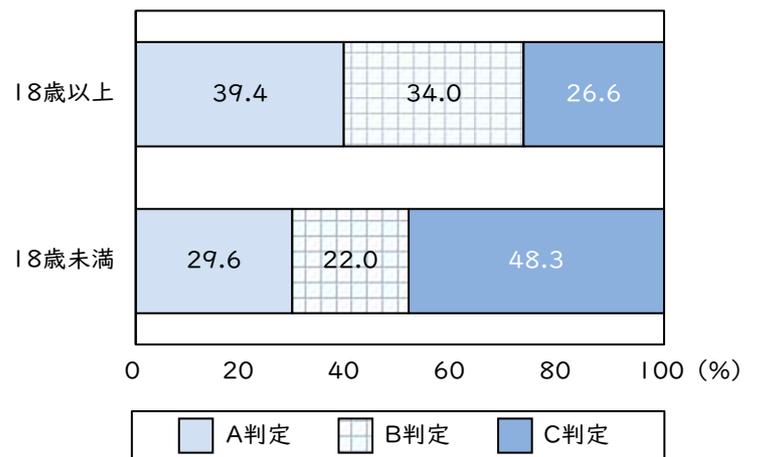
資料:福祉課(各年度末)

#### ■年齢階層別割合



資料:福祉課(令和元年度末)

#### ■年齢階層別判定割合

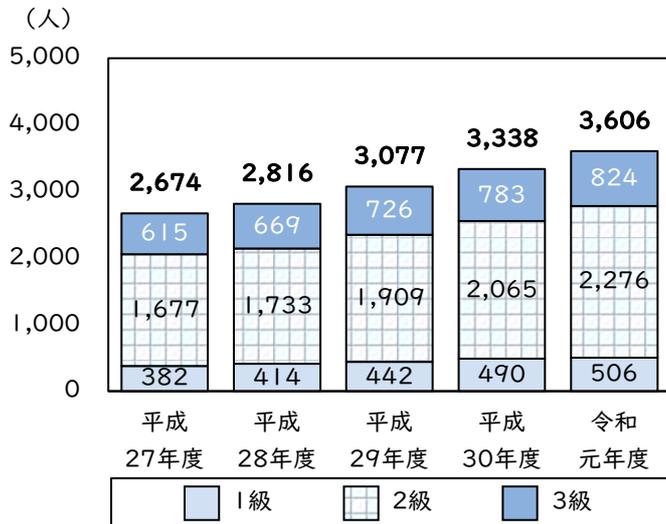


資料:福祉課(令和元年度末)

#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

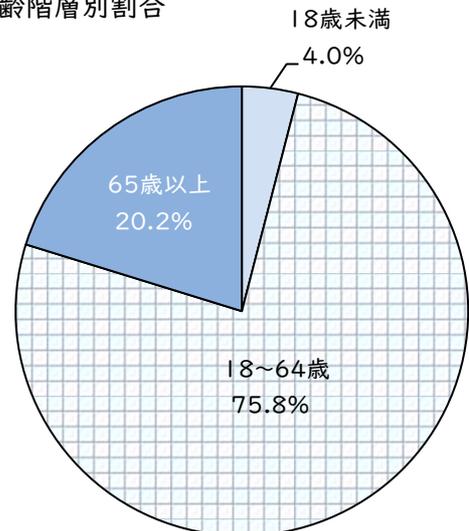
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、令和元年度では3,606人となっています。等級別では、各年度とも2級が最も多くなっています。令和元年度の年齢階層別割合をみると、18～64歳が75.8%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年度末)

■年齢階層別割合

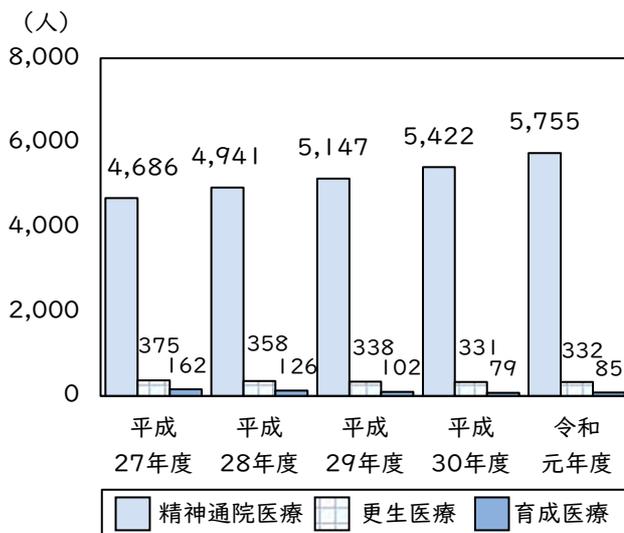


資料:福祉課(令和元年度末)

### (3) 自立支援医療の状況

自立支援医療受給者数については、精神通院医療は年々増加しています。更生医療と育成医療は平成30年度までは年々減少し、平成30年度から令和元年度は横ばいとなっています。

■自立支援医療受給者数の推移



資料:愛知県精神保健福祉センター・福祉課(各年度末)

#### 自立支援医療の対象者

##### ■精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

##### ■更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

##### ■育成医療

身体に障害を有する児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

「精神通院医療」は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも受けられるため、精神通院医療受給者数をみることで、精神的な病気を抱えている人がどれくらいいるかを知ることができます。

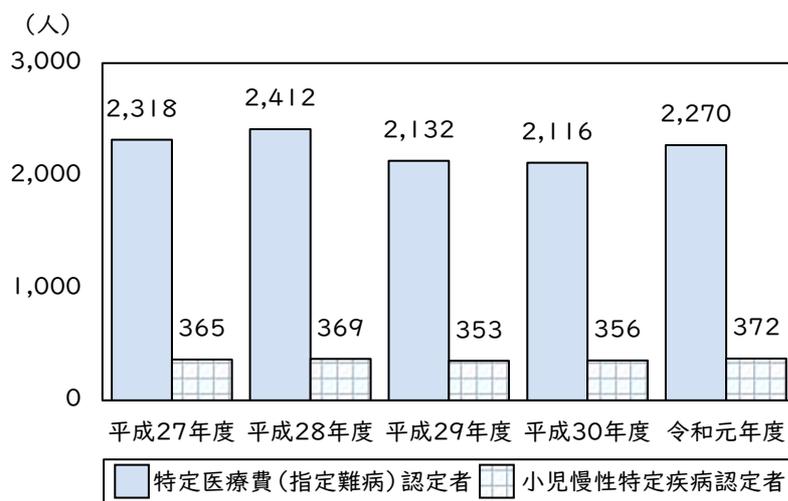
## (4) 難病・発達障害等の状況

### ① 難病患者等の状況

特定医療費（指定難病）認定者は、平成27年度から平成28年度にかけ増加した後減少に転じていましたが、令和元年度では再び増加し、2,270人となっています。

小児慢性特定疾病認定者については、各年350人～370人で推移しています。

#### ■ 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病認定者数の推移



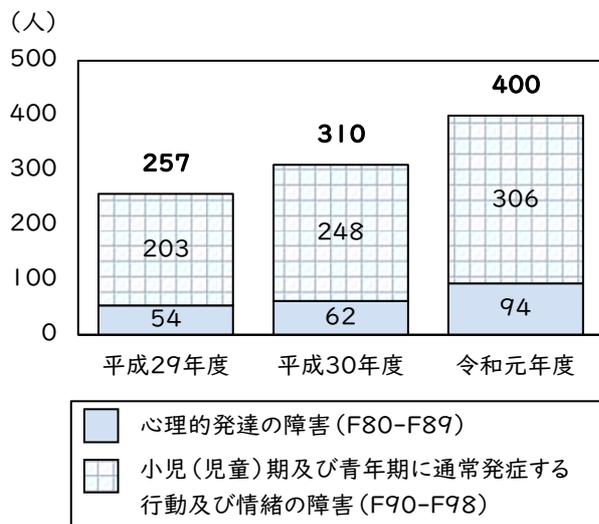
### 難病について

原因不明で、治療方法が確定していない疾病は難病といわれます。その中でも、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の必要性が高いものなどについては、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病として医療費の助成が行われています。

## ②発達障害の状況

発達障害に分類される障害により精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和元年度で400人となっており、平成29年度と比較すると1.56倍となっています。

### ■発達障害の状況



※発達障害の状況については、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした数値

### 発達障害について

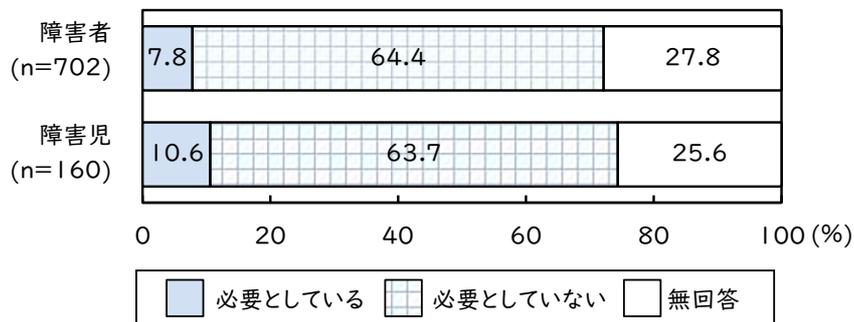
発達障害者支援法では、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

近年の傾向では、脳機能の障害であって、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心的発達の障害(F80-F89)」及び「小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」と診断され精神保健福祉手帳を所持している方が増えています。

## ③医療的ケアの状況

アンケート調査によると、障害児の約1割が医療的ケアを必要としていると回答しています。障害者については7.8%となっています。

### ■医療的ケアの必要性



### 医療的ケアとは

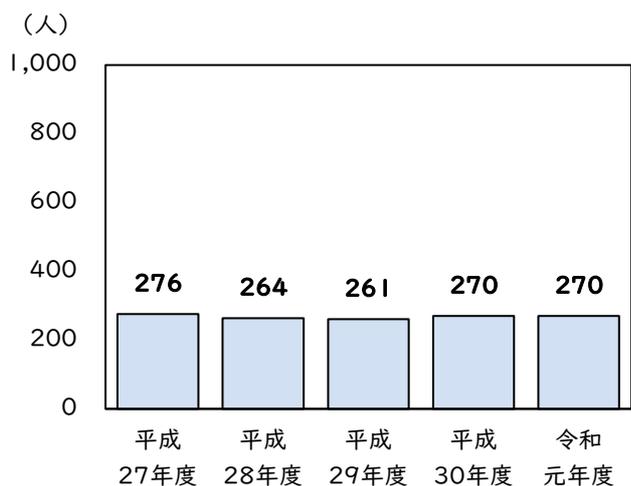
人工呼吸器や胃ろう等を使用したたんの吸引や経管栄養など、日常生活上必要不可欠な生活援助行為としての医療行為のことをいいます。

## (5) 障害のある子どもの状況

### ①障害者手帳所持者数の推移

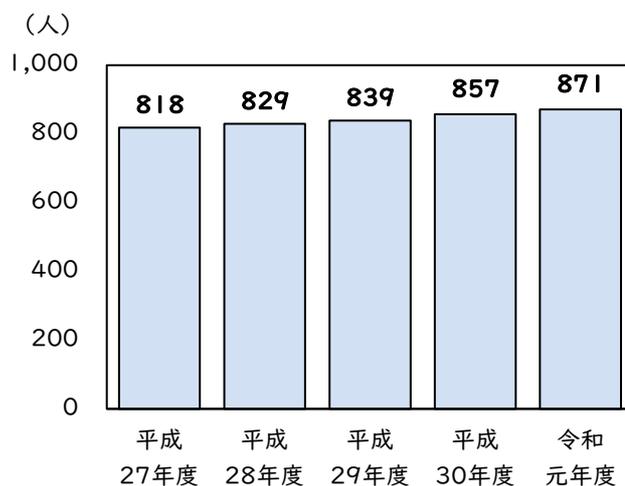
18歳未満の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばいとなっていますが、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移（18歳未満）



資料:福祉課(各年度末)

■療育手帳所持者数の推移（18歳未満）

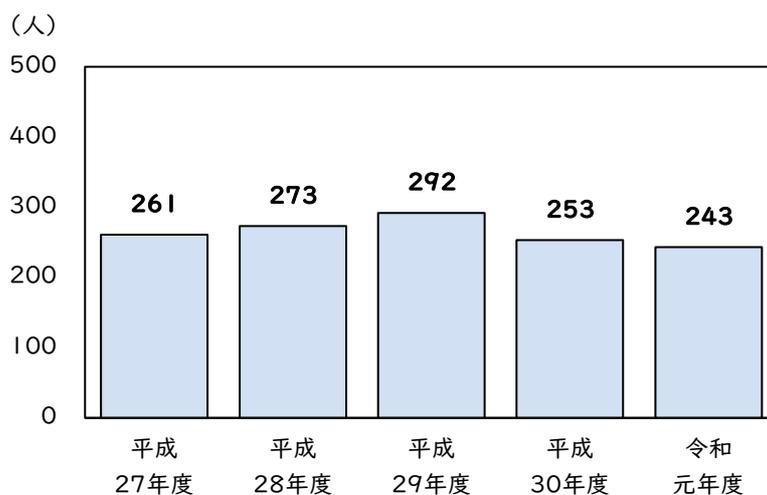


資料:福祉課(各年度末)

### ②障害児保育の状況

障害児保育利用者数は、平成29年以降減少傾向にあり、令和元年度では243人となっています。

■障害児保育利用者数の推移



資料:保育課(各年4月1日現在)

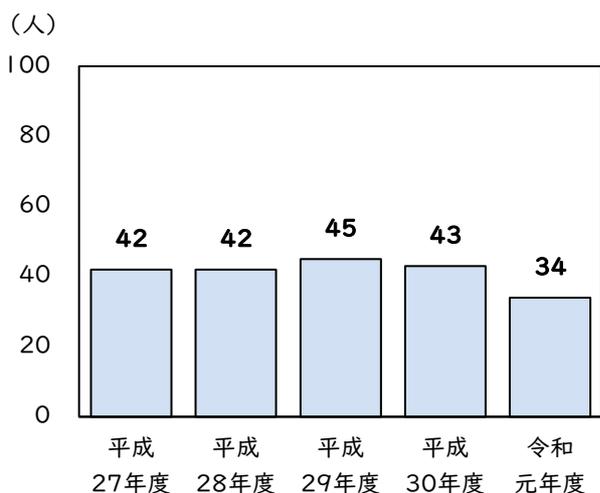
### ③放課後の居場所の状況

障害児児童クラブ利用者数は、平成30年度までは横ばいで推移していましたが、その後は減少に転じ、令和元年度では34人となっています。

放課後児童クラブの加配対象児童数は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、令和元年度では43人となっています。

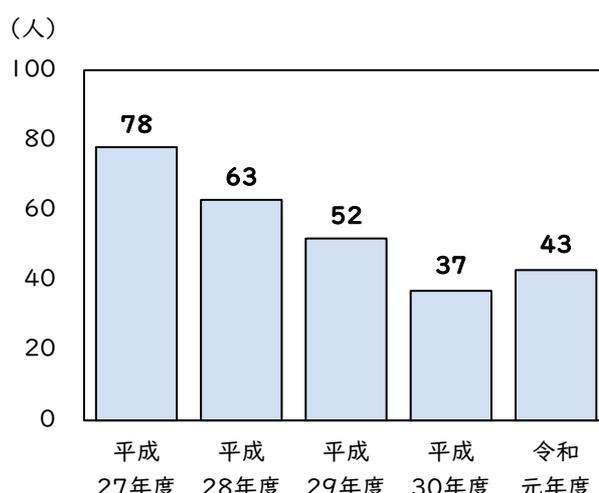
放課後等デイサービス利用者数は、平成30年度までは年々増加傾向にありましたが、令和元年度では減少し、834人となっています。

■障害児児童クラブ利用者数の推移



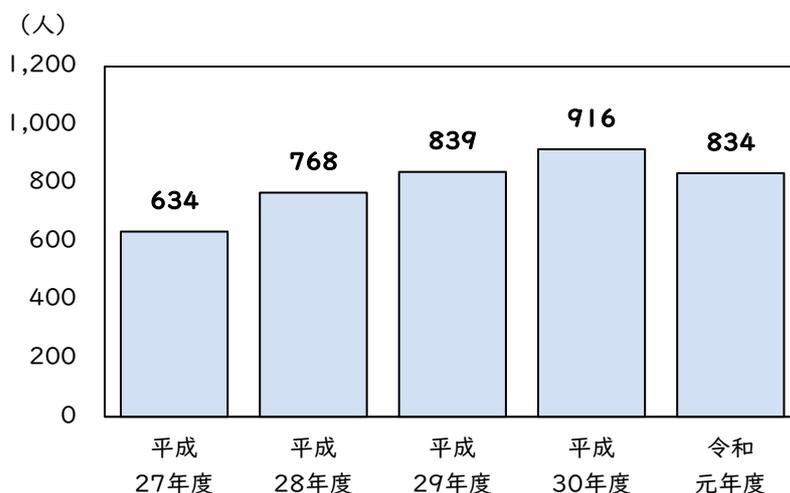
資料:子育て支援課

■放課後児童クラブの加配対象児童数の推移



資料:子育て支援課

■放課後等デイサービス利用者数の推移



資料:福祉課

#### 放課後の居場所

本市では、障害児児童クラブを2か所設置し、障害のある子どもの放課後の居場所づくりを進めているほか、放課後児童クラブにおいて特別に支援が必要な子どもに対して、職員を加配を行っています。

また、放課後等デイサービスでは、放課後や休業日に、障害のある子どもの生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流機会を提供しています。

#### ④特別支援学級・特別支援学校の状況

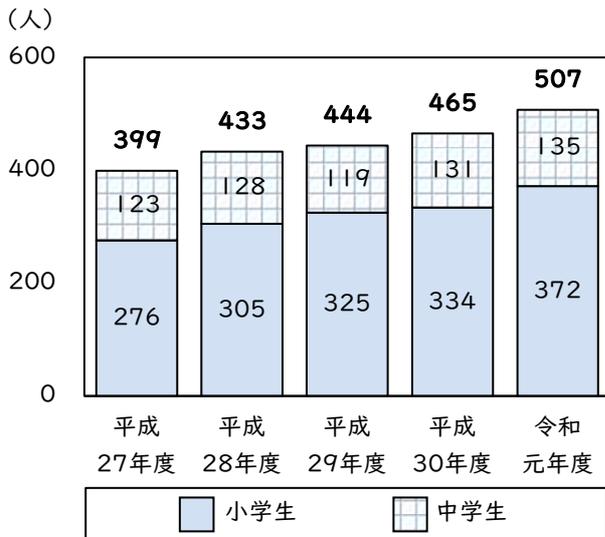
特別支援学級通学者数は年々増加し、令和元年度では507人となっています。

通級指導教室通学者数は、平成29年度以降減少傾向にあり、令和元年度では124人となっています。

特別支援学校通学者数は各年度400人前後で推移しています。通学先は一宮東特別支援学校が最も多くなっています。

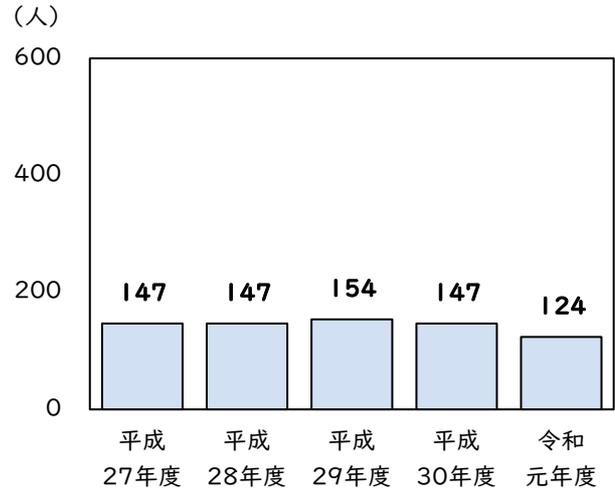
学部別にみると、各年度とも高等部への通学者が多くなっています。

■特別支援学級通学者数の推移



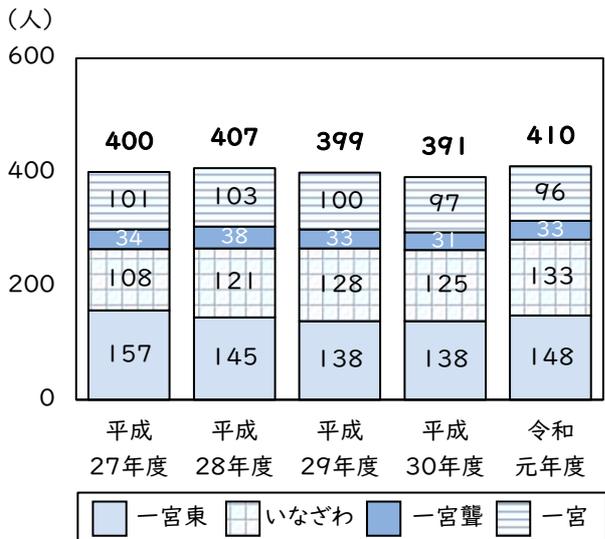
資料:学校教育課(各年5月1日現在)

■通級指導教室通学者数の推移

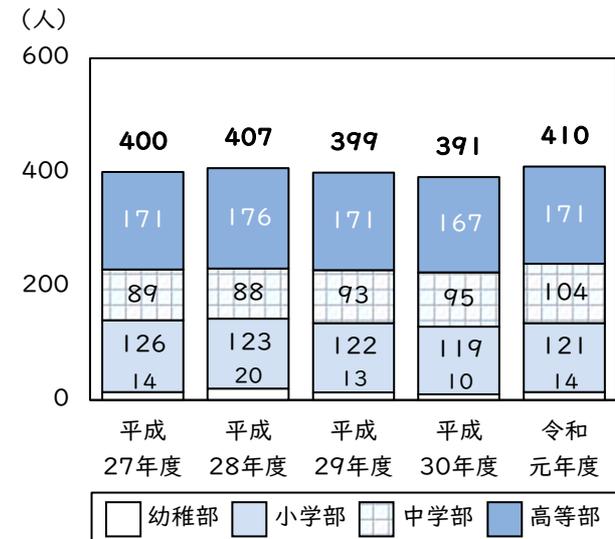


資料:学校教育課(各年5月1日現在)

■特別支援学校通学者数の推移(学校別・学部別)



資料:各学校(各年5月1日現在)



資料:各学校(各年5月1日現在)

## (6) 障害のある人の就労の状況

尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績をみると、知的障害、精神障害のある人への支援件数が多く、件数も増加傾向にあります。相談件数についても増加傾向にありましたが、平成30年度から令和元年度にかけては減少に転じています。

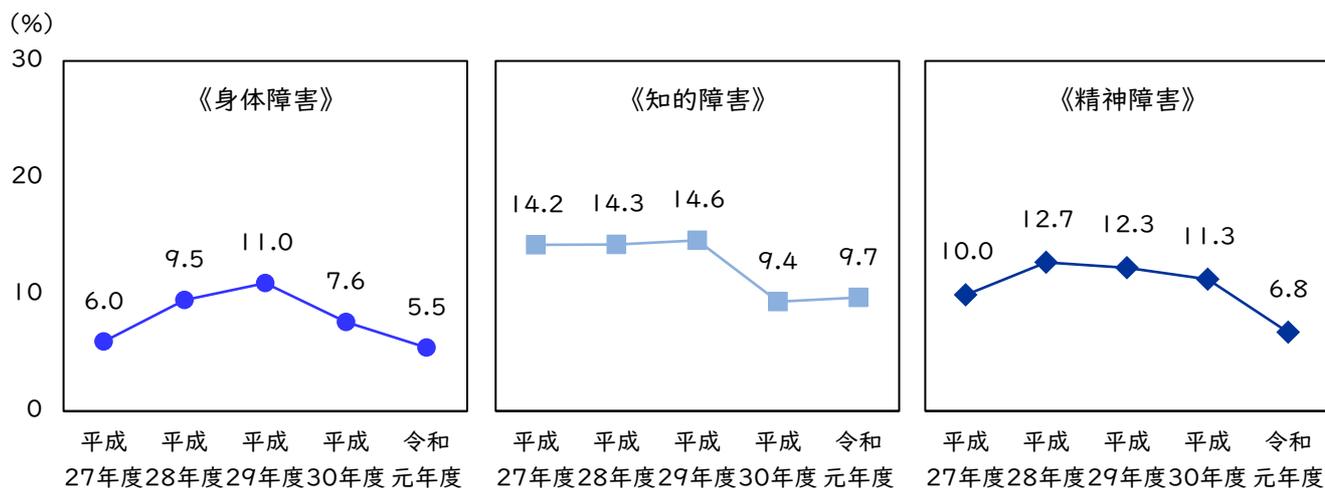
就職率はいずれの障害も平成29年度以降減少傾向にありますが、知的障害のある人については、平成30年度から令和元年度にかけて微増しています。

### ■尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
身体障害	支援対象者(人)	84	63	82	118	110
	就職件数(件)	5	6	9	9	6
	相談・支援件数(件)	189	408	569	585	454
	職場定着支援件数(件)	7	11	29	23	14
知的障害	支援対象者(人)	295	245	287	341	359
	就職件数(件)	42	35	42	32	35
	相談・支援件数(件)	1,370	2,022	2,549	2,587	2,401
	職場定着支援件数(件)	172	192	314	303	179
精神障害	支援対象者(人)	291	267	358	452	458
	就職件数(件)	29	34	44	51	31
	相談・支援件数(件)	1,366	1,853	3,473	3,695	2,673
	職場定着支援件数(件)	59	83	172	192	141

注：数値には稲沢市の実績も含む  
資料：尾張西部障害者就業・生活支援センター

### ■就職率の推移（尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績）

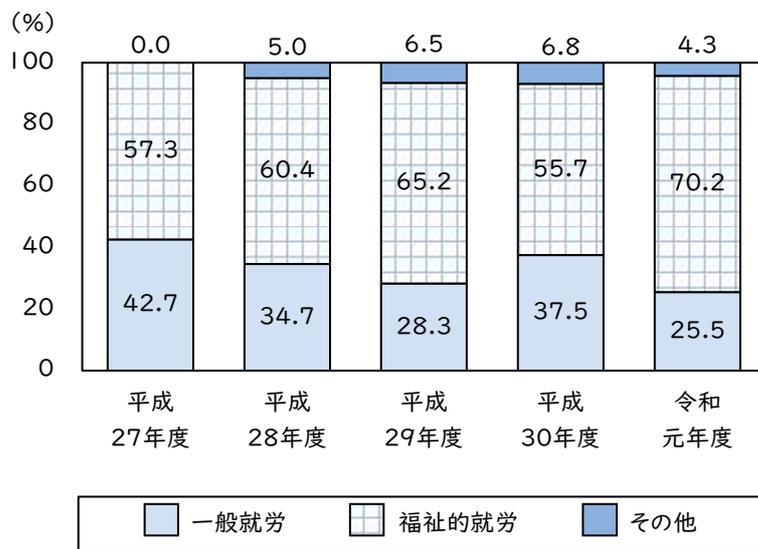


資料：尾張西部障害者就業・生活支援センター

特別支援学校卒業生の進路の推移をみると、各年度とも福祉的就労が最も多く、令和元年度では70.2%となっています。一般就労については25.5%となっています。

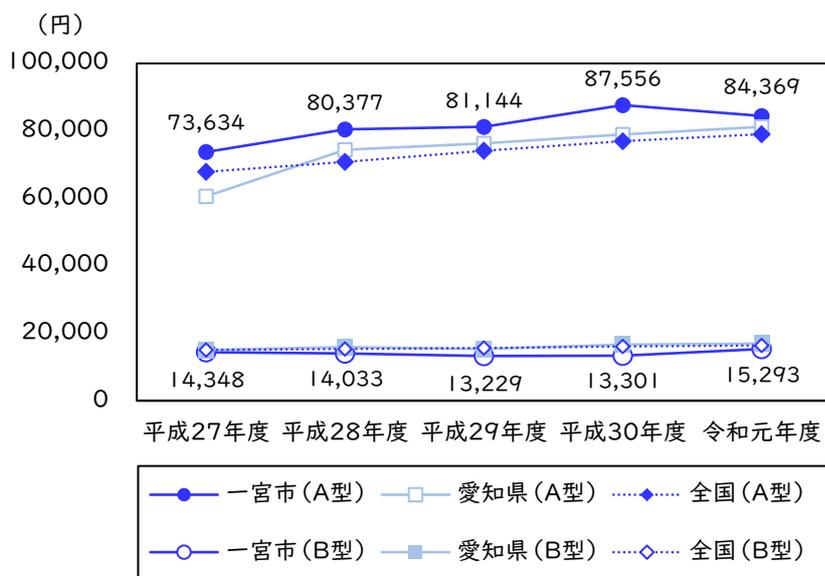
工賃の推移をみると、就労継続支援A型については増加傾向にあり、令和元年度では84,369円となっています。また、平成27年度からは、国・県平均の値を上回って推移しています。就労継続支援B型の令和元年度の工賃は、ここ5年間で最も高く15,293円となっています。増加傾向にあるものの、国・県平均の値を下回る状況が続いています。

■特別支援学校卒業生の進路の推移（卒業生総数に占める割合）



資料:福祉課(各年度末)

■就労継続支援A型・B型における工賃の推移（月平均・国・県比較）

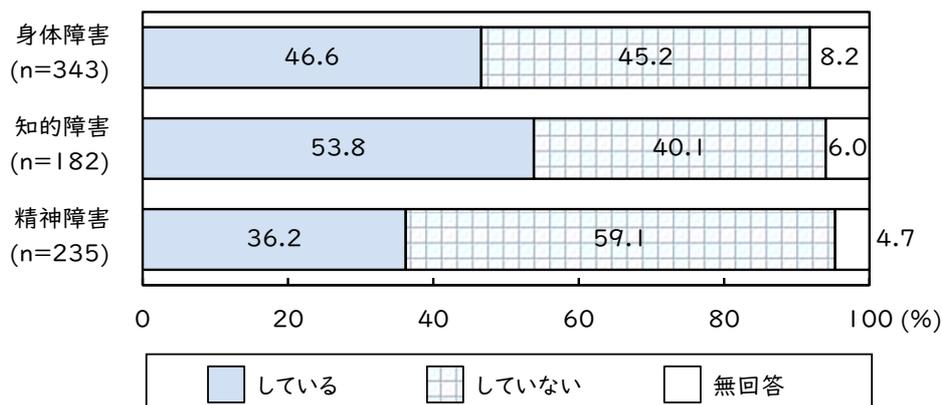


資料:福祉課

アンケート調査によると、《精神障害》では、仕事をしている人が少ない傾向にあります。

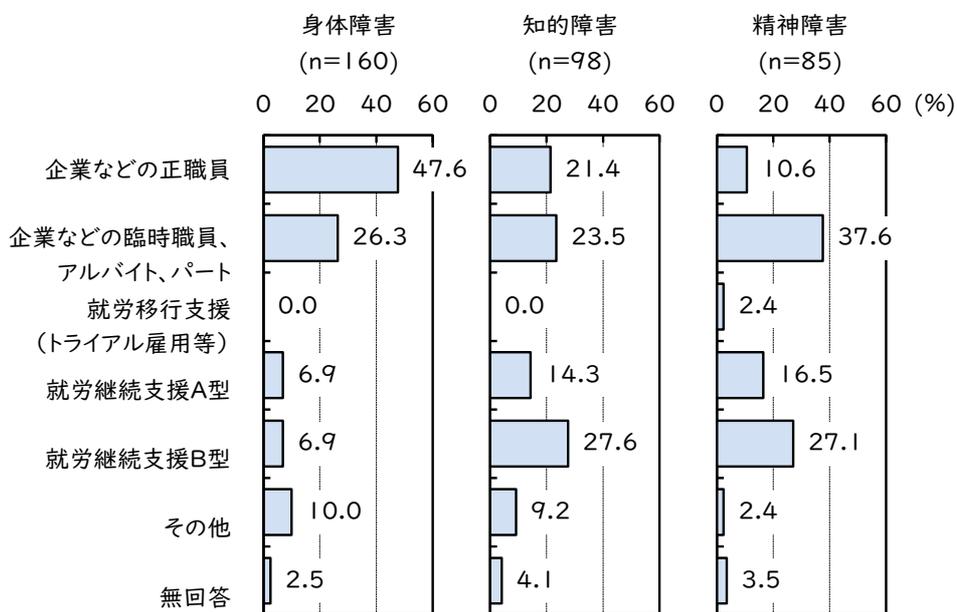
また、働く人の就労形態をみると、企業などの正社員として働く人は、《身体障害》では半数近くに上るのに対し、《知的障害》では約2割、《精神障害》では約1割となっています。《知的障害》では就労継続支援B型で働く人が最も多く、《精神障害》では企業などの臨時職員、アルバイト、パートとして働く人が最も多くなっています。

### ■就労の有無



資料：令和元年度障害者の暮らしに関するアンケート調査

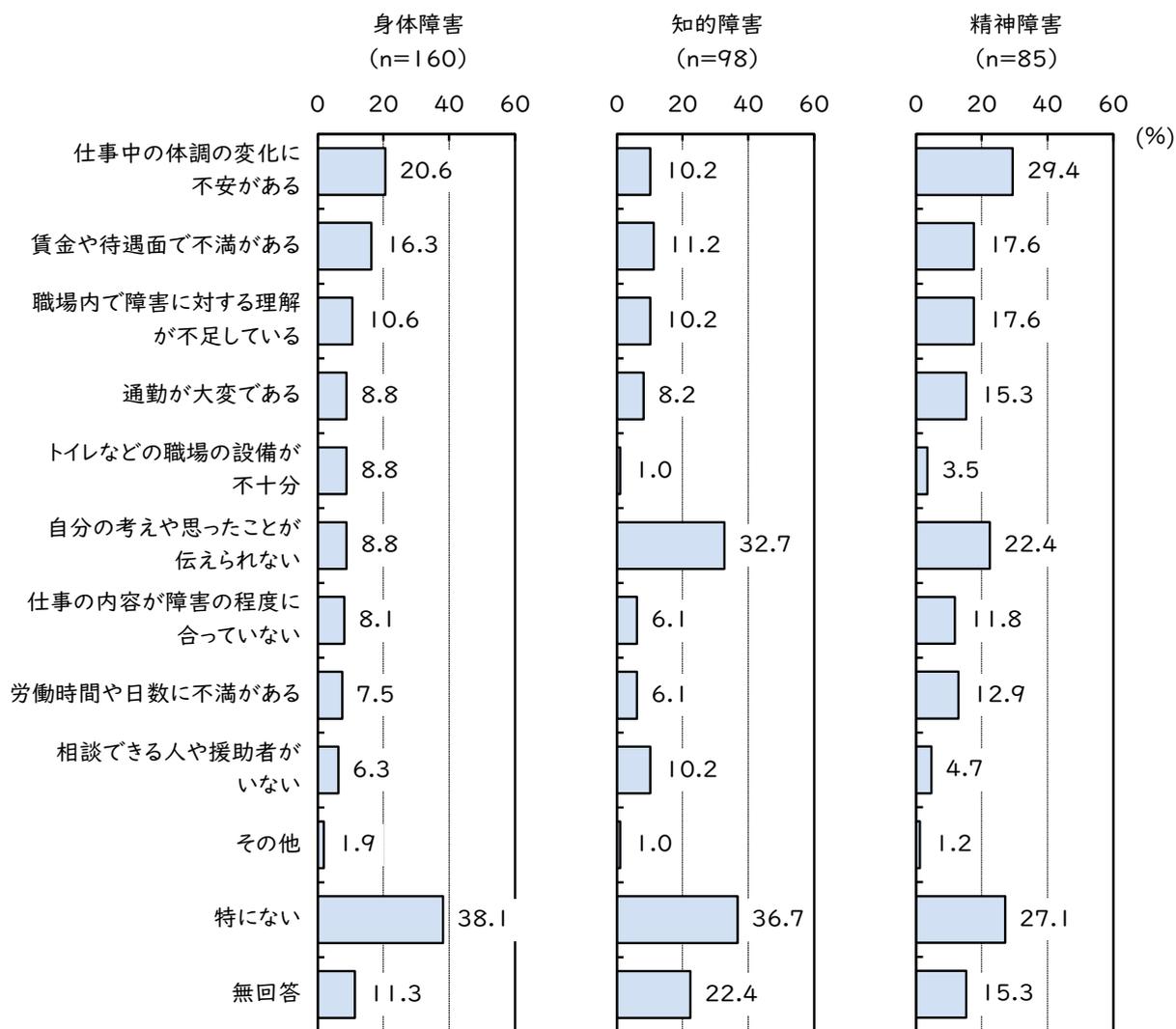
### ■就労形態



資料：令和元年度障害者の暮らしに関するアンケート調査

アンケート結果によると、仕事をする上での悩みや不満としては、《身体障害》、《精神障害》では「仕事中の体調の変化に不安がある」、《知的障害》では「自分の考えや思ったことが伝えられない」をあげる人が最も多くなっています。また、「賃金や待遇面で不満がある」についてはどの障害でも上位にあげられています。

■仕事をする上での悩みや不満



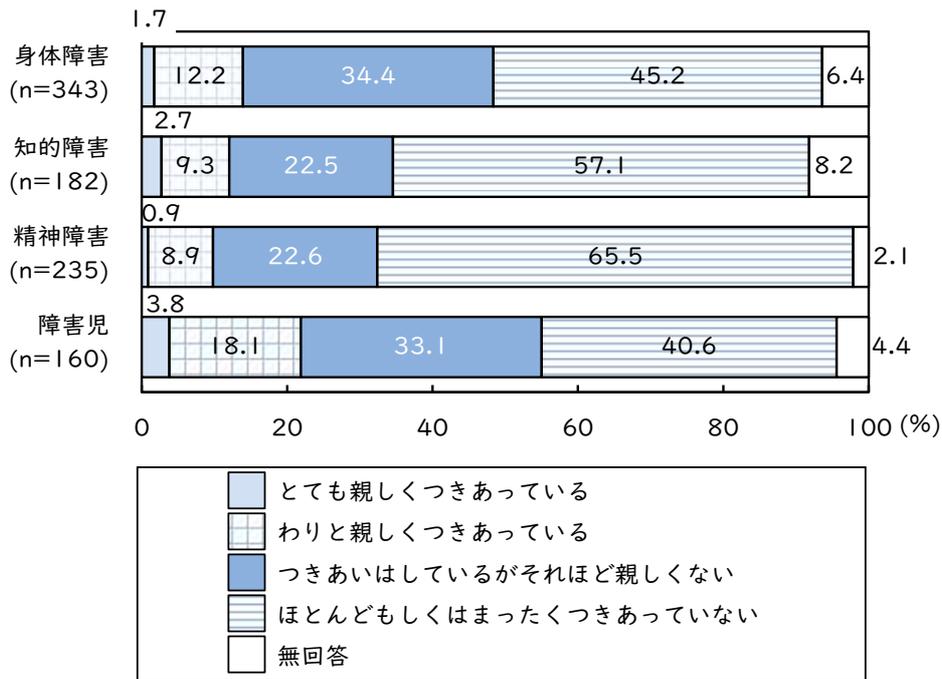
資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査(複数回答)

## (7) 住まいや暮らしについて

アンケート調査によると、近所付き合いの程度についてはどの障害でも、ほとんどもしくはまったくつきあっていないと回答する人が多くなっています。

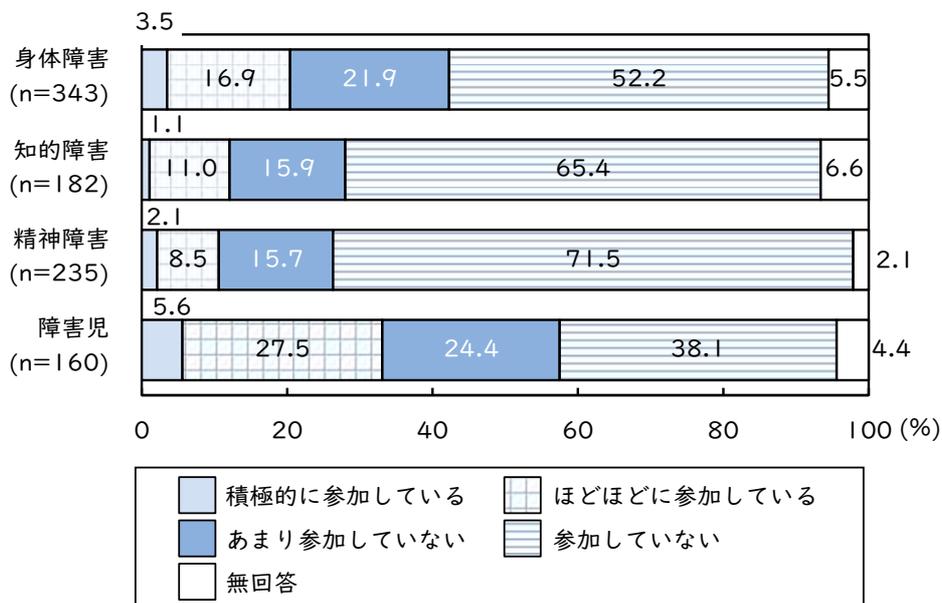
地域活動への参加状況についても、参加している割合は低い傾向にあり、最も割合が高い《障害児》で3割台半ばとなっています。

### ■近所付き合いの程度



資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査

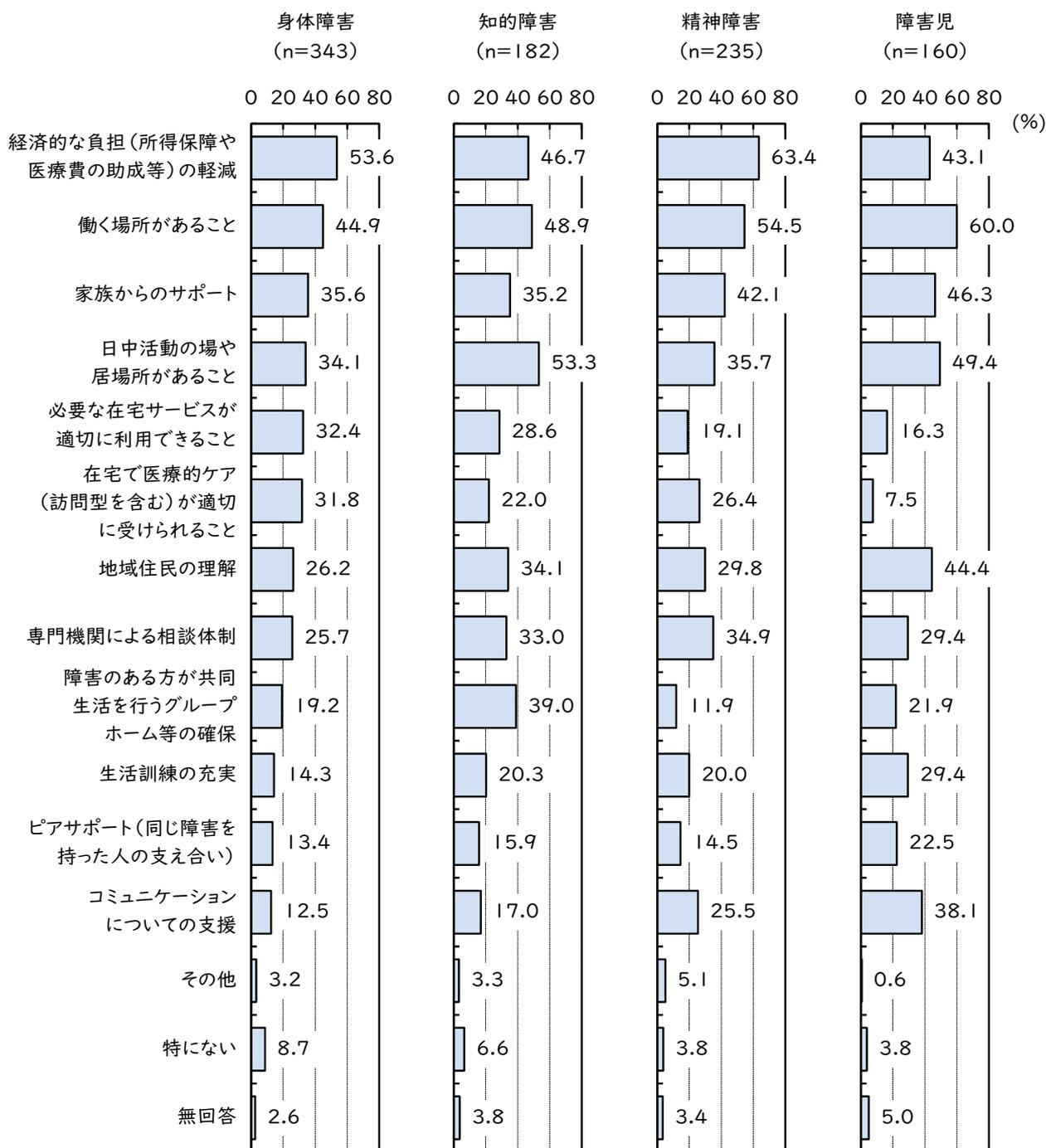
### ■地域活動への参加状況



資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査

アンケート調査によると、地域で生活するために必要な支援としては、どの障害においても、「経済的な負担（所得保障や医療費の助成等）の軽減」や「働く場所があること」、「日中活動の場や居場所があること」などが上位にあげられていますが、《身体障害》、《精神障害》では経済的な支援を望む人が最も高いのに対し、《知的障害》では日中活動の場や居場所、《障害児》では働く場所を望む人が最も高くなっています。

■地域で生活するために必要な支援

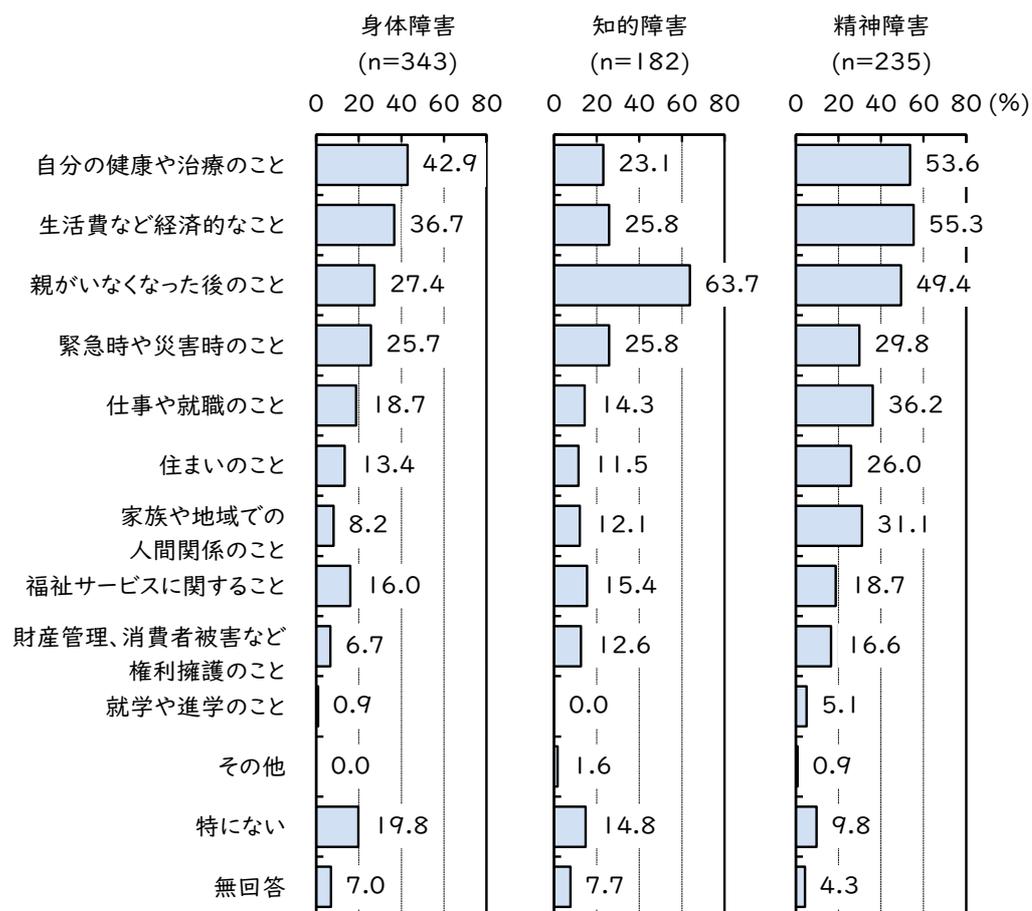


資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査(複数回答)

## (8) 相談・支援体制

アンケート調査によると、生活で不安なこととしては、《身体障害》、《精神障害》では、「自分の健康や治療のこと」や「生活費など経済的なこと」をあげる人が多いのに対し、《知的障害》では「親がいなくなった後のこと」をあげる人が6割以上で、他の項目の値を大きく上回っています。また、《精神障害》でも半数程度の人が、親がいなくなった後のことが心配であると回答しています。

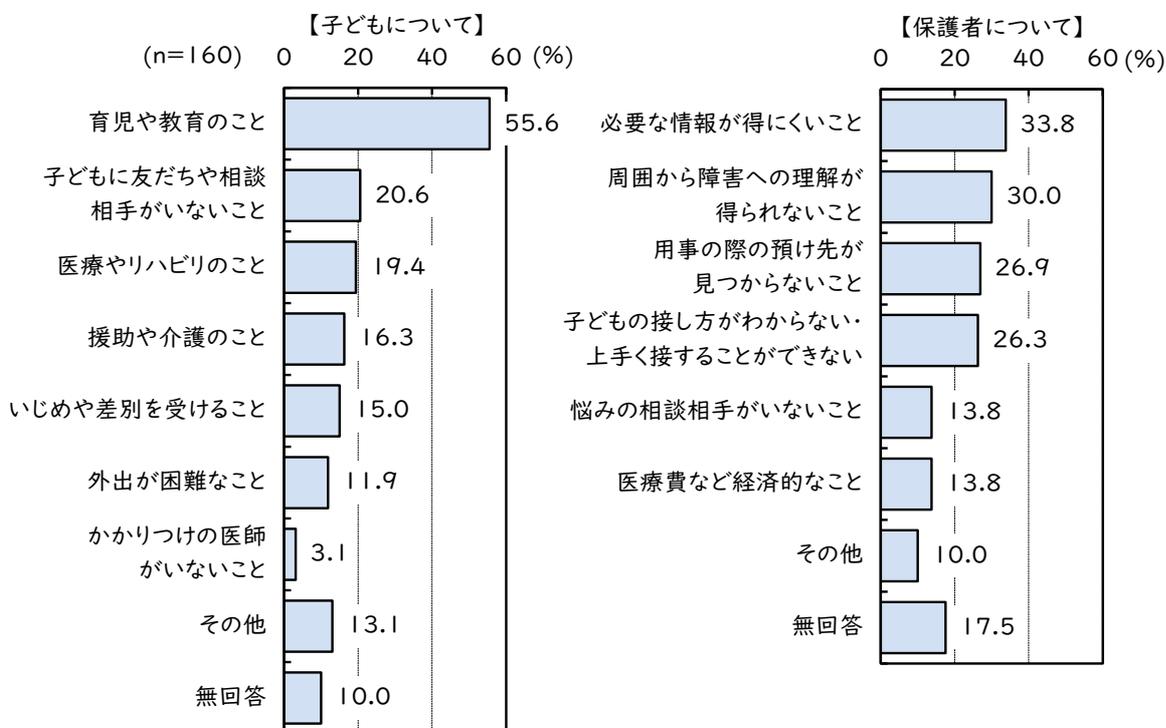
### ■生活で不安なこと



資料：令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査（複数回答）

アンケート調査によると、子どもについては「育児や教育のこと」をあげる人が最も多く、半数以上となっています。保護者に関することでは「必要な情報が得にくいこと」、「周囲から障害への理解が得られないこと」といった回答が多くなっています。

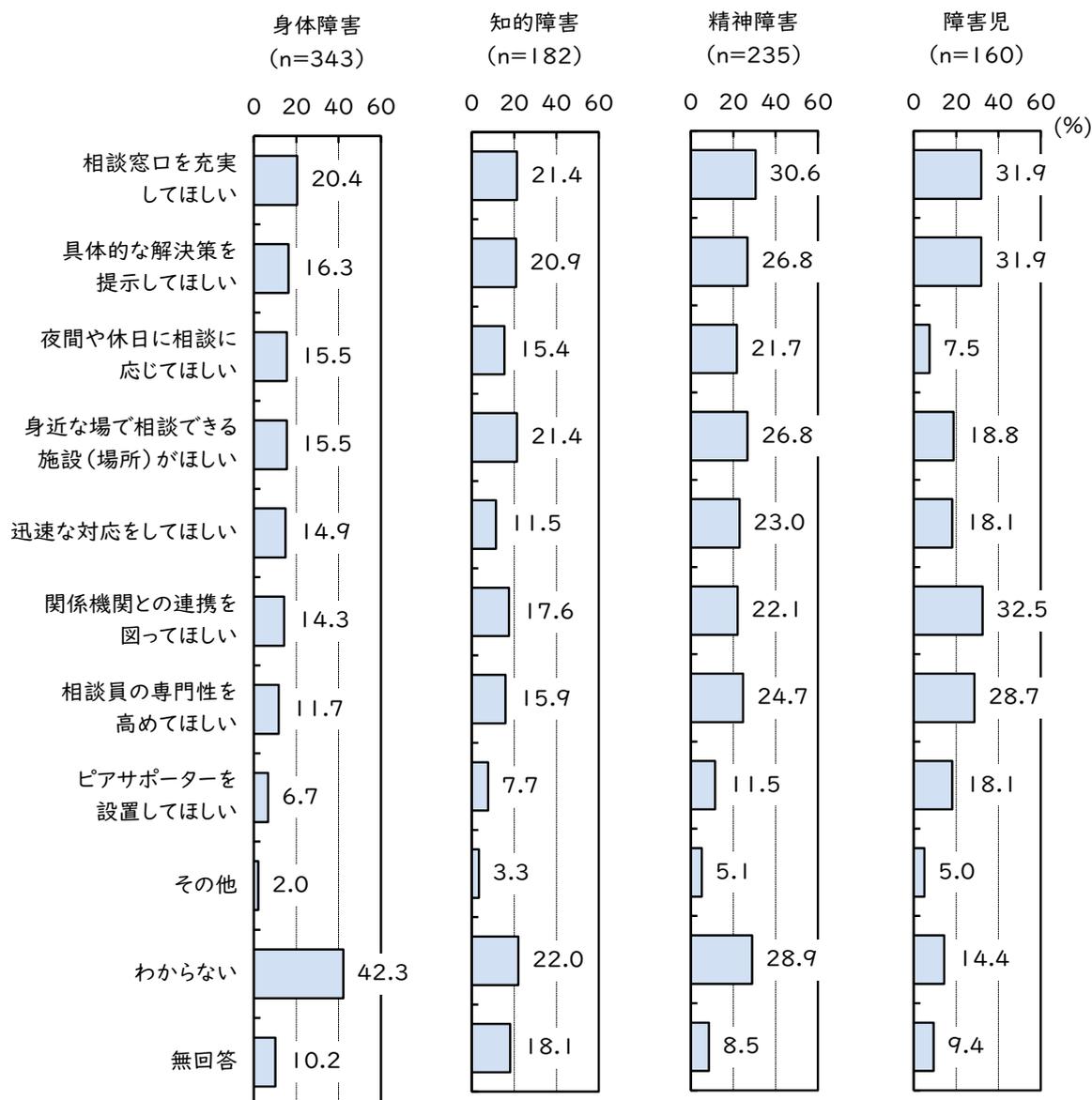
■悩みごとや困りごと（障害児）



資料：令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査（複数回答）

アンケート調査によると、相談体制に望むこととしては、成人ではどの障害でも、「相談窓口を充実してほしい」、「具体的な解決策を提示してほしい」、「身近な場で相談する施設（場所）がほしい」が上位にあげられています。《障害児》では、「相談窓口を充実してほしい」、「具体的な解決策を提示してほしい」も上位となっていますが、「関係機関との連携を図ってほしい」をあげる人が最も多くなっています。また、《精神障害》、《障害児》では、「相談員の専門性を高めてほしい」をあげる人が多い傾向にあります。

■相談体制に望むこと



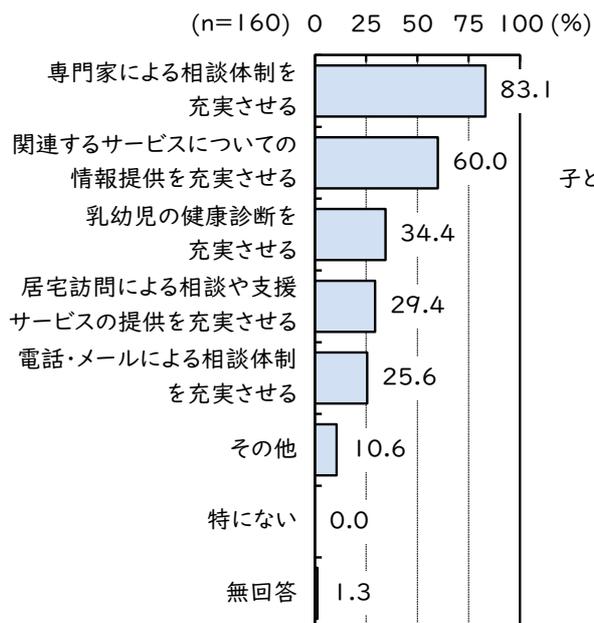
資料：令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査（複数回答）

アンケート調査によると、発達の不安や障害のある子どもの早期支援に向けて必要なこととしては、「専門家による相談体制を充実させる」、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」、「乳幼児の健康診断を充実させる」が上位にあげられています。

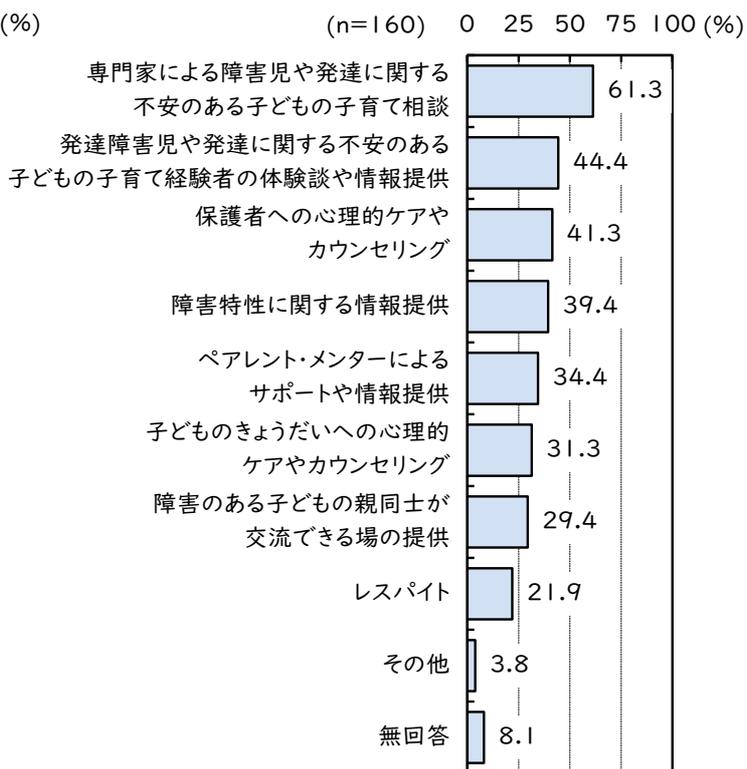
療育支援として必要なものとしては、「専門家による障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て相談」、「発達障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て経験者の体験談や情報提供」、「保護者への心理的ケアやカウンセリング」、「障害特性に関する情報提供」が上位となっています。

■ 早期支援に向けて必要なこと

■ 療育支援として必要なもの



資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査(複数回答)



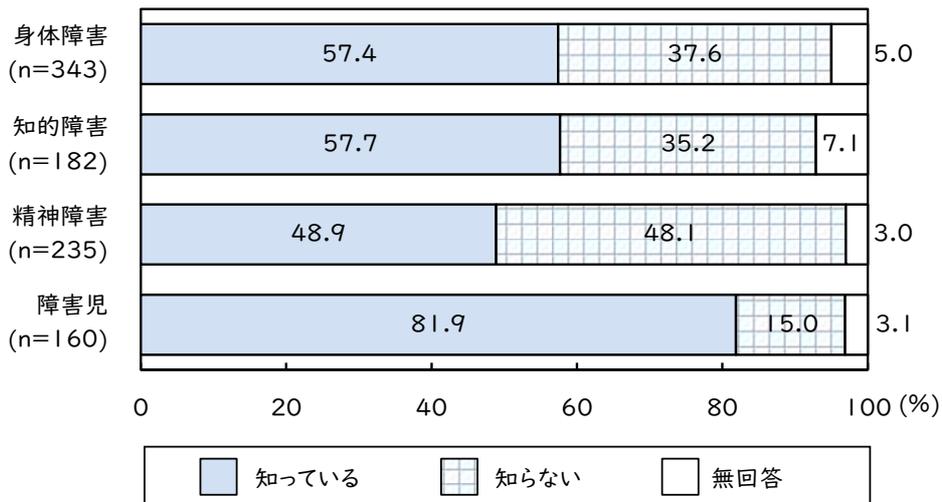
資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査(複数回答)

## (9) 災害時の対策について

アンケート調査によると、災害時の避難場所を知っている人は《障害児》では8割以上となっていますが、《身体障害》、《知的障害》では6割弱、《精神障害》では5割未満となっています。

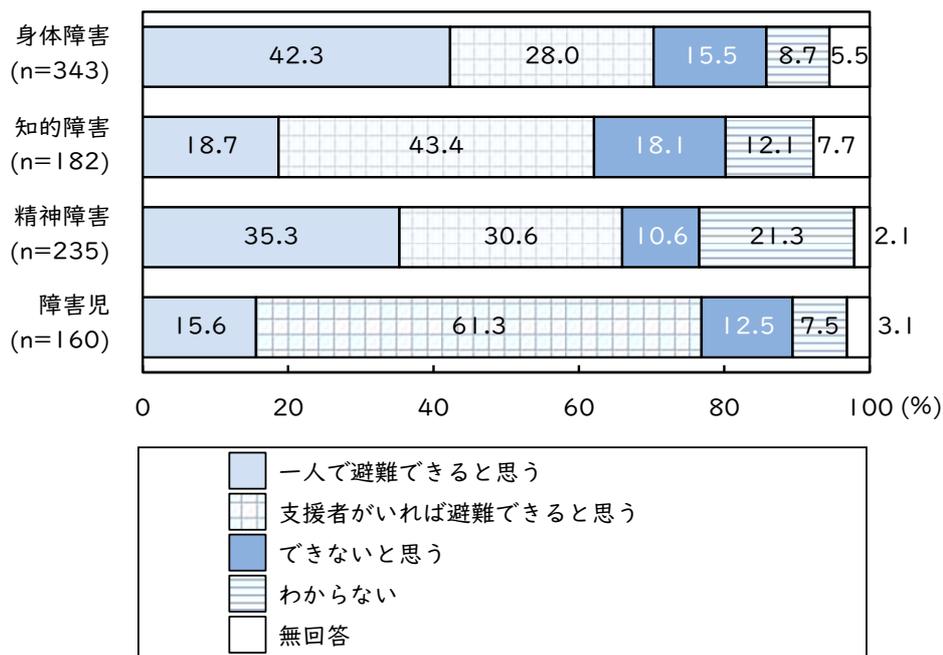
一人で避難できる人の割合は、《知的障害》、《障害児》で低い傾向にあり、2割未満となっています。

### ■避難場所の認知



資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査

### ■避難の可否



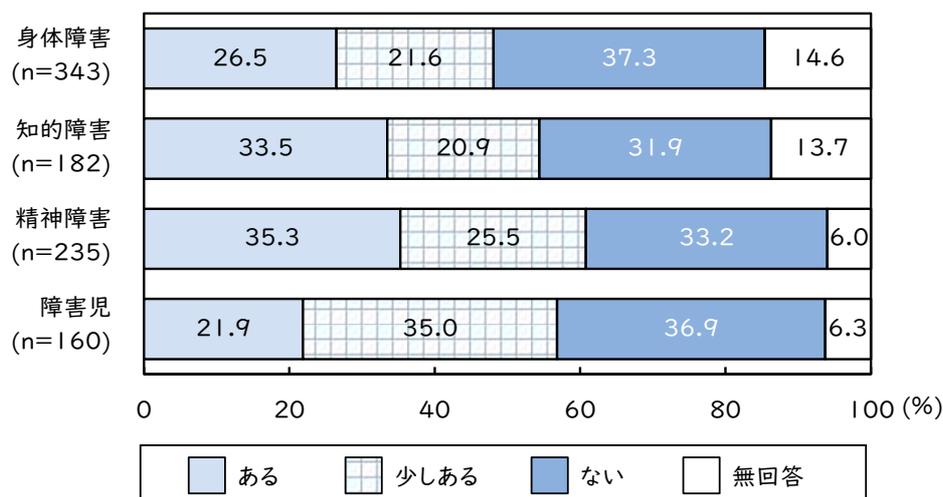
資料:令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査

## (10) 障害者の人権に関すること

アンケート調査によると、障害があることで差別や嫌な思いをした経験をした人は、《知的障害》、《精神障害》、《障害児》で半数以上となっています。

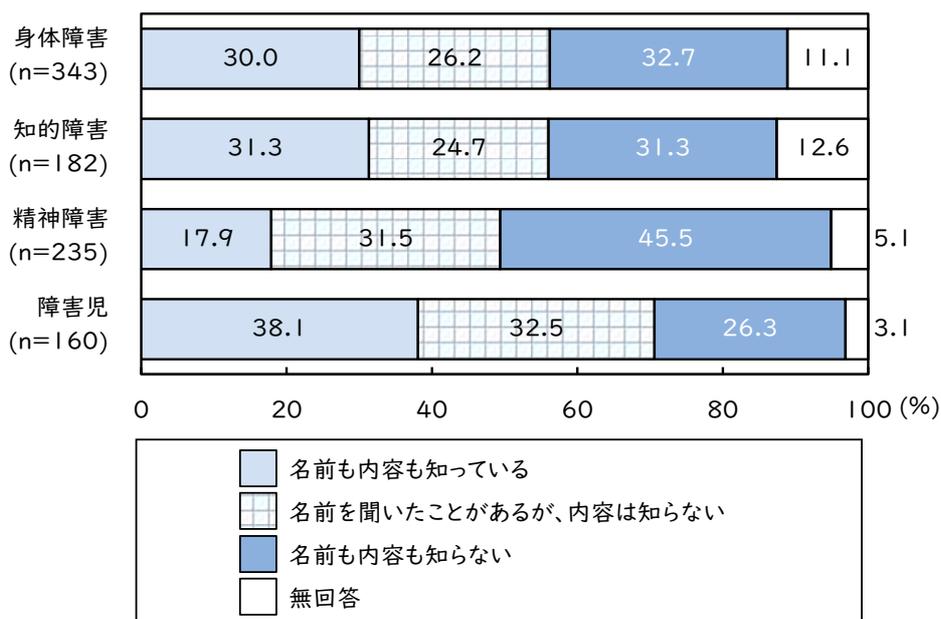
成年後見制度については、《精神障害》での認知が低く、内容まで知っている人は2割未満となっています。

### ■差別を受けた経験



資料：令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査

### ■成年後見制度の認知状況

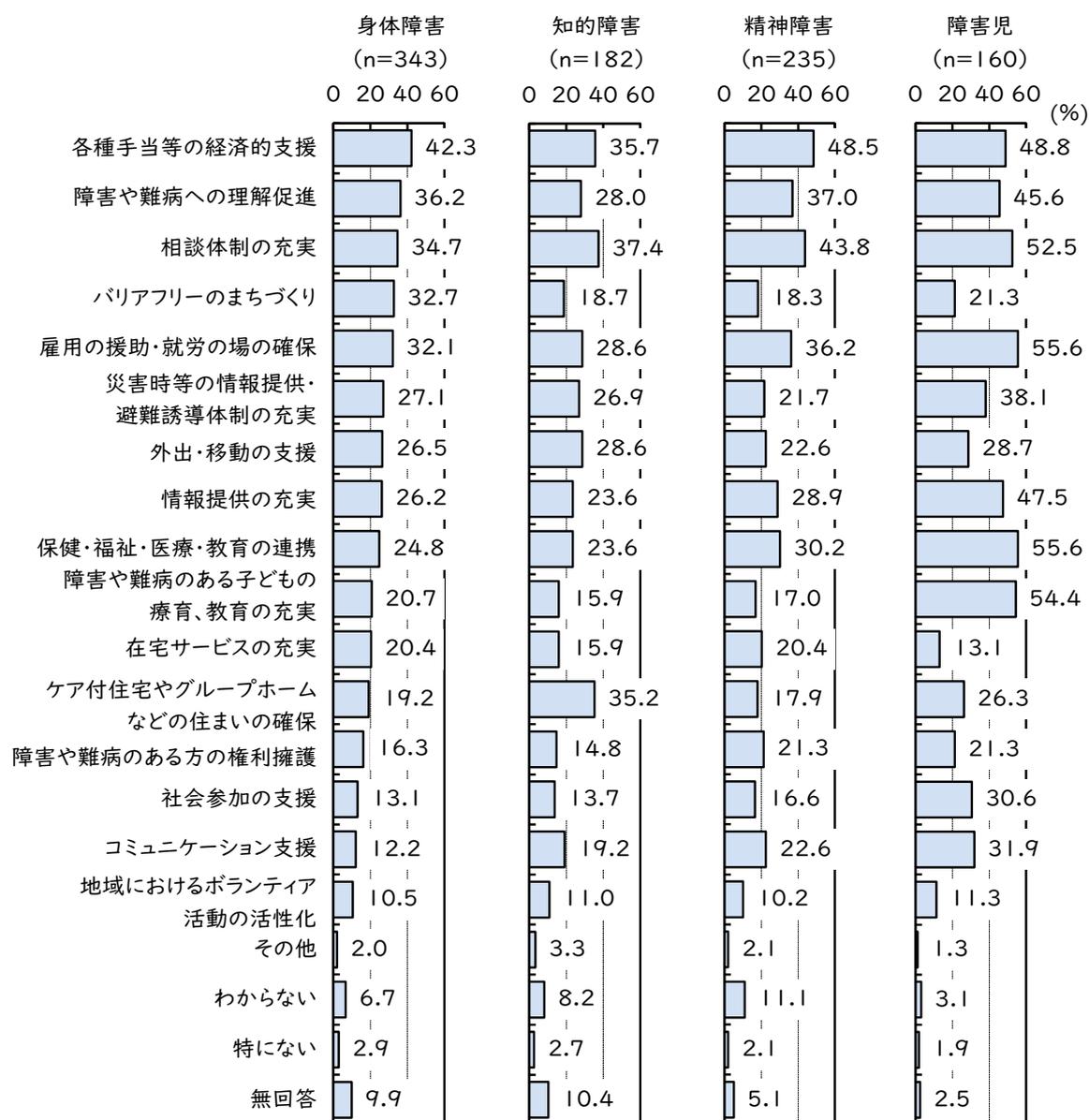


資料：令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査

## (11) 行政に望む支援

アンケート調査によると、今後力を入れてほしい施策としては、《身体障害》、《精神障害》では、「各種手当等の経済的支援」、「障害や難病への理解促進」、「相談体制の充実」が上位3位にあげられています。《知的障害》では、「各種手当等の経済的支援」や「相談体制の充実」に加えて、「ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの確保」が上位にあげられています。《障害児》については、「雇用の援助・就労の場の確保」、「保健・福祉・医療・教育の連携」、「障害や難病のある子どもの療育、教育の充実」、「相談体制の充実」が上位で、それぞれ5割以上となっています。

### ■今後力を入れてほしい施策



資料：令和元年度障害者のくらしに関するアンケート調査（複数回答）

## 2 障害福祉サービス等の利用状況

第5期一宮市障害福祉計画(含 第1期障害児福祉計画)におけるサービスの見込み量と実績は、次のとおりです。

### (1) 障害福祉サービスの見込みと利用実績の比較

#### ①訪問系サービス

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅介護 (時間/月)	見込み	13,640	14,669	15,776
	実績	14,045	17,753	-
	実績/見込み	103.0%	121.0%	-
重度訪問介護 (時間/月)	見込み	939	1,033	1,136
	実績	726	896	-
	実績/見込み	77.3%	86.7%	-
同行援護 (時間/月)	見込み	545	589	637
	実績	392	440	-
	実績/見込み	71.9%	74.7%	-
行動援護 (時間/月)	見込み	523	523	523
	実績	504	546	-
	実績/見込み	96.4%	104.4%	-
重度障害者等包括支援 (時間/月)	見込み	0	0	0
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-

#### ②日中活動系サービス

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活介護 (人日/月)	見込み	16,450	16,833	17,216
	実績	14,988	15,530	-
	実績/見込み	91.1%	92.3%	-
自立訓練(機能訓練) (人日/月)	見込み	34	34	34
	実績	19	0	-
	実績/見込み	56.4%	0.0%	-
自立訓練(生活訓練) (人日/月)	見込み	261	261	261
	実績	297	371	-
	実績/見込み	113.8%	142.1%	-
就労移行支援 (人日/月)	見込み	1,830	1,970	2,109
	実績	1,500	1,483	-
	実績/見込み	82.0%	75.3%	-
就労継続支援(A型) (人日/月)	見込み	7,067	7,368	7,669
	実績	6,391	6,447	-
	実績/見込み	90.4%	87.5%	-

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労継続支援(B型) (人/月)	見込み	10,051	11,599	13,385
	実績	9,373	10,509	-
	実績/見込み	93.3%	90.6%	-
就労定着支援 (人/月)	見込み	43	43	43
	実績	16	36	-
	実績/見込み	37.2%	83.7%	-
療養介護 (人/月)	見込み	39	45	52
	実績	36	38	-
	実績/見込み	92.3%	84.4%	-
短期入所 (人日/月)	見込み	1,114	1,180	1,250
	実績	1,059	1,133	-
	実績/見込み	95.0%	96.0%	-

### ③居住系サービス

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立生活援助 (人/月)	見込み	2	5	10
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-
共同生活援助 (グループホーム) (人/月)	見込み	342	373	404
	実績	317	348	-
	実績/見込み	92.7%	93.3%	-
施設入所支援 (人/月)	見込み	199	193	187
	実績	209	203	-
	実績/見込み	105.0%	105.2%	-

### ④相談支援

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
計画相談支援 (人/月)	見込み	578	597	616
	実績	551	653	-
	実績/見込み	95.3%	109.4%	-
地域移行支援 (人/月)	見込み	3	6	10
	実績	1	1	-
	実績/見込み	33.3%	16.7%	-
地域定着支援 (人/月)	見込み	3	6	10
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-

## (2) 地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較

### ①地域活動支援センター事業

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域活動支援センター (人日/月)	見込み	2,207	2,262	2,319
	実績	1,489	1,408	-
	実績/見込み	67.5%	62.2%	-

### ②移動支援事業

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
移動支援事業 (時間/月)	見込み	3,144	3,512	3,923
	実績	2,540	2,729	-
	実績/見込み	80.8%	77.7%	-

### ③日中一時支援事業

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
日中一時支援事業 (人日/月)	見込み	1,028	1,011	995
	実績	670	594	-
	実績/見込み	65.2%	58.8%	-

### ④相談支援事業

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
相談支援事業(一般相談支援) (箇所)	見込み	6	6	6
	実績	6	6	-
	実績/見込み	100.0%	100.0%	-

### ⑤成年後見制度利用支援事業

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
成年後見制度利用支援事業 (件/年)	見込み	10	10	10
	実績	17	8	-
	実績/見込み	170.0%	80.0%	-

### ⑥意思疎通支援事業

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
意思疎通支援事業 (件/年)	見込み	374	398	422
	実績	595	529	-
	実績/見込み	159.1%	132.9%	-

⑦日常生活用具給付等事業

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	見込み	42	42	42
	実績	38	54	-
	実績/見込み	90.5%	128.6%	-
自立生活支援用具 (件/年)	見込み	80	80	80
	実績	70	62	-
	実績/見込み	87.5%	77.5%	-
在宅療養等支援用具 (件/年)	見込み	93	93	93
	実績	96	73	-
	実績/見込み	103.2%	78.5%	-
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	見込み	70	70	70
	実績	68	39	-
	実績/見込み	97.1%	55.7%	-
排泄管理支援用具 (件/年)	見込み	9,093	9,565	10,063
	実績	8,451	8,454	-
	実績/見込み	92.9%	88.4%	-
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件/年)	見込み	13	13	13
	実績	21	10	-
	実績/見込み	161.5%	76.9%	-
合計 (件/年)	見込み	9,391	9,863	10,361
	実績	8,744	8,692	-
	実績/見込み	93.1%	88.1%	-

⑧福祉ホーム

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
福祉ホーム (箇所)	見込み	1	1	1
	実績	2	2	-
	実績/見込み	200.0%	200.0%	-

### (3) 児童福祉法に基づくサービスの見込みと利用実績の比較

#### ①障害児通所支援

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童発達支援 (人日/月)	見込み	3,168	3,378	3,589
	実績	2,803	2,937	-
	実績/見込み	88.5%	86.9%	-
医療型児童発達支援 (人日/月)	見込み	8	8	8
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-
放課後等デイサービス (人日/月)	見込み	8,824	9,801	10,778
	実績	8,652	10,052	-
	実績/見込み	98.0%	102.6%	-
保育所等訪問支援 (人日/月)	見込み	31	34	36
	実績	48	50	-
	実績/見込み	154.0%	146.1%	-
居宅訪問型児童発達支援 (人日/月)	見込み	12	24	36
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-

#### ②障害児相談支援

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
障害児相談支援 (人/月)	見込み	185	199	215
	実績	163	166	-
	実績/見込み	88.1%	83.4%	-

### 3 前計画の評価

#### (1) 第2次障害者基本計画の取組の進捗状況

第2次一宮市障害者基本計画では、8つの基本目標のもと71の取組を進めており、ほとんどの取組が予定通り進んでいる状況です（予定通りの進捗：59、ほぼ予定通りの進捗：12）。

##### 基本目標1 障害のある人の権利の尊重

合理的配慮の実践・普及を目指して、広報紙を活用した啓発や講演会などを行いました。

また、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度の周知や日常生活自立支援事業の利用を促進しており、ニーズは増加していますが、迅速な対応が難しい状況となっています。

虐待の早期発見・早期支援に向けては、基幹相談支援センター（虐待防止センター）を中心として関係機関と連携しながら対応しているほか、虐待防止の啓発にも努めてきました。

##### 基本目標2 障害のある人への理解の浸透

障害のある人に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、広報紙やイベント等を活用した啓発や福祉推進校事業補助金の活用による福祉教育を推進するとともに、市職員に対し、障害に対する理解を深めるための研修を行いました。

また、ボランティア養成講座の開催により障害者福祉の担い手となる人材を育成したほか、障害者団体やその家族等による活動を支援しました。

##### 基本目標3 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

障害のある人や家族の相談に対応するため、障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所やサービス提供事業所、その他関係機関と連携しながら、相談支援事業の充実を図ってきました。

また、各種窓口で受けた相談については、関係部署と連携をとりながら、情報を共有し、必要な支援につなげてきました。

そのほか、適切な支援につながるよう、市ウェブサイトや広報紙を通じて、障害福祉サービス等の周知を行い、利用を促進してきました。

##### 基本目標4 健康づくりと医療費助成の推進

障害の早期発見・早期対応に向け、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康診査・事後指導の充実を図り、障害の発見後は、一宮児童相談センターや医療機関等と連携し、専門機関の紹介や相談指導を行ってきました。

また、障害の原因となる疾病の予防に向け、健康増進施策を展開するとともに、健康の自己管理に向けた啓発に取り組みました。経済的支援としては、心身障害者医療費や自立支援医療費を助成しています。

## 基本目標5 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

乳幼児期から一貫した切れ目のない支援を行うため、児童発達支援センターを中心として、障害のある子どもに対する支援ネットワークを構築しています。令和2年度には児童発達支援センターが2か所となり、関係機関との連携や療育支援・地域支援のより一層の充実を図っています。

また、障害のある子どもの特性や能力や保護者の意見を尊重しながら適切に就学相談、教育支援を実施するとともに、遊びと友だちづくりの場、保護者同士の情報交換の場を提供してきましたが、参加の促進と新たな運営ボランティアの確保が課題となっています。

## 基本目標6 障害のある人の雇用・就労の支援

就労による自立に向けて、尾張西部圏域において障害者就業・生活支援センターを中心に、就労系事業所、労働局、ハローワーク、職業能力開発校、相談支援事業所、特別支援学校が連携し、障害者雇用に関する情報を共有するとともに、地域の商店や企業等での職場体験を支援してきました。

また、一般企業での雇用促進に向け、国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用を促進する各種助成制度等の周知を行ってきました。

そのほか、障害者就労施設等の自主製品の販路拡大や障害者優先調達の推進にも取り組んできましたが、取扱業務の周知不足による調達需要との不一致の解消が課題となっています。

就労定着に向けた支援としては、尾張西部障害者就業・生活支援センター等において、職場内のトラブルや悩みごとの相談に応じ、継続して働くためのサポートを行ってきました。

## 基本目標7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ってきました。

また、住まいの場の充実としてグループホーム等の整備に対する補助や車椅子利用者向けの市営住宅の確保を行いました。

そのほか、歩道や建築物のバリアフリー化など、施設・設備面の改善を推進してきました。

社会参加への支援としては、タクシー料金の助成や移動支援サービスの充実、各種生涯学習の充実や障害者スポーツの振興などに取り組みました。

## 基本目標8 災害時における障害のある人への支援

災害時支援の充実に向け、要支援者の把握に努めるとともに、災害時に必要な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備や地域住民と連携した情報伝達や救助・避難の体制の構築、避難場所の整備に取り組んできました。

また、災害時に適切な避難行動が取れるよう、サービス提供事業所等に対して避難訓練の実施についての指導を行いました。障害のある人に対しては、防災知識の普及を行いました。

## (2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況

### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者は減少しているものの、死亡や高齢者施設への変更によるものが多く、地域生活への移行は進んでいない状況です。

地域移行を促進するため、受け皿となるグループホーム等の社会資源不足の解消に努める必要があります。

項目	令和元年度実績	令和2年度目標	目標値の算出方法
施設入所者の地域生活への移行	3人	20人	H28年度末の施設入所者(212人)×9%
施設入所者の削減	14人	5人	H28年度末の施設入所者(212人)×2%

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市の状況に適した保健、医療、福祉関係者による協議の場を、令和2年度末までに設置するよう研究を進めました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものとなるため、引き続き検討していく必要があります。

項目	令和2年度目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	自立支援協議会の場を活用し、設置をめざす。

### ③地域生活支援拠点等の整備

相談の24時間体制として「障害者休日夜間相談窓口事業」、また緊急時の受入確保として「障害者緊急短期入所利用空床確保事業」を継続して実施しました。

今後は、体験の機会・場や専門性の高い相談支援、地域の支援体制の一層の充実に取り組む必要があります。

項目	令和2年度目標
地域生活支援拠点等	既存の体制の充実にめざす。

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者は増加傾向が続いており、平成30年度時点で目標は達成していましたが、令和元年度には減少し、目標値を下回っている状況です。就労移行支援事業の利用者も平成28年度より増加傾向にあります。また、就労移行支援事業所4事業所とも就労移行率は高く、目標移行率の3割を超えている状況です。

障害のある人の地域移行をさらに進めるため、引き続き、就労支援サービスの充実を図り、一般就労への移行を推進していく必要があります。

項目	令和元年度実績	令和2年度目標	目標値の算出方法
福祉施設から一般就労への移行者	47人	65人	H28年度末の福祉施設から一般就労への移行者(43人)×150%
就労移行支援事業の利用者	95人	105人	H28年度末の就労移行支援事業の利用者(87人)×120%
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	75.0%	50%	-
就労定着支援1年後の就労定着率	73.3%	80%	-

#### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもを支援する事業所の充実を図るとともに、ペアレントプログラム支援者養成講座を行いました。また、医療的ケアネットワーク会議を継続的に開催し、構成員の充実についても検討しました。

個々に応じたきめ細かな指導や支援の一層の充実を目指し、障害のある子どもの実態に即した支援体制の構築に取り組む必要があります。

項目	令和元年度実績	令和2年度目標
児童発達支援センター	複数化の検討とともに、既存施設の充実を図った。	児童発達支援センターの複数化を検討するとともに、既存の児童発達支援センター(1か所)の機能充実を図る。
保育所等訪問支援	年度末時点で3事業所。	さらなる事業所数の増加を図る。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	年度末時点で3事業所。	既存の事業所の維持を図るとともに、事業所数の増加を図る。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	医療的ケアネットワーク会議を5回開催した。	既存の協議の場について、構成員の充実など、さらなる機能充実を図る。

## 4 現状の課題と今後の方向性

### (1) 障害への理解促進・権利擁護

#### 現状

##### 全国的な動向

- 平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行。共生社会の実現に向けて、障害のある人の社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去を総合的かつ計画的に行うことがあげられる。
- 平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行。障害のある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止に加えて、合理的配慮を提供することが行政機関に義務付けられた。
- 平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定。利用促進のための地域ネットワークの構築などが求められている。
- 障害者に対する虐待や嫌がらせなどの人権問題が発生している。

##### 前計画の評価

- 判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度の周知や日常生活自立支援事業の利用促進に取り組んでいる。
- 日常生活自立支援事業のニーズが増加しており、迅速な対応が難しい状況にある。

##### アンケート調査

- 障害があることで差別や嫌な思いをした経験をした人は、知的障害、精神障害で多い傾向にあり、半数以上の人を経験したと回答。
- 今後力を入れてほしい施策として、「障害や難病への理解促進」が上位にあげられている。
- 障害の理解を深めるためには、「学校での障害に関する教育や情報提供」、「広報や冊子を通じた障害に対する理解啓発」が必要と回答する人が多い。
- 成年後見制度の認知は進んでいない。特に精神障害での認知度が低い傾向にある。
- 利用の円滑化に向けては、費用負担の軽減や身近な場での相談体制、手続きの簡略化が求められている。

#### 今後の方向性

- 共生社会の実現に向け、障害に対する理解や合理的配慮についての理解をさらに広めていくことが必要。
- 障害者の命と尊厳を守るため、虐待を未然に防ぐための取組や早期発見・早期対応の体制づくりが求められている。
- 判断能力が不十分な人の利益を守る成年後見制度等を周知するとともに、利用の円滑化を進める必要がある。



基本目標1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重 に対応

## (2) 相談支援・情報提供

### 現状

#### 全国的な動向

- 第4次障害者基本計画では、各分野に共通する横断的視点の1つに、障害特性等に配慮したきめ細かい支援があげられている。
- 情報面での合理的配慮の基盤として、情報アクセシビリティの確保が重要視されている。
- 第6期障害福祉計画では、相談支援体制の充実・強化として、新たに「障害福祉サービス等の質の向上」に関する目標が設定されている。
- 福祉に携わる人材不足や介護している家族の高齢化が進んでいる。

#### 前計画の評価

- 施設入所者は減少しているものの、死亡や高齢者施設への変更によるものが多く、地域生活への移行は進んでいない。

#### 事業所・団体調査

- 人材の確保、スタッフの待遇改善が大きな課題。
- 相談支援員の不足で引き受けが難しいなどの理由により、相談支援が不足している。
- 移動支援、短期入所、グループホームなどが不足している。
- サービスの多様化に向けて、職員のスキルアップのための研修などの支援が必要。

#### アンケート調査

- 相談体制への要望として、「相談窓口を充実してほしい」、「具体的な解決策を提示してほしい」、「身近な場で相談する施設（場所）がほしい」が上位にあげられている。
- 障害児では「関係機関との連携を図ってほしい」という意見が最も多い。また、精神障害と同様に、「相談員の専門性を高めてほしい」という意見も多い。
- 地域で生活するために必要な支援として「経済的な負担（所得保障や医療費の助成等）の軽減」をあげる人が多い。

### 今後の方向性

- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスのより一層の充実や経済的支援の充実が必要。
- 相談窓口の周知や相談体制の充実とともに、だれもが適切なサービス・支援につながるよう、相談支援ネットワークの強化を行う必要がある。
- 障害者支援事業所の人材確保に向けた支援が求められる。
- 情報のバリアフリー化に配慮した情報提供体制の整備が必要。

 基本目標2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備 に対応

### (3) 健康づくりへの支援・医療の充実

#### 現状

##### 全国的な動向

- 近年では高齢化の影響などから、内部障害が増加傾向にある。
- 近年は知的障害者の肥満の問題が指摘されている。

##### 前計画の評価

- 障害の早期発見・早期療育のためのきめ細かな支援体制の構築が必要。
- 医療的ケアを必要とする人に対して、切れ目ない支援が求められている。

##### アンケート調査

- 身体障害、精神障害では、生活上の心配ごととして「自分の健康や治療のこと」をあげる人が多い。
- 病院などで何らかの治療を受けていると回答する人が大半を占めている。特に精神障害での割合が高く8割以上。
- 医療を受けるうえでの困りごととしては、どの障害も、「医師に病気が上手く伝えられない」と回答する人が多くなっている。
- 障害児では医療を受けるうえでの困りごととして、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」と回答する人が最も多くなっている。また、身体障害でも「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」は上位にあげられている。
- 障害者・障害児の約1割が医療的ケアを必要としていると回答。
- 身体障害、精神障害では、生活上の心配ごととして「自分の健康や治療のこと」をあげる人が多い。

#### 今後の方向性

- 障害の発生予防や重症化防止に向けての取組、障害者の心身の健康を守るための取組が必要。
- 安心して医療を受けられる環境づくりに向けて、医療機関等と連携し、障害者医療の充実を図る必要がある。
- 継続的な医療を受けるための経済的負担の軽減が必要。



基本目標3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携 に対応

## (4) 療育・教育の充実

### 現状

#### 全国的な動向

- 障害のある子どもは先天的な場合も多く、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査の充実による障害の早期発見が重要視されている。
- 第6期障害福祉計画では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携するための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が求められている。

#### 統計データ

- 18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいだが、療育手帳所持者数は増加傾向。
- 特別支援学級通学者数は年々増加している。

#### 前計画の評価

- 児童発達支援センターを中心に、関係機関と連携しながら療育支援・地域支援の充実を図っている。
- 児童発達支援センターは複数化されたが、医療型児童発達支援センターは未設置。
- 障害のある子どもや保護者の交流促進と新たな運営ボランティアの確保が課題。

#### 事業所・団体調査

- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいても医療的ケアができる事業所が必要。
- 保育園、幼稚園と児童発達支援事業所の連携がしっかりできるような仕組みが必要。
- 障害児保育の受け入れが不足している。

#### アンケート調査

- 障害児の6割以上が発達障害の診断を受けていると回答。
- 発達の不安や障害のある子どもの早期支援に向けて必要なこととしては、「専門家による相談体制を充実させる」、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」、「乳幼児の健康診断を充実させる」が上位にあげられている。
- 療育支援としては、「専門家による障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て相談」、「発達障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て経験者の体験談や情報提供」、「保護者への心理的ケアやカウンセリング」、「障害特性に関する情報提供」が上位。

### 今後の方向性

- 障害の早期発見・早期療育と、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援に向けて、関係機関との連携を進める必要がある。
- 障害のある子どもや家族への支援の充実に向け、児童発達支援センターの機能強化や保健・医療・福祉の連携を進める必要がある。
- 子ども一人ひとりの保育・教育ニーズに対応できる多様な学びの場が必要。

基本目標4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備 に対応

## (5) 雇用・就労への支援

### 現状

#### 全国的な動向

- 平成 28 年 4 月に施行された「改正障害者雇用促進法」では、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止、及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定。
- 平成 30 年より法定雇用率の水準が引き上げられ、精神障害のある人が法定雇用率の対象となる。
- 精神障害者の雇用が進んでいない。

#### 統計データ

- 尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績では、就職率はいずれの障害も 1 割未満で、ここ数年減少傾向にある。
- 特別支援学校卒業生の就職者数を 5 年前の平成 27 年度と比較すると、福祉的就労の割合が増加し、一般就労は減少している。
- 工賃の推移をみると、就労継続支援 A 型については年々増加。平成 27 年度からは、国・県平均の値を上回って推移。就労継続支援 B 型については増加傾向にあるが、国・県平均の値を下回る状況が続いている。

#### 前計画の評価

- 一般就労の促進を目指して、各種制度の周知や関係機関と連携している。
- 福祉的就労の場を活用するため、障害者優先調達をより一層の推進が必要。

#### アンケート調査

- 精神障害では、仕事をしている人が少ない傾向にある。
- 働いている人のうち、身体障害は企業などで働いている人が多いが、知的障害、精神障害では、企業で働いている人と就労継続支援事業所で働く人が同程度。
- 仕事をする上での悩みや不満としては、身体障害、精神障害では「仕事中の体調の変化に不安がある」、知的障害では「自分の考えや思ったことが伝えられない」をあげる人が最も多い。また、「賃金や待遇面で不満がある」についてはどの障害でも上位にあげられている。

### 今後の方向性

- 障害特性や一人ひとりの個性に合わせた多様な就業形態・雇用の場の創出が求められている。
- 障害者に対する企業の理解促進と受け入れ体制の整備、就労環境の改善に向けた啓発が必要。
- 福祉就労における工賃アップなど、就労を継続させるための取組が求められている。

 基本目標5 障害のある人の雇用・就労の支援 に対応

## (6) 障害のある人の地域生活

### 現状

#### 全国的な動向

##### 《社会参加》

- 平成 23 年 8 月に「スポーツ基本法」、平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行。障害のある人がスポーツや芸術文化活動等へ参加するための環境整備が求められている。

##### 《災害対策》

- 近年、多発する大規模災害により、災害時の支援対策の強化が喫緊の課題となっている。

#### 前計画の評価

- グループホームの整備など、生活の場の確保に努めている。
- 災害時における適切な支援体制の整備を目指している。

#### アンケート調査

##### 《暮らし》

- 知的障害の 6 割以上が、親亡き後を心配していると回答している。また、今後力を入れてほしい施策として、「ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの確保」を望む人が多い。

##### 《社会参加》

- 地域活動に参加している人は、身体障害では、知的障害では 1 割台、精神障害では 1 割未満。最も割合が高い障害児でも 3 割台半ばとなっている。
- 知的障害では、地域生活に必要な支援として、日中活動の場や居場所を望む人が多い。

##### 《災害対策》

- 避難場所を知らない人が多くなっている。また、知的障害、障害児ではひとりで避難できる人は 2 割未満となっている。
- 避難生活については、身体障害では薬の管理やトイレの利用について心配する人が多く、知的障害・精神障害では、自分で判断することがむずかしい、周りの人とコミュニケーションがとれないといったことを心配する人が多くなっている。

### 今後の方向性

- 障害のある人の地域生活の支援として、住まいの場、日中活動の場の確保が求められている。
- 障害のある人の社会参加に際して、物理的、心理的なバリアフリー化を推進していく必要がある。
- 障害のある人が参加できる生涯学習やスポーツ活動の充実や参加しやすい環境整備が必要。
- 防災意識の向上を図るとともに、災害時における安否確認や避難誘導、情報提供等、支援体制の強化に向けた取組が必要。
- 福祉避難所の整備など、障害者が利用しやすい避難所運営が求められている。



基本目標6 地域生活を支える生活環境の充実 に対応

### 1 計画の基本理念

第2次一宮市障害者基本計画、第5期一宮市障害福祉計画（含 第1期一宮市障害児福祉計画）では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インテグレーション」を包括するものとして、「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」を基本理念に掲げて、市民とともに障害者施策を推進してきました。

「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インテグレーション」は障害福祉を推進するうえで非常に重要な考え方であり、この理念は、本市が障害者施策を進めるにあたって根幹をなす考え方となっています。

そこで、本計画においては、同理念を踏まえ、障害のある人もない人も、だれもがそれぞれの人格を尊重し、多様性を認め合い、同じ地域の中で共に育ち、お互いに支え、いきいきと暮らせるまちを目指します。

#### 基本理念

だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

### 2 重点戦略

本計画を策定するにあたり、実施したアンケート調査の結果をみると、障害のある人が地域で生活するためには、就労の場の確保や相談支援体制の充実が必要と考える人が多いこと、児童発達支援体制の強化が望まれていることなどから、「相談支援」、「発達・育ち」、「就労」をキーワードとして、以下の重点戦略を設定します。

重点戦略1 障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立

重点戦略2 子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化

重点戦略3 自立に向けた就労支援体制の充実

### 3 施策の体系

基本  
理念

だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

重点  
戦略

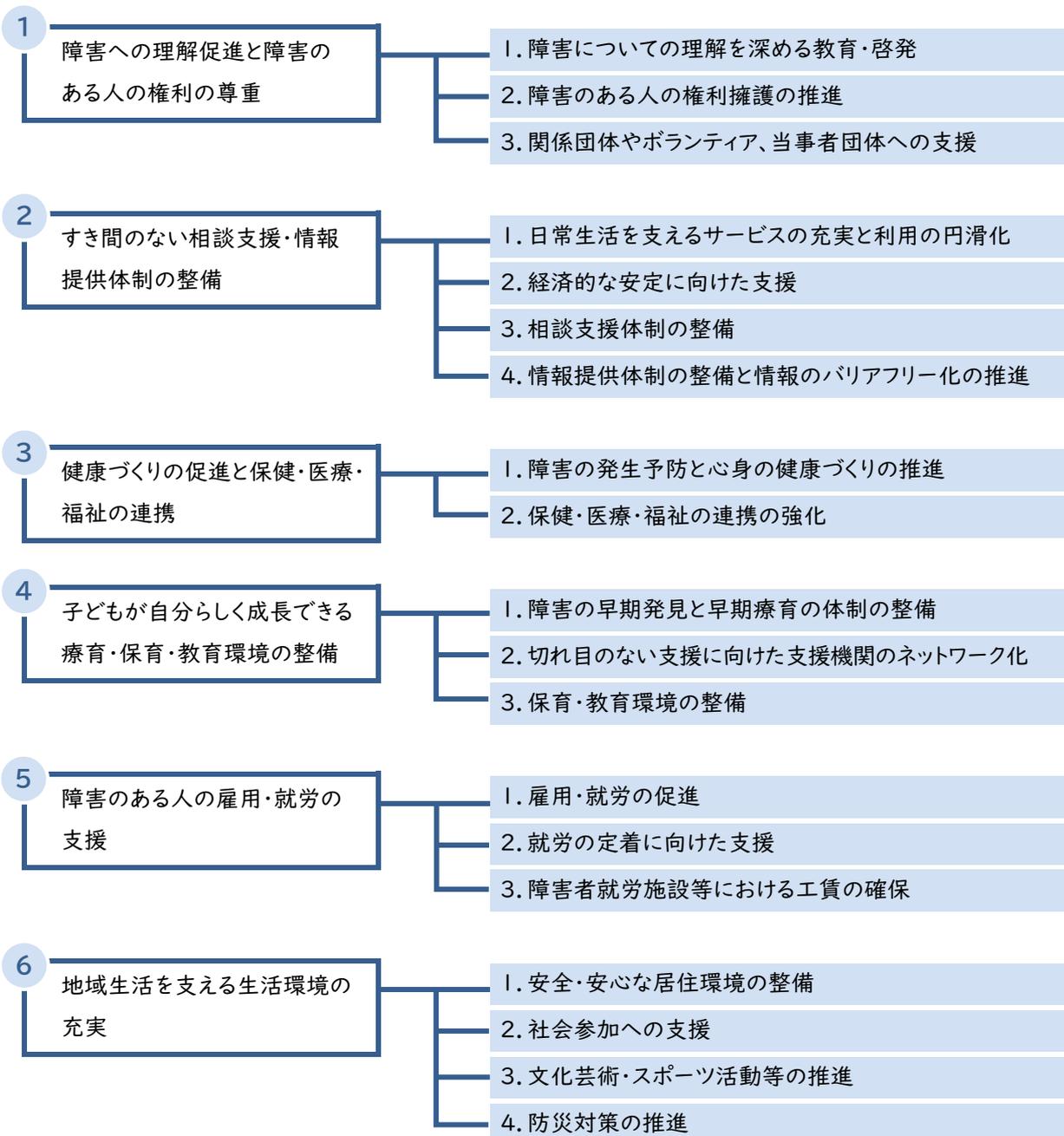
1 障害特性等に配慮した  
きめ細やかな相談支援  
体制の確立

2 子どもの健やかな  
育ちのための支援  
体制の強化

3 自立に向けた就労  
支援体制の充実

基本目標

施策



## 基本目標

### 1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重

#### 施策 1 障害についての理解を深める教育・啓発

障害の有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現のためには、障害に対する偏見や差別をなくし、助け合い・支え合いの地域づくりを進めていくことが大切です。

共生社会の理念や障害に対する理解を広めるため、広報紙や講演会等の様々な機会を通じた広報・啓発や学習機会を提供します。

取組	内容	担当課等
広報紙などによる障害についての知識の普及	●地域共生社会という考え方や障害に関する正しい知識の普及のため、障害者週間のPRをはじめ、各種媒体を活用した広報・啓発活動を推進します。	障害福祉課
市民に対する講演会	●地域共生社会や障害に関する正しい知識の普及のため、講演会を開催し、理解啓発を推進します。	障害福祉課
市職員に対する研修	●市職員の障害に対する理解を深めるため、研修などを実施します。	人事課
ヘルプマークの配布	●援助や配慮を必要としていることを示すためのヘルプマークを市役所本庁舎、尾西・木曾川庁舎、保健所で配布します。	障害福祉課 福祉総合相談室
福祉実践教室の実施	●障害のある人等との交流により、「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育むことを目的とした「福祉実践教室」の機会を活用し、児童・生徒の障害に対する理解を深めます。	社会福祉協議会
福祉推進校事業の実施	●福祉推進校事業補助金を活用し、小中学校及び高等学校における福祉教育を奨励します。	学校教育課 社会福祉協議会

## 施策 2 障害のある人の権利擁護の推進

全国的に、障害のある人に対する虐待事案が課題となっています。虐待は、障害のある人の心と身体を深く傷つける人権侵害であり、慎重かつ迅速な対応を進めるとともに、根絶に向けた取組を強化していく必要があります。また、障害のある人の権利の尊重に向けては、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分でない人の保護・支援の取組が重要です。

障害のある人の尊厳を守るため、障害者差別解消法の周知や虐待の防止、早期発見、早期対応に向けた関係機関との連携を進めるほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進等、障害のある人の権利擁護対策を充実します。

取組	内容	担当課等
広報紙などによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消法の内容や理念を周知するため、広報紙など多様なメディアを活用した啓発を行います。</li> </ul>	障害福祉課
障害者差別解消法についての講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広く市民に、障害者差別解消法の理念を周知するため、合理的配慮など障害理解についての講演会を開催します。</li> <li>●講演会には手話通訳、要約筆記者を配置するなど、だれでも参加しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	障害福祉課
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対し、制度を周知して利用を促進します。</li> <li>●成年後見制度を利用するための申立てに支援が必要な人には、関係機関と連携し、権利擁護に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力が十分でない人の権利を守るため、本人との契約に基づく日常生活自立支援事業について、制度を周知して利用を促進します。</li> </ul>	社会福祉協議会
虐待の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人への虐待の早期発見と適切な対応のため、基幹相談支援センター（虐待防止センター）を中心として関係機関の連携・情報共有体制を強化します。</li> <li>●市民やサービス提供事業所、企業等に対して、虐待防止について啓発するとともに、虐待発見時の通報義務を周知します。</li> <li>●虐待通報を24時間体制で受け付けるため、専用ダイヤルを設けます。</li> </ul>	福祉総合相談室

### 施策 3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援

障害者福祉に関わるボランティアや当事者団体は、障害のある人と地域をつなぐ重要な役割を担っています。

障害への理解促進に向け、障害者福祉に関わるボランティアや当事者団体の活動への支援をはじめ、障害のある人と障害のない人との交流機会の拡大に努めます。

取組	内容	担当課等
ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種ボランティア養成講座を開催し、障害者福祉を推進する人材を育成します。</li> <li>●ボランティアコーディネート機能の強化を図るとともに、広報紙やウェブサイト等で周知を行い、ボランティアの効果的なマッチングを行います。</li> <li>●ボランティア団体と障害者団体との連携を強化します。</li> </ul>	社会福祉協議会
障害者団体への支援	●障害のある人やその家族などの団体活動を支援し、障害のある人となない人との交流を図ります。	障害福祉課
	●障害者団体等の活動を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。	社会福祉協議会
市内行事における交流の促進	●各種イベントを活用し、障害のある人と学生、ボランティア、市民などが交流できる機会を設け、障害への理解促進に努めます。	社会福祉協議会
	●障害のある人と小中学生、ボランティア、市民との交流を深めるための各種イベントやふれあい事業などの充実を図ります。	学校教育課

## 2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

### 施策 1 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化

障害のある人の日常生活を支えるためには、多様なニーズに対応した生活支援サービスの充実が必要です。

社会情勢がめまぐるしく変化する中で、多様化、複雑化する課題に対応することができるよう、障害のある人のニーズの把握に努め、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援サービスの一層の充実を図ります。

取組	内容	担当課等
在宅サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、短期入所の充実を目指し、障害のある人の在宅生活を支援します。</li> <li>●日中活動の場の確保や就労に向けた訓練等のサービスの充実により、障害のある人の社会参加を促進します。</li> <li>●日中一時支援事業、地域活動支援センター事業等の地域生活支援事業の充実を図ります。</li> </ul>	障害福祉課
日常生活用具等の給付と事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人が安定した日常生活を送れるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具等の給付と事業の周知に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急短期入所利用空床確保事業を実施し、介護者の急病や急用の際、障害のある人が短期入所を利用できるよう空床を確保します。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室
社会福祉施設等の施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉施設を整備する事業者に対し、施設整備費の一部を補助します。</li> </ul>	障害福祉課
障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスや地域生活支援事業などについて、ウェブサイトや広報紙等を利用して情報提供を行い、事業を周知します。</li> <li>●障害者基幹相談支援センター等では、常に制度や福祉サービス等の情報収集を行い、情報提供に努めます。</li> <li>●適正なサービスが提供できるよう、サービス事業所に対する研修や指導等を行うとともに、定期的な監査等により提供状況の把握に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室 指導監査室
介護保険事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険事業と連携し、高齢者と障害のある人が一つの事業所でサービスを受けられる共生型サービスを推進します。</li> </ul>	障害福祉課 介護保険課

## 施策 2 経済的な安定に向けた支援

長期にわたる介助にかかる費用や就労状況などにより、障害のある人は経済的な困難を抱える場合が多く、生活安定に向けての経済的な支援が必要です。

障害のある人への経済的支援として、現在、市や国・県で実施している各種手当や医療費助成を引き続き行うとともに、制度の周知に努め、利用を促進します。

取組	内容	担当課等
各種手当の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳所持者のうち、一部施設入所者等を除き、障害者手当の給付を行います。</li> <li>●常時特別の介護を必要とする人に、特別障害者手当等の給付を行います。</li> <li>●重度の障害があり特別障害者手当等に該当しない人に、在宅重度障害者手当の給付を行います。</li> <li>●障害年金等を受給できない外国籍の障害のある人に対し、外国人心身障害者福祉手当の給付を行います。</li> <li>●心身に重度の障害のある児童を監護する父母等に特別児童扶養手当の給付を行います。</li> </ul>	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●父（母）の心身に重度の障害がある場合、児童を監護する母（父）に児童扶養手当の給付を行います。</li> </ul>	子育て支援課
心身障害者医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体・知的・精神に障害のある人に対し医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。</li> </ul>	保険年金課
自立支援医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、その障害の除去・軽減、日常生活能力の回復のために、更生医療を給付します。</li> <li>●18歳未満で身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残す児童に対し、障害の除去・軽減のために、育成医療を給付します。</li> <li>●精神疾患で継続的な通院医療を受ける人に対し、精神通院医療を給付します。</li> </ul>	障害福祉課
指定難病医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いわゆる難病のうち特定の疾病の医療費や介護サービスの自己負担額を助成します。</li> </ul>	障害福祉課

### 施策 3 相談支援体制の整備

いつでも気軽に相談できる体制が整備されていることは、障害のある人が安心して地域生活を送る上で最も大切なことの一つです。また、障害のある人の抱えている悩みや問題は多様であり、障害の程度やライフステージによっても異なるため、個々に応じた柔軟な対応が求められます。

生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、相談員の専門性の向上、人員の確保に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携体制の強化により総合的な相談支援を行います。

また、ボランティアによる手助けや地域の見守りなどは、障害のある人が日常生活を送るためには欠かせないことであるため、地域共生社会の実現を目指し、地域における助け合い・支え合いの仕組みを検討します。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 福祉総合相談室の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉分野の各種相談を集約化した総合的な相談窓口で対応できるよう体制を整備します。</li> <li>●世代や障害の有無を問わない横断的な相談体制を目指します。</li> </ul>	福祉総合相談室
精神障害者家族相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者家族会が相談対応者となる相談窓口を開設します。</li> </ul>	福祉総合相談室
難病患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ウェブサイトや広報紙を通じて難病患者に障害福祉サービス等を周知し、利用を促進します。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室
依存症に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アルコール依存症など、依存症にかかる幅広い相談に応じ、自助グループや医療機関等の専門機関の紹介を行います。</li> <li>●依存症の問題を抱える人やその家族が生きづらさを感じることがないように、依存症に対する正しい理解に向けた啓発を行います。</li> </ul>	福祉総合相談室
休日・夜間における相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者相談支援センターの開所日時以外にも相談を受け付けるよう体制を整備します。</li> </ul>	福祉総合相談室
アウトリーチ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害のある人の地域生活の安定化を目指し、各種専門職が連携した訪問型の支援の方策を検討します。</li> </ul>	福祉総合相談室
ケアマネジメントの人員の確保と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援専門員、支援員、ホームヘルパーを対象にした研修などで、資質・専門性の向上を図ります。</li> <li>●サービス等利用計画を作成する人材の適切な育成を行うことにより、地域におけるケアマネジメント体制の充実を図ります。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室
障害福祉人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害特性に応じた専門人材の確保に向け、労働環境の改善に向けた働きかけを行うとともに、サービス提供事業所との連携により、人材確保・育成に取り組みます。</li> <li>●発達障害への支援の充実に向け、ペアレントプログラム支援者養成講座を実施します。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室
【重点戦略】 地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援や情報提供などを行う相談支援事業の充実を図ります。</li> <li>●相談窓口となる障害者相談支援センターを周知し、だれもが相談しやすい体制を整備します。</li> </ul>	福祉総合相談室
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア等の地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を目指します。</li> </ul>	社会福祉協議会

#### 施策 4 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の日常生活を支援したり、適切なサービスにつなげたりするためには、生活に必要な情報や各種支援制度・障害福祉サービスの利用に関する情報を入手しやすい環境を整備する必要があります。

障害のある人が必要な情報を容易に得られるよう、情報バリアフリーの視点を踏まえながら、広報紙やパンフレット、ウェブサイトなどの多様な媒体による情報発信を行います。

取組	内容	担当課等
情報提供手段の多様化	●必要とする支援に円滑につながるよう、多様な媒体を活用しながら、積極的な情報提供を行います。	障害福祉課
「声の広報ふれあい」の貸し出し	●視覚障害のある人に向けて、「広報一宮」や「保健所だより」から選択した内容を収録した「声の広報ふれあい」の貸し出しを行います。	社会福祉協議会
手帳非所持者への支援	●発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、自立支援医療受給者などで、手帳を所持していない人に対して、障害福祉サービス等の周知に努めます。	障害福祉課

### 3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携

#### 施策 1 障害の発生予防と心身の健康づくりの推進

近年は発達障害が増加している傾向にあります。また、高齢化の進展等により、障害の重度化、重複化も懸念されています。

障害をできるだけ早く発見し、早期の段階で適切な支援につなげていくために、医療機関等との連携・協力体制の強化を図るとともに、障害の発生予防、重症化の抑制に向けて、健康管理に対する個人の意識の醸成や心身の健康増進施策の充実に取り組みます。

取組	内容	担当課等
ハイリスク妊産婦に対する支援	●障害の発生予防と早期発見のため、ハイリスク妊産婦に対する援助体制を強化します。	健康支援課
障害の早期発見と早期療育	●障害の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の向上と健康診査、事後指導の充実を図ります。 ●乳幼児健康診査において障害の早期発見に努め、支援が必要な子どもが健診事後教室や、療育機関等を円滑に利用できる環境づくりを進めます。 ●発見後は、一宮児童相談センター、医療機関などと連携し、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行います。	健康支援課
健康管理・事故防止に関する啓発	●障害や要介護状態の原因となる疾病を予防するため、市民の健康意識の向上に向けた啓発を行うとともに、健康増進に主体的に取り組める環境づくりを行います。 ●窒息、誤飲、転倒・転落等の事故を原因とした子どもの障害の発生を防ぐため、子どもの事故防止について周知・啓発を行います。	健康支援課
こころの健康づくりの啓発	●パンフレットの配布等により、こころの健康づくりについての啓発を行います。 ●市ウェブサイトにてこころの健康度自己評価票を掲載し、こころの健康についての気付きを促します。	福祉総合相談室 健康支援課 保健総務課
こころの健康についての相談支援	●こころの病のある人を対象に、専門医・精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を行います。	福祉総合相談室
	●こころの健康づくりのため、保健師等による健康相談を行います。	健康支援課
	●イベント等において、メンタルヘルスコーナーを設置します。	保健総務課
保健師等への研修の実施	●保健師を対象に、障害に対する理解を深めるため、研修を実施します。	健康支援課

## 施策 2 保健・医療・福祉の連携の強化

障害のある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域で専門的な医療が受けられることが重要です。

また、重症心身障害児（者）の健康の保持や、精神障害のある人の地域移行を支えるためにも、保健・医療・福祉の分野において、それぞれが基本的な役割を担いつつも、状況に合わせて連携していくことが重要です。

一人ひとりの障害の状況に応じて、保健・医療・福祉が連携した支援が提供できるよう、関係機関との連携体制を強化するほか、医療的ケアを必要とする人への支援の充実を図ります。

取組	内容	担当課等
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人が身近な地域で必要な医療を受けられることができるよう、医療機関等と連携し、地域医療体制等の充実を目指します。</li> <li>● 夜間・休日や緊急時の医療の充実に努めます。</li> </ul>	保健総務課
医療的ケアが必要な人への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケアを必要とする重症心身障害のある人への支援の充実に向け、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を強化するため、医療的ケアネットワーク会議を開催します。</li> </ul>	福祉総合相談室
障害者自立支援協議会の機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者自立支援協議会の開催により、関係機関との情報共有に努め、連携体制の強化を目指します。</li> <li>● 必要に応じて部会や連絡会を設置し、個別のケースについてきめ細やかに対応できる体制を整備します。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者基幹相談支援センターを中心に、市内各相談支援事業所が、サービス提供事業所や医療機関、その他関係機関と連携することにより、多様な相談に対応できる体制を整備します。</li> <li>● 各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。</li> </ul>	障害福祉課 福祉総合相談室 福祉総務課 生活福祉課 高年福祉課 介護保険課 健康支援課 子ども家庭相談課 保育課 青少年課 いずみ学園 学校教育課

## 4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

### 施策 1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

障害のある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、保健センターや医療機関、保育園といった子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。

また、発達障害が増加傾向にある中、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保や障害受容を促進する取組、敷居の低い相談体制の構築が重要になっています。

早期発見から早期療育につなげることができるよう、児童発達支援センターを中心に、保護者の精神的なケアも含めた療育支援体制を整備します。

取組	内容	担当課等
ハイリスク妊産婦に対する支援【再掲】	●障害の発生予防と早期発見のため、ハイリスク妊産婦に対する援助体制を強化します。	健康支援課
障害の早期発見と早期療育【再掲】	●障害の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の向上と健康診査、事後指導の充実を図ります。 ●乳幼児健康診査において障害の早期発見に努め、支援が必要な子どもが健診事後教室や、療育機関等を円滑に利用できる環境づくりを進めます。 ●発見後は、一宮児童相談センター、医療機関と連携し、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行います。	健康支援課
【重点戦略】 児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実	●障害のある子どもがより適切な環境の中で療育支援が受けられるよう、児童発達支援センターでの相談指導体制の充実を図ります。 ●療育支援・地域支援を充実するため保健・医療・福祉の関係機関と連携しながら、医療型児童発達支援センターの設置など、児童発達支援センターの機能強化について検討します。 ●発達等の悩みごとがあった場合には、適切な相談先を紹介するなど、必要な情報提供を行います。	いずみ学園 健康支援課 福祉総合相談室 子ども家庭相談課 保育課
心身障害児親子通園施設での支援	●成長過程で言葉や歩き出しが遅れている未就学児を対象に、親子で一緒に訓練する通園事業を行います。	いずみ学園
おもちゃ図書館の充実	●小学校入学前のすべての子どもを対象とした「おもちゃ図書館」において、おもちゃを通じた豊かな遊びの機会と友だちづくりの場を提供するとともに、保護者同士の情報交換の場としても活用します。	社会福祉協議会
発達障害への支援	●発達障害のある子どもの家族に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援を行います。	福祉総合相談室 障害福祉課 健康支援課 保育課 いずみ学園

## 施策 2 切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化

将来の自立と社会参加に向け、保健・医療・福祉・教育・就労等が連携した横の支援体制と、ライフステージを通じて切れ目ない一貫した縦の支援体制により、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うことが求められています。

障害のある子どもが、ライフステージを通して、障害の状況や一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、関係機関の連携をより密接にし、協働による療育支援体制の構築に取り組みます。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 療育に関わる機関の連携による切れ目のない支援の実施	●療育に関わる保健センター、保育園、通園施設、医療機関、一宮児童相談センター、愛知県医療療育総合センター、学校などの関係機関のネットワーク化を目指します。	福祉総合相談室 健康支援課 保育課 いずみ学園 学校教育課
	●学校教育と保育、医療支援の一貫性を確保するため、関係機関の情報交流を推進します。	
	●要保護児童対策地域協議会を活用し、切れ目のない支援につなげます。	子ども家庭相談課
医療的ケア児等コーディネーターの配置	●医療的ケアを必要としている人に切れ目ない支援を行うため、関係機関と連携する医療的ケア児等コーディネーターを配置します。	福祉総合相談室 健康支援課

### 施策 3 保育・教育環境の整備

障害のある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、子どもの個性を理解し、適切な支援を行うことができる保育・教育環境の整備が重要です。

保育・教育に関わるすべての人の資質向上を目指すとともに、一人ひとりの教育課題に対応し、個々の可能性を最大限に発揮できるように、適切な支援や指導を行います。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内公立保育園全園における障害児保育を継続して実施します。</li> <li>●子どもの発達に即した保育環境を提供する中で、未歩行児等身体に障害のある子どもの保育について調査研究します。</li> </ul>	保育課
障害のある子どもへの就学相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある子どもの特性や能力、保護者の意見を尊重した、適切な就学相談、教育支援を実施します。</li> </ul>	学校教育課
【重点戦略】 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育コーディネーターの役割を強化し、個別教育支援の充実を図ります。</li> <li>●特別支援学級などの児童に、言語訓練を実施します。</li> <li>●特別支援学級の児童生徒の創作活動の成果を発表して、学習意欲の向上のため、教育展を開催します。</li> </ul>	学校教育課
障害のある子どもの放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある子どもを対象にした放課後児童クラブを継続して実施します。</li> <li>●各小学校区にある放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもによりきめ細やかな対応を行うため、支援員の加配を行います。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所に対して、様々な障害特性に対応できる放課後等デイサービスの提供を働きかけ、障害のある子どもの生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進します。</li> </ul>	障害福祉課
教職員等の障害への理解を深める研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士、教職員等を対象に、障害のある子どもに対する理解を深めるための研修を実施します。</li> <li>●児童発達支援センター及び保育園の障害児担当保育士や特別支援学級の教師を対象とした専門的な研修の充実を図ります。</li> <li>●教職員等の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と、児童生徒の教育・療育相談内容の充実を図ります。</li> </ul>	保育課 いずみ学園 学校教育課
就学時における宿泊学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教師と児童生徒が寝食を共にする共同生活を通して、生活全般にわたる指導に資する宿泊学習の経費を補助します。</li> </ul>	学校教育課
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定の保育園では試行的に、医療的ケアを行う看護師の配置や職員研修等を実施し医療的ケア児の保育を行い、課題について検討します。また、学校では、医療的ケアを行う看護師の配置に向けて、学校における医療的ケアガイドラインの策定を検討します。</li> </ul>	保育課 学校教育課

## 5 障害のある人の雇用・就労の支援

### 施策 1 雇用・就労の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るための基盤として就労は重要な要素であり、障害のある人の就労に向けては、個性と能力に応じた多様な就労形態があることが重要です。

働く意欲のある人がその適性や希望に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図るとともに、職業能力の向上を目指し、就労体験などにも取り組みます。また、各種制度の活用を通じて民間企業、事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図ります。

取組	内容	担当課等
福祉的就労の場の充実	●一般就労が難しい人のために、自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び就労の場の提供を行います。	障害福祉課
就労体験の実施	●障害のある子どもが職業能力を身につけられるよう、地域の施設や企業での職場体験を行います。	障害福祉課
【重点戦略】 雇用拡大の推進	●市内企業に対して、障害のある人の雇用について周知を行い、障害者雇用を促進します。	障害福祉課
	●国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用の各種助成制度などを周知するとともに、理解を深めるための啓発を行います。 ●障害のある人を雇用した事業主に対し、障害者特別雇用奨励金を支給します。	商工観光課
障害者向け就職支援フェアの実施	●障害のある人を対象とした就職支援フェアを行い、就労を促進します。	商工観光課
障害者雇用推進者の選任	●任命権者ごとに障害者雇用推進者を選任し、障害者雇用の促進、障害者が活躍しやすい環境の整備に努めます。また必要に応じて障害者職業生活相談員を選任します。	人事課 議会事務局庶務課 監査事務局 教育文化部総務課 病院事業部経営企画課 上下水道部経営総務課 消防本部総務課

## 施策 2 就労の定着に向けた支援

一般就労に向けた支援は充実されつつあるものの、就職後のサポートが不十分であるために、働き続けることが難しくなってしまうケースが多くなっています。特に、精神障害のある人の場合は、長く安定的に働くことに不安を抱え、職場定着率が低いといった傾向がみられます。

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、就職後も安心して働き続けられるためのサポートを充実するとともに、職場における障害理解の浸透を図り、働きやすい職場環境の整備を進めます。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 就職後の相談・支援の充実	●尾張西部障害者就業・生活支援センターが中心となり、就職した後も職場内のトラブルや悩みごとの相談に応じ、継続して働けるようにサポートします。	障害福祉課
働きやすい職場環境の整備に関する周知	●障害のある人が安心して働けるよう、職場のバリアフリー化や、障害特性についての理解の浸透など、ハード、ソフトの両面から推進します。	障害福祉課

## 施策 3 障害者就労施設等における工賃の確保

障害のある人の経済的な安定に向けては、雇用の場の確保とあわせて、工賃の向上や障害者就労施設等の製品の販路拡大が必要です。

障害者優先調達推進法に基づいた市内での優先調達の仕組みの構築とともに、障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大を目指し、障害のある人の自立と経済的な安定を支援します。

取組	内容	担当課等
優先調達の推進	●障害者就労施設等からの物品等の優先調達拡大に向け、市内各課へ働きかけるとともに、一元的な受注システムについて検討します。	障害福祉課 契約課 財政課
販路の拡大	●市内における障害者就労施設等で作られた製品の販売機会を増やし、障害のある人の工賃の確保に努めます。	障害福祉課

## 6 地域生活を支える生活環境の充実

### 施策 1 安全・安心な居住環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる住まいの確保や、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが必要です。特に、障害のある人の親亡き後の生活の場の確保のためにも、グループホーム等の充実が求められています。

障害のある人の居住環境の整備に向け、住宅のバリアフリー化などに取り組むとともに、障害のある人の視点に立って公共施設等の利便性を見直し、だれもが利用しやすい設備面の改善を図ります。また、自宅内で急病などの緊急事態に陥ったときに支援が求められるよう、通報システムの活用を促進します。

取組	内容	担当課等
住まいの場の確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の生活拠点となるグループホーム等の整備を支援するとともに、入居体験の機会の提供に努め、入所施設から地域生活への移行を促進します。</li> <li>● 入居支援を必要とする障害のある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
居住環境の改善への支援	● 安全で快適な生活環境を確保するため、現在の住まいの段差解消など、住宅環境の改善を行う場合に、住宅改修費の給付を行います。	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般向けの市営住宅とは別に車椅子利用者向けの市営住宅を確保します。また、一般向けの住宅家賃より低い家賃を設定し、経済的な負担を軽減します。</li> <li>● 市営住宅が障害のある人にとって利用しやすくなるよう、施設整備のタイミングに合わせてバリアフリー化を進めます。</li> </ul>	住宅政策課
	● 障害のある人が居住環境の整備が必要となった場合、必要に応じて住宅改修に関する資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
歩道のバリアフリー化	● 幹線道路（都市計画道路など）や生活道路の改良などにあわせ、歩道の段差解消に努めます。	道路課
建築物のバリアフリー化	● 愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、住み慣れた地域の中で、生きがいや希望を持って暮らせる人にやさしい街づくりを推進します。	建築指導課
バリアフリー化の推進	● 施設や心のバリアフリー化を推進するため、バリアフリーマスタープランの策定やバリアフリーマップの作成などに取り組めます。	都市計画課
Net 119 緊急通報システムの活用	● 会話に不自由な聴覚・言語障害がある人がスマートフォン等を利用して、緊急時に音声を用いることなく 119 番通報を行うことができるシステムの活用を促進します。	消防本部通信指令課
拠点機能の整備	● 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。	障害福祉課 福祉総合相談室

## 施策 2 社会参加への支援

障害のある人が地域で快適に暮らすためには、障害のない人と同じように社会参加の機会を享受できる環境の整備が必要です。

障害のある人の社会参加を促進するため、外出時の移動支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置、選挙における点字投票や代理投票など、日常のコミュニケーション支援を充実します。

取組	内容	担当課等
移動支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子利用者など、移動支援を必要とする人のニーズを把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。</li> <li>●移動支援のヘルパーの資質の向上を目指し、研修を行います。</li> <li>●移動支援のニーズの的確な把握に努め、支援方法を検討します。</li> </ul>	障害福祉課
タクシー料金の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人が地域社会で生活する上で必要な移動手段の確保のために、タクシー料金の助成を行います。</li> </ul>	障害福祉課
福祉バスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者団体が行う視察・研修などの交通手段を確保するため、福祉バスを運行します。</li> </ul>	福祉総務課
自動車改造費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳所持者が通勤などに使用できるよう、自ら所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する場合に、自動車改造に要する費用の助成を行います。</li> </ul>	障害福祉課
視覚障害者の歩行訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>●視覚障害のある人が白杖を使って安全な移動ができるよう、白杖による歩行訓練等を行います。</li> </ul>	障害福祉課
手話通訳者等の配置・派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所において手話通訳者を適切に配置します。</li> <li>●聴覚障害のある人の社会参加を促進するため、手話奉仕者の養成に努めます。</li> <li>●聴覚障害のある人などが、自分の意思で社会参加できるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わかりやすい案内や丁寧な説明など、だれでも安心して投票できる環境づくりに努めるとともに、点字投票や代理投票の方法など、多様な投票手段についての周知を行います。</li> <li>●選挙当日の投票所や期日前投票所の段差解消など、バリアフリー化に努めます。</li> </ul>	行政課

### 施策 3 文化芸術・スポーツ活動等の推進

自分らしく生き生きと暮らしていくためには、地域とのかかわりの中で一人ひとりが、自分の生きがいを持つことが大切です。

障害の有無にかかわらず、だれもが文化芸術活動やスポーツ活動などを通じて社会に参加し、生きがいづくりに取り組めるよう、障害のある人が気軽に参加できる生涯学習の機会の提供や文化芸術・スポーツ事業を推進します。

取組	内容	担当課等
生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人やその家族が参加しやすい生涯学習機会の充実に努めます。</li> <li>● ボランティア団体の協力により、視覚障害のある人へ情報を点訳化、音訳化する取組を進めます。</li> </ul>	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子書籍、点字資料、DAISY 録音資料、大活字本を貸し出します。</li> <li>● 視覚障害のある人を対象に、ボランティア団体の協力により代読サービスや朗読会を行います。</li> <li>● 一定の身体障害があり図書館に来ることができない人を対象に、図書等を郵送により貸し出します。</li> </ul>	図書館管理課
障害のある人を対象とした文化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 華道、茶道、ペーパークラフト、七宝焼、手芸、料理、健康体操など、障害のある人が楽しめる文化事業を行います。</li> </ul>	障害福祉課
障害者スポーツの裾野を広げる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者スポーツ振興に向けた支援に努めます。</li> <li>● 車椅子での参加ができるいちのみやタワーパークマラソンを開催します。</li> </ul>	スポーツ課

## 施策 4 防災対策の推進

近年、全国的に多発する大規模災害に伴い、災害時における福祉支援体制の構築は喫緊の課題となっています。

災害時に適切な行動ができるよう、防災知識の普及に取り組むとともに、サービス提供事業所等との連携により避難訓練を実施するなど、地域全体での防災意識の向上に努めます。また、大規模災害時に情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、情報伝達体制の強化に取り組みます。

そのほか、知的障害や精神障害のある人は避難所での集団生活が難しい場合も多いといったことを考慮して、災害時の健康相談や心のケアを行うとともに、障害のある人の特性に合わせた避難所の設置を検討します。

取組	内容	担当課等
防災知識の普及・啓発	●障害のある人に対して、防災の知識の普及・啓発を行います。	福祉総務課 危機管理課
サービス提供事業所等に対する防災、避難訓練の実施	●サービス提供事業所等に対して、災害時に適切な避難行動が取れるよう避難訓練の実施について指導を行います。	福祉総務課 消防本部予防課
避難行動要支援者の把握	●災害時に支援が必要な障害のある人の把握に努めます。	福祉総務課
緊急時の情報伝達の支援	●地域住民と連携して、情報伝達や救助・避難の体制づくりを支援します。	福祉総務課
避難所における配慮	●避難所を巡回し、健康相談を行うとともに、状況に応じて障害のある人を含めた避難所生活における心のケアの充実を図ります。	健康支援課 福祉総合相談室
	●障害特性に応じた避難所の在り方を検討します。	福祉総務課



## 1 成果目標の設定

国の基本指針に基づき、本市の状況に応じた数値目標等を掲げ、それらの達成を目指して施策を推進します。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人が、グループホームや一般住宅などで地域生活を送れるようになることを目指し、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

#### ■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する
  - ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する
- ※第5期計画で未達成分があればそれを含めること

#### ■一宮市における成果目標

項目	令和5年度目標	考え方
施設入所者のうち地域生活への移行者数	12人	令和元年度末時点の施設入所者数 198人 × 6% ≒ 12人
施設入所者の削減数	4人	令和元年度末時点の施設入所者数 198人 × 1.6% ≒ 4人

※目標値には第5期計画での未達成分は含みません。

### (2) 地域生活支援拠点等の機能の充実

本市では地域生活支援拠点等を面的整備により確保しており、今後は機能の充実を目指すため、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

#### ■国の示す成果目標（基本指針による目標）

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する

#### ■一宮市における成果目標

項目	令和5年度目標	考え方
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回	基本指針のとおり

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行及び職場定着を促進するため、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

#### ■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
    - ・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする
    - ・就労移行支援事業からの移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とする
    - ・就労継続支援A型事業からの移行者数を令和元年度実績の概ね1.26倍以上とする
    - ・就労継続支援B型事業からの移行者数を令和元年度実績の概ね1.23倍以上とする
  - ② 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人に占める就労定着支援事業の利用者の割合  
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する
  - ③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合  
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする
- ※第5期計画で未達成分があればそれを含めること

#### ■一宮市における成果目標

項目		令和5年度目標	考え方
①	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等	57人 令和元年度末時点の福祉施設から就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者44人×1.27≒56人 ※就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の合計との整合を図り、目標は57人として設定
		就労移行支援事業	45人 令和元年度末時点の就労移行支援事業から一般就労への移行者34人×1.30≒45人
		就労継続支援A型事業	8人 令和元年度末時点の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者6人×1.26≒8人
		就労継続支援B型事業	4人 令和元年度末時点の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者3人×1.23≒4人
②	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人に占める就労定着支援事業の利用者の割合	70%	基本指針のとおり
③	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	基本指針のとおり

※目標値には第5期計画での未達成分は含みません。

## (4) 障害児支援の提供体制

障害児支援体制の充実を図るため、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

### ■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置・保育所等訪問支援の充実
  - ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
  - ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
  - 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置も可）

### ■一宮市における成果目標

項目		令和5年度目標	考え方
①	児童発達支援センター	機能充実を図る	医療型児童発達支援センターの設置を検討し、児童発達支援センターの機能充実を図る（令和2年9月末時点で2か所）
	保育所等訪問支援事業所	事業所数の増加を図る	保育所等訪問支援事業所数の増加を図る（令和元年度末時点で3事業所）
②	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	事業所数の増加を図る	既存の事業所の維持を図るとともに、事業所数の増加を図る（令和元年度末時点で3事業所）
③	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	機能充実を図る	既存の協議の場を活用し、機能充実を図る（令和元年度は医療的ケアネットワーク会議を6回開催）
	医療的ケア児等コーディネーター	配置する	基本指針のとおり（令和元年度末時点では5人）

## (5) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化等について、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

### ■国の示す成果目標（基本指針による目標）

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

### ■一宮市における成果目標

項目	令和5年度目標	考え方
総合的・専門的な相談支援及び相談支援体制を強化する体制	機能充実を図る	福祉総合相談窓口を設置するとともに、障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援センターでの総合的・専門的な相談支援を目指し、相談支援体制の強化を図る

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるため、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

### ■国の示す成果目標（基本指針による目標）

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

### ■一宮市における成果目標

項目	令和5年度目標	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるために取り組む体制	体制を整備する	障害福祉サービス事業所の従事者研修等の充実を目指すなど、さまざまな取組を実施できるよう体制づくりを進める

## 2 活動指標の設定

国の基本指針で示された各活動指標を設定し、本市の状況に応じた数値目標を掲げ、それらの達成を目指して施策を推進します。

### (1) 発達障害者等に対する支援

#### ■活動指標

項目	平成30年度実績	令和元年度実績	令和5年度目標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	19人	19人	20人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ■活動指標

項目	平成30年度実績	令和元年度実績	令和5年度目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	3人	3人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	98人	114人	168人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	1人

### (3) 相談支援体制の充実・強化

#### ■活動指標

項目	平成30年度実績	令和元年度実績	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援（実施の有無）	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	11件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	26件	18件	24件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	11回	12回

#### (4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

##### ■活動指標

項目	平成30年度実績	令和元年度実績	令和5年度目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	5人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	-	-	体制を整備する
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制	-	-	体制を整備する

### 3 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量の推計については、国の推奨する方針に従い、過去の実績の変化率の平均を用いて算出しています。

また、精神障害者の地域生活への移行の推進に向けては、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備が不可欠であることから、令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数のうち一定数（基盤整備量）が地域移行できるよう、特に訪問系サービスや居住系サービスは以下の基盤整備量を踏まえて見込み量を算出しています。

**【地域移行に伴う基盤整備量】**

65歳未満利用者数：65人（令和5年度末）

65歳以上利用者数：51人（令和5年度末）

#### （1）障害福祉サービス

##### ① 訪問系サービス

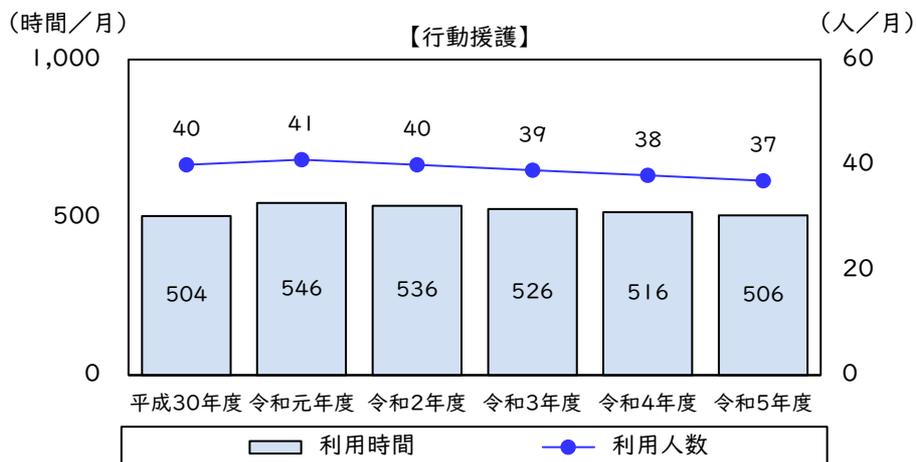
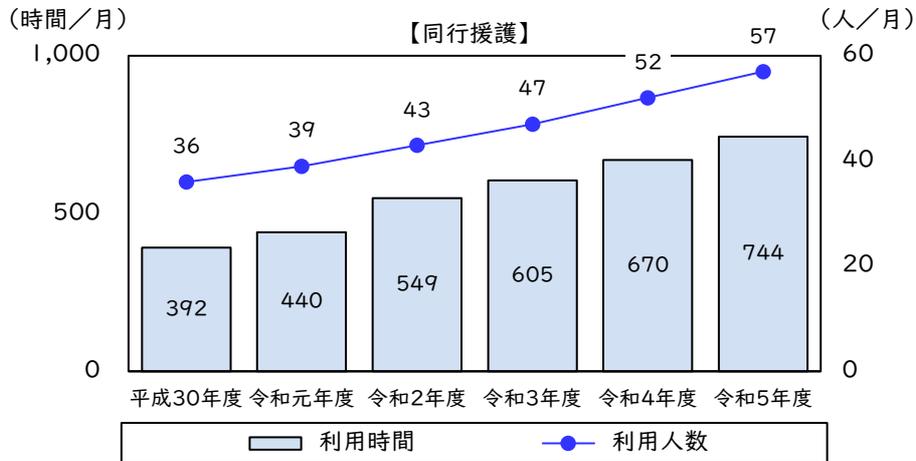
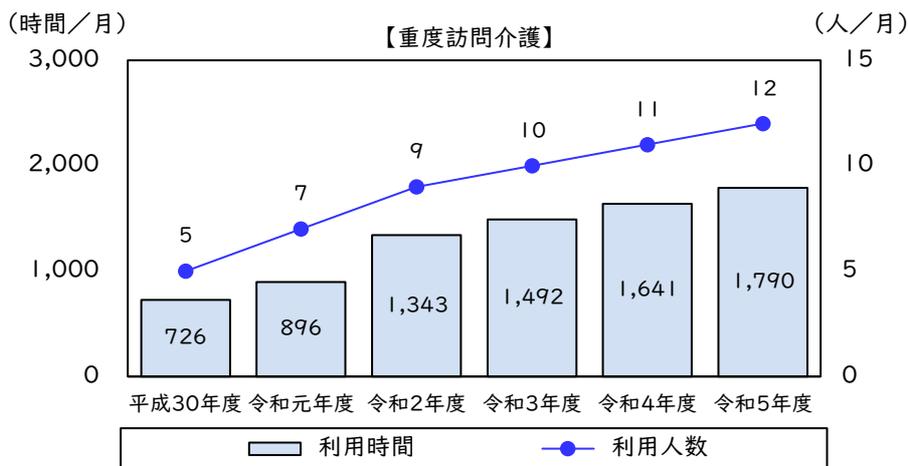
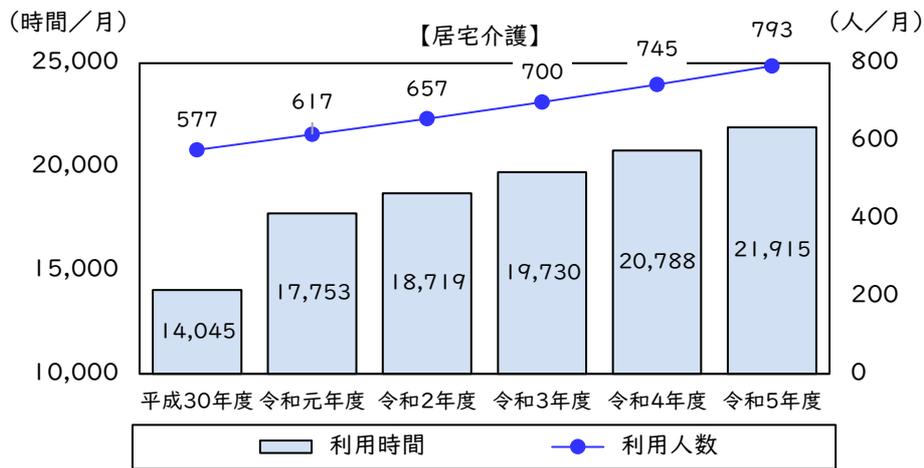
**【サービスの内容】**

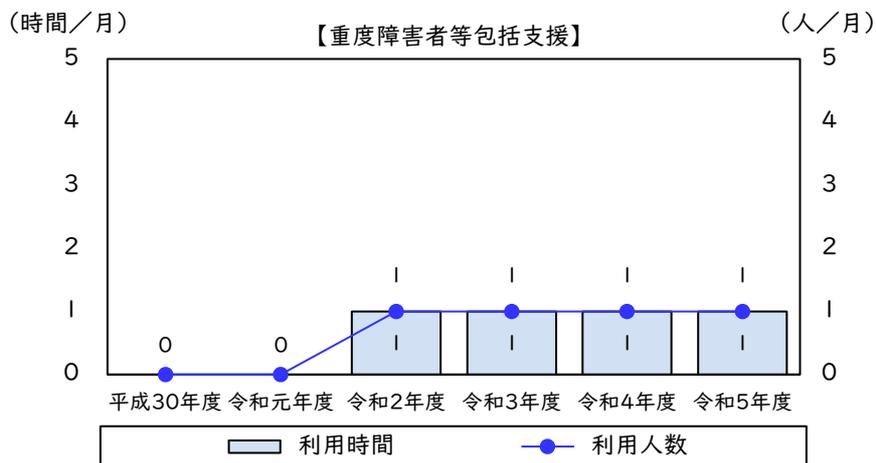
サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害又は精神障害により行動障害のある方で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
同行援護	視覚障害者に、外出時の同行支援、視覚的情報の支援等を行います
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

**【サービスの見込み量】**

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	14,045	17,753	18,719	19,730	20,788	21,915
	人/月	577	617	657	700	745	793
重度訪問介護	時間/月	726	896	1,343	1,492	1,641	1,790
	人/月	5	7	9	10	11	12
同行援護	時間/月	392	440	549	605	670	744
	人/月	36	39	43	47	52	57
行動援護	時間/月	504	546	536	526	516	506
	人/月	40	41	40	39	38	37
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	1	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

※平成30年度、令和元年度は実績値





**【見込み量に対する確保策】**

訪問系サービスは、障害のある人の増加及び介護者の高齢化などにより、今後も利用者が増加していくことが予想されます。事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図るとともに、サービス支給量の適正化に努めます。

重度訪問介護では長時間対応できるヘルパーの確保、行動援護では強度行動障害に対応できるヘルパーが少ない、といった課題があり利用者ニーズに対応できていない現状があるため、県が実施する研修等への参加を促進し、障害者自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。

**② 日中活動系サービス**

**【サービスの内容】**

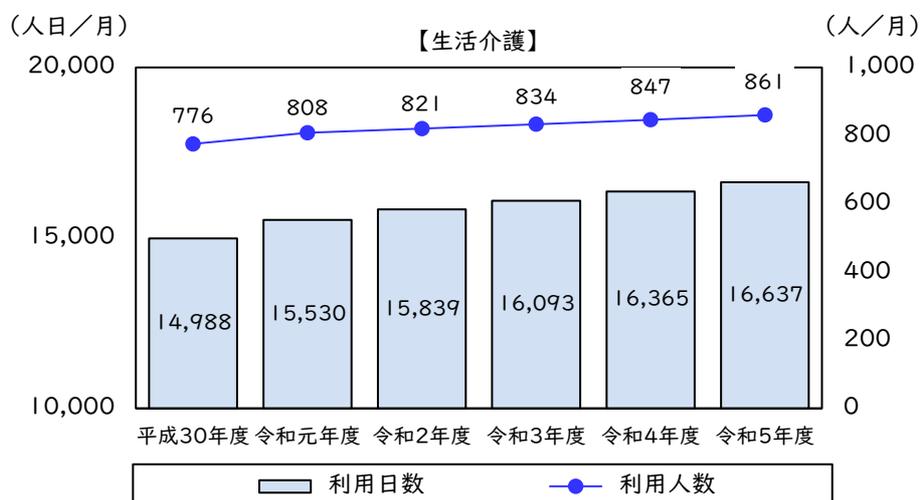
サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方または難病を患っている人などに対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対し、雇用契約に基づいた就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

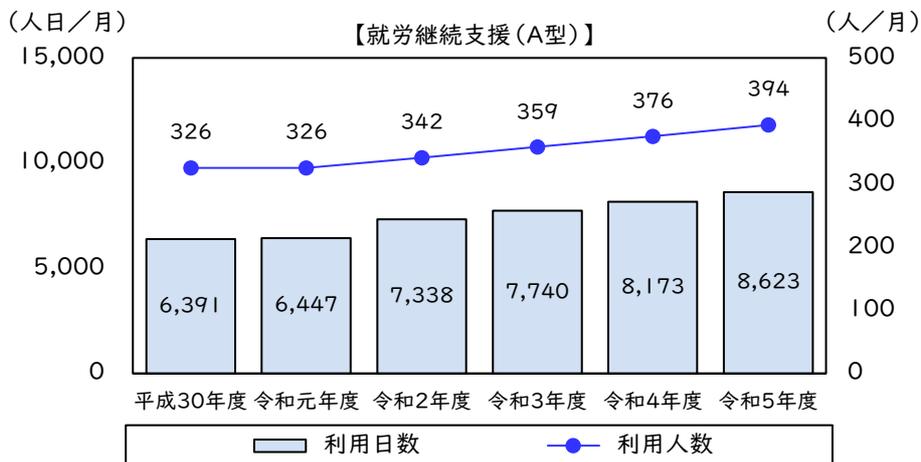
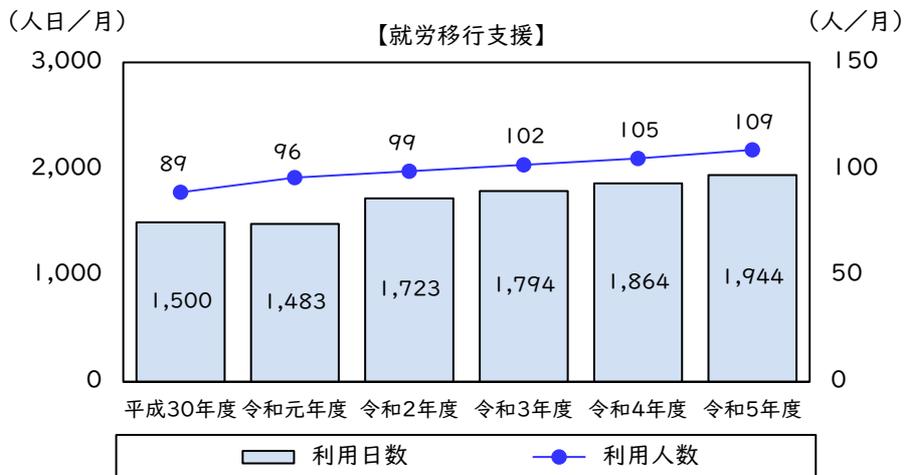
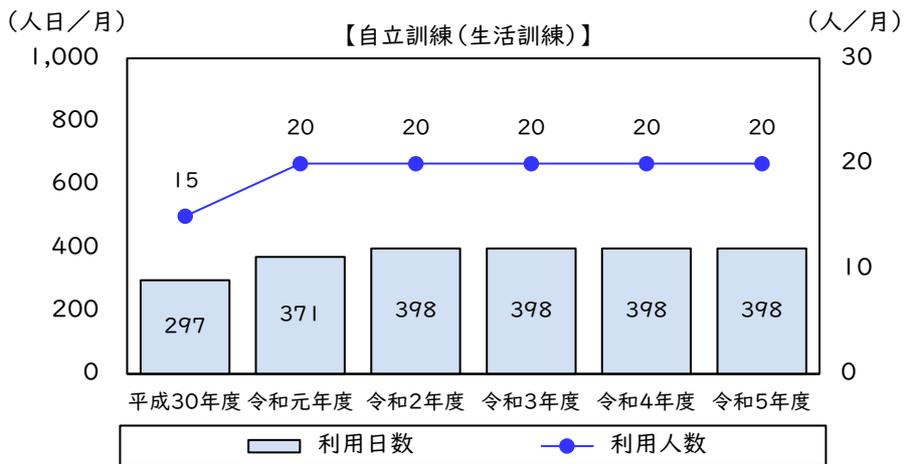
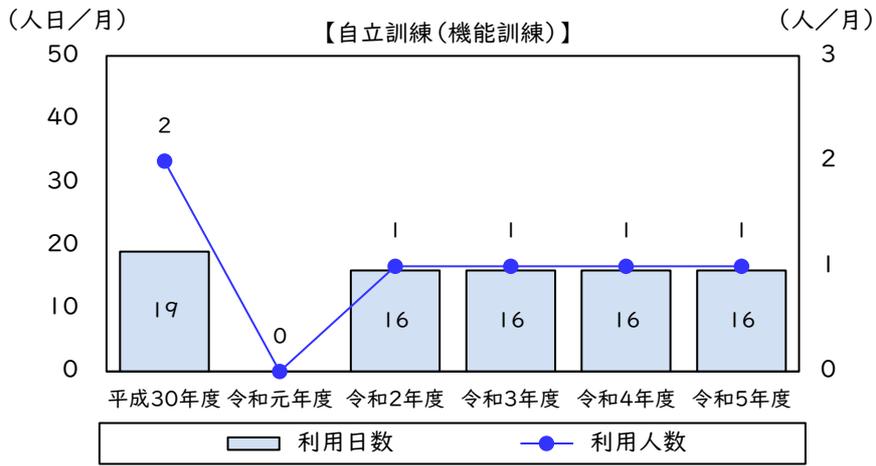
サービス名	サービスの内容
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者が働き続けることができるよう指導・助言するほか、企業・事業所等との連絡・調整を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

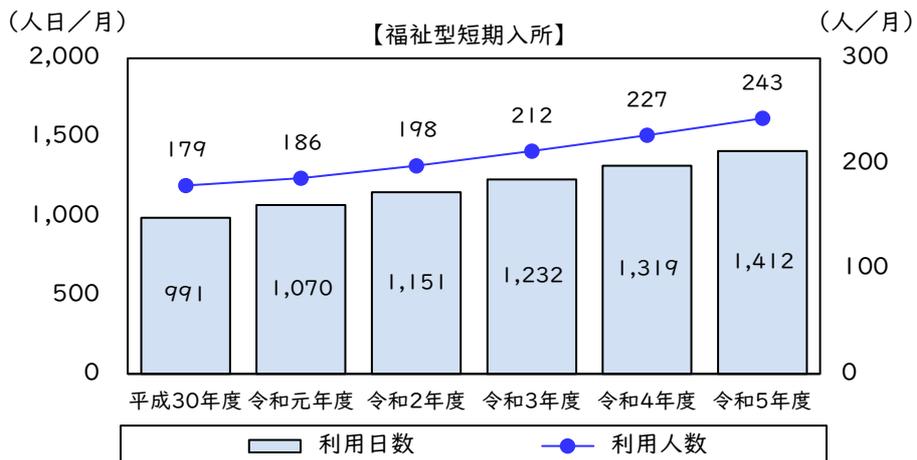
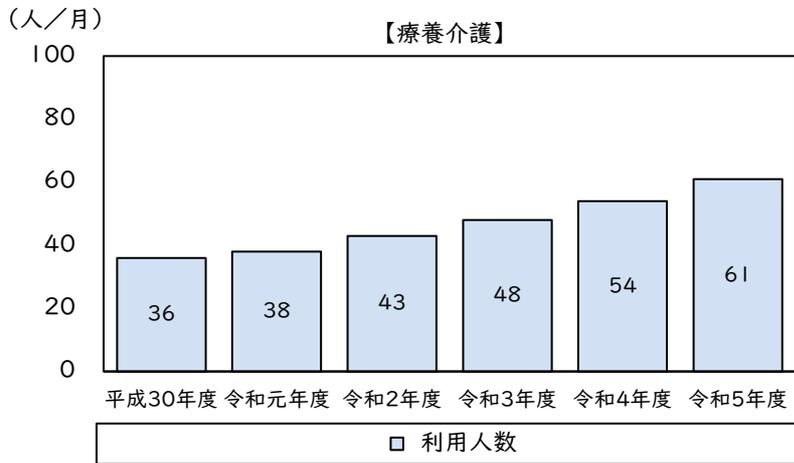
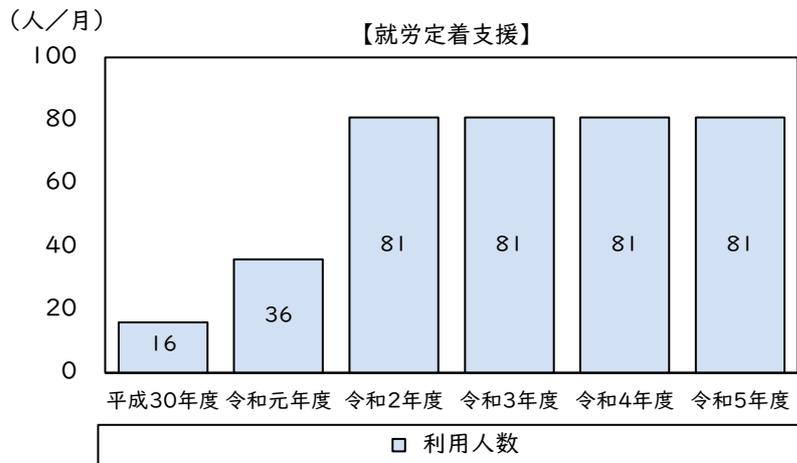
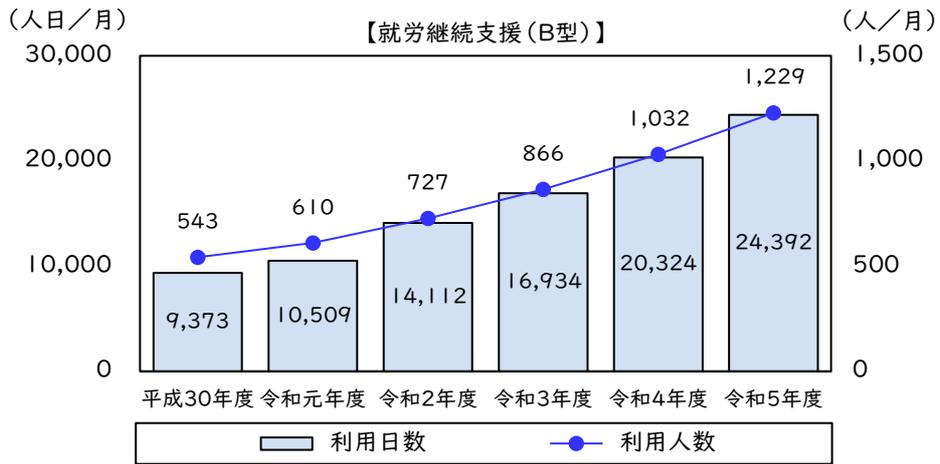
### 【サービスの見込み量】

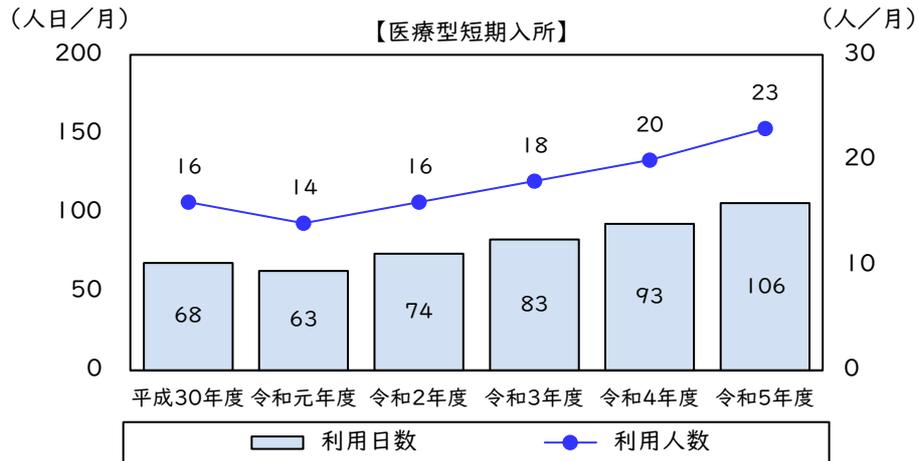
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	14,988	15,530	15,839	16,093	16,365	16,637
	人/月	776	808	821	834	847	861
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	19	0	16	16	16	16
	人/月	2	0	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	297	371	398	398	398	398
	人/月	15	20	20	20	20	20
就労移行支援	人日/月	1,500	1,483	1,723	1,794	1,864	1,944
	人/月	89	96	99	102	105	109
就労継続支援 (A型)	人日/月	6,391	6,447	7,338	7,740	8,173	8,623
	人/月	326	326	342	359	376	394
就労継続支援 (B型)	人日/月	9,373	10,509	14,112	16,934	20,324	24,392
	人/月	543	610	727	866	1,032	1,229
就労定着支援	人/月	16	36	81	81	81	81
療養介護	人/月	36	38	43	48	54	61
福祉型短期入所	人日/月	991	1,070	1,151	1,232	1,319	1,412
	人/月	179	186	198	212	227	243
医療型短期入所	人日/月	68	63	74	83	93	106
	人/月	16	14	16	18	20	23

※平成30年度、令和元年度は実績値









### 【見込み量に対する確保策】

事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。就労系サービスは、アンケート調査結果をみると需要が大きくなっているため、適正なサービス量を確保できるようニーズの収集に努めるとともに、新たな事業所参入も含め、サービス提供基盤の確保に努めます。

短期入所については、受け入れ側の人員不足によりニーズに十分対応できていない現状があります。アンケート調査からも提供体制の充実が求められていることから、県が実施する研修等への参加を促進し、障害者自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。

## ③ 居住系サービス

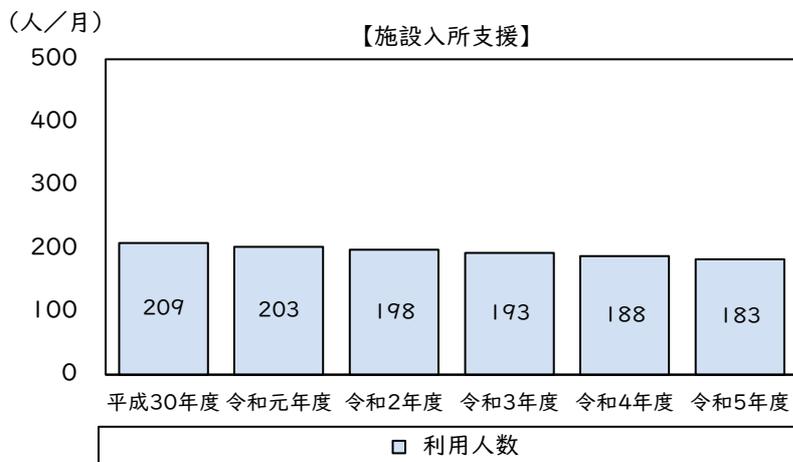
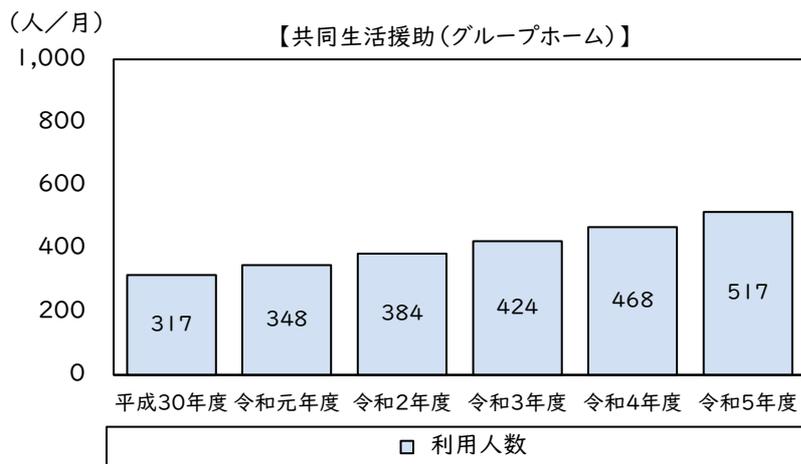
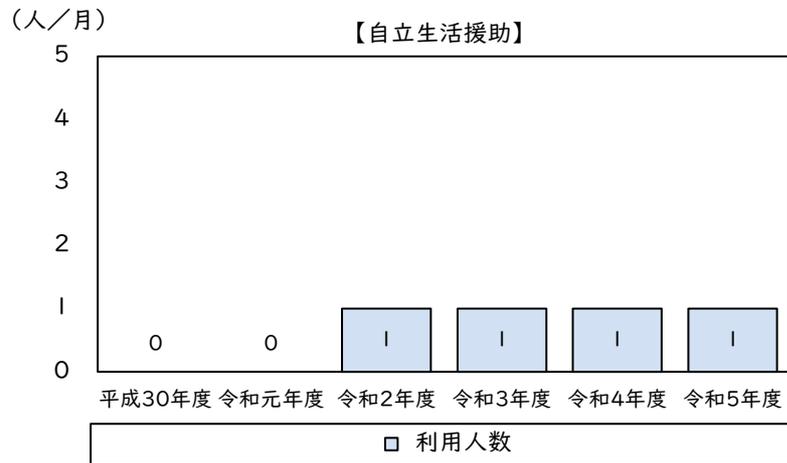
### 【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	317	348	384	424	468	517
施設入所支援	人/月	209	203	198	193	188	183

※平成30年度、令和元年度は実績値



### 【見込み量に対する確保策】

共同生活援助(グループホーム)については、アンケート調査結果をみると特に知的障害での要望が大きくなっていますが、実施事業所が少ないといったことから依然として待機者が多い状況です。施設入所者や長期入院者等の地域への移行の方針に基づき、今後も利用の伸びが想定されるため、事業所への整備を働きかけるとともに、運営の支援を行います。

施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるよう、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

#### ④ 相談支援

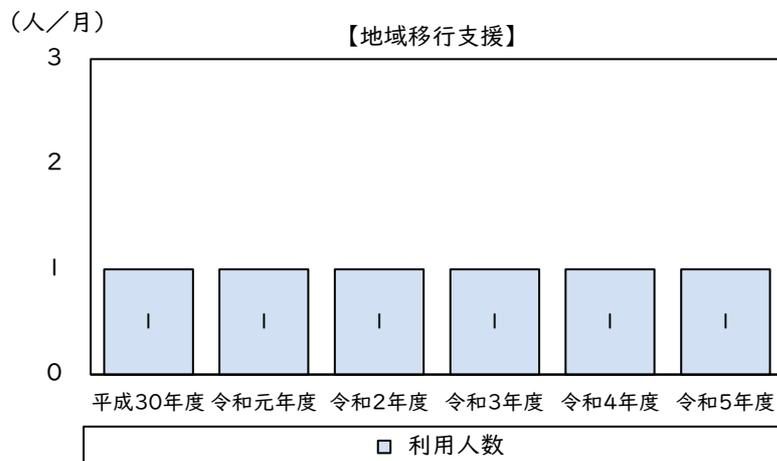
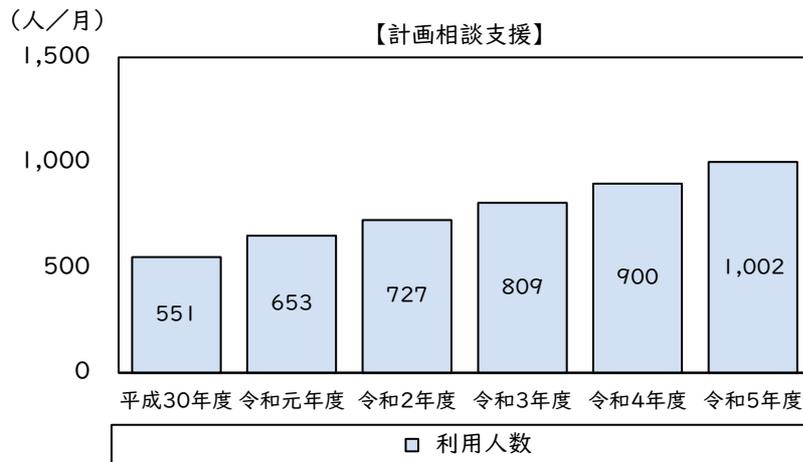
##### 【サービスの内容】

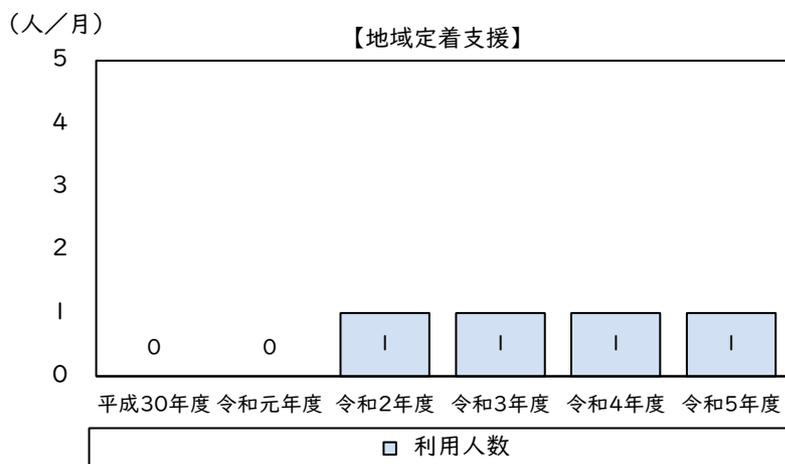
サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を行う際に必要なサービス等利用計画の作成・連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者又は精神科病院に入院している精神障害者等に、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に、地域生活を継続していくための必要な支援を行います。

##### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	551	653	727	809	900	1,002
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1

※平成30年度、令和元年度は実績値





### 【見込み量に対する確保策】

計画相談支援は、アンケート調査結果からも高いニーズがみられる一方で、相談支援専門員の不足が課題としてあがっています。相談支援専門員の養成に努め、適正なサービス量の確保を図ります。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者や入院中の精神障害のある人等の地域移行にあたって重要なサービスとなるため、施設入所・入院等からの地域生活への移行に向けた普及・啓発を行うとともに、市が指定する一般相談支援事業所との連携のもと、地域生活への移行を促進します。

## (2) 地域生活支援事業

### ① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を無くし、だれもが暮らしやすい共生社会を目指すため、講演会等の啓発事業を行います。

### ② 自発的活動支援事業

精神障害のある人やその家族の相談窓口として、当事者の家族会が実施する精神障害者家族相談事業をはじめ、地域住民が行う障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するための自発的な取り組みを支援します。

### ③ 地域活動支援センター事業

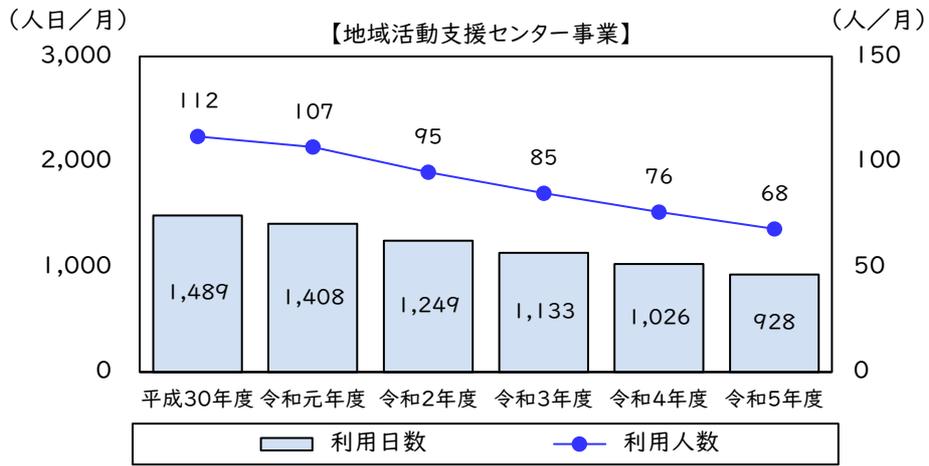
#### 【事業の内容】

障害のある人の創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、生きがい活動の提供など、地域活動支援の継続に努めます。

#### 【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	16	15	15	15	15	15
	人日/月	1,489	1,408	1,249	1,133	1,026	928
	人/月	112	107	95	85	76	68

※平成30年度、令和元年度は実績値



【見込み量に対する確保策】

利用者のニーズに応じたサービス内容の検討やサービス量の確保と質の向上に努めます。

④ 移動支援事業

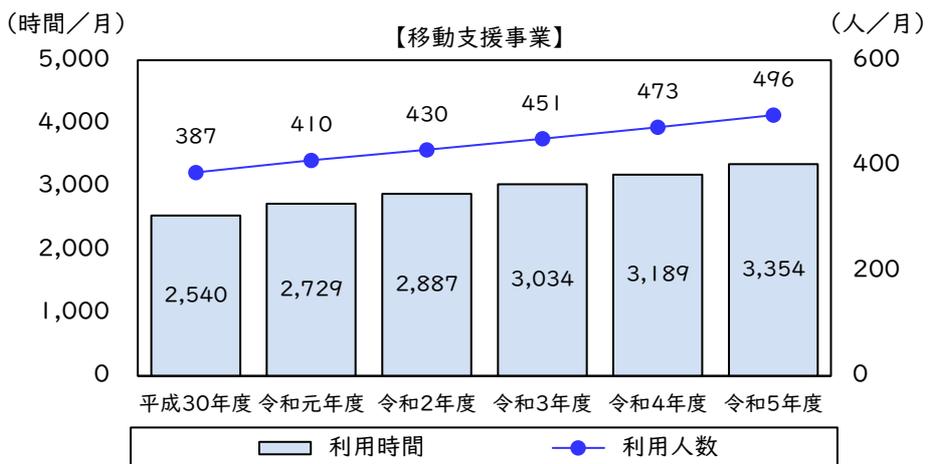
【事業の内容】

訪問系サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における個別の移動を支援します。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/月	2,540	2,729	2,887	3,034	3,189	3,354
	人/月	387	410	430	451	473	496

※平成30年度、令和元年度は実績値



【見込み量に対する確保策】

障害特性に合わせた移動支援の提供を図ります。ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、障害者自立支援協議会と協力してヘルパーの研修実施などに努めます。

## ⑤ 日中一時支援事業

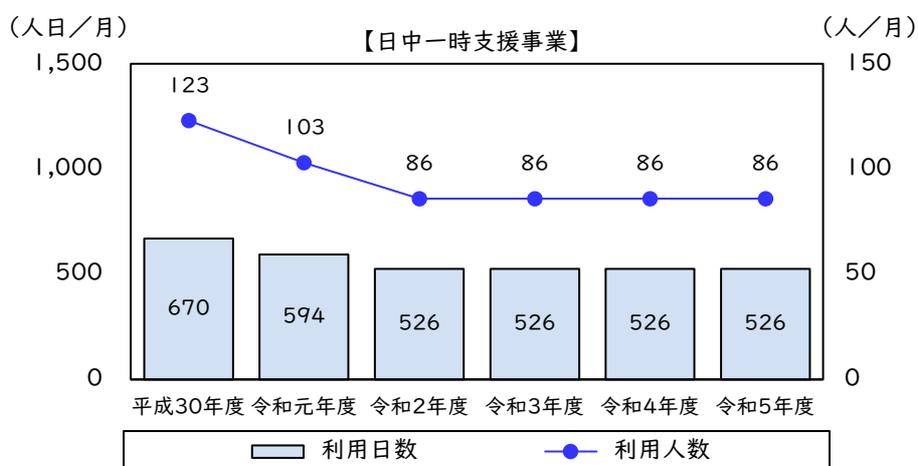
### 【事業の内容】

日中において介護者等がないため、一時的に見守り等が必要な障害のある人等に、見守りと日中活動の場を提供します。

### 【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	人日/月	670	594	526	526	526	526
	人/月	123	103	86	86	86	86

※平成30年度、令和元年度は実績値



### 【見込み量に対する確保策】

長時間の利用などニーズの多様化に対応できる支援体制を検討します。

## ⑥ 相談支援事業

### 【事業の内容】

障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行い、自立した日常生活、社会生活への支援を行います。

### 【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般相談支援	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※平成30年度、令和元年度は実績値

【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用を促進します。

⑦ 成年後見制度利用支援事業

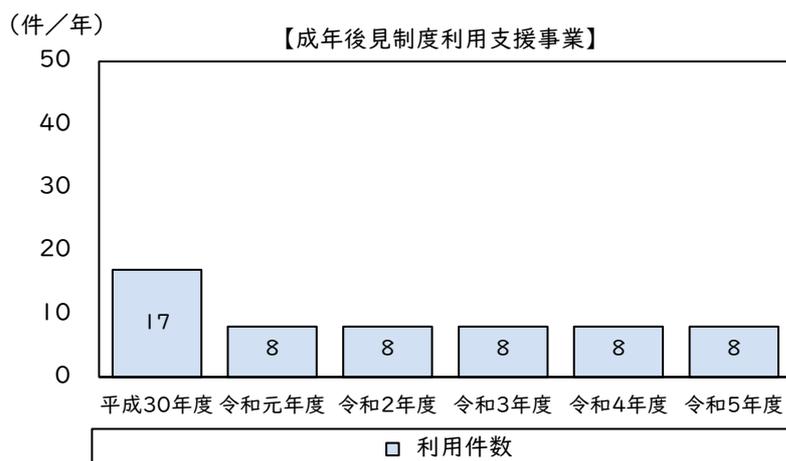
【事業の内容】

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、制度の利用を促進し、権利擁護を図ります。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	17	8	8	8	8	8

※平成30年度、令和元年度は実績値



【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業を周知します。

## ⑧ 意思疎通支援事業

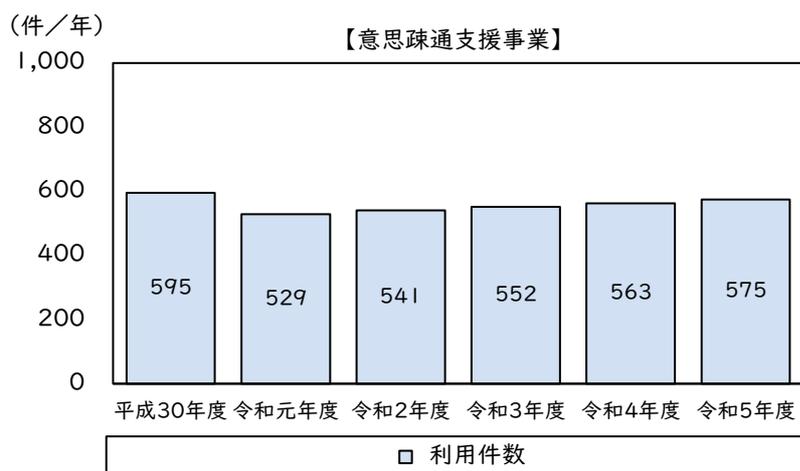
### 【事業の内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援を行います。

### 【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件/年	370	350	364	379	394	410
要約筆記者派遣事業	件/年	3	0	2	2	2	2
手話通訳者設置事業 〈設置者〉	件/年 〈人〉	222 〈1〉	179 〈1〉	175 〈1〉	171 〈1〉	167 〈1〉	163 〈1〉
手話奉仕員養成研修事業	人/年	22	27	—	32	32	32

※平成30年度、令和元年度は実績値。手話奉仕員養成研修事業は修了者数で、令和2年度は開催せず



※手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業の利用件数の合計

### 【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、必要とする人が利用できるよう、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

## ⑨ 日常生活用具給付等事業

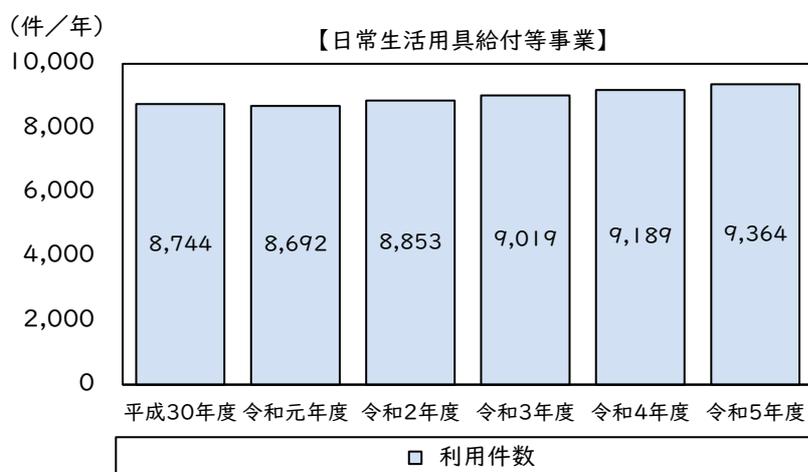
### 【事業の内容】

在宅の重度身体障害者等（難病患者含む）に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

### 【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件／年	38	54	56	58	60	62
自立生活支援用具	件／年	70	62	57	53	49	45
在宅療養等支援用具	件／年	96	73	70	67	64	61
情報・意思疎通支援用具	件／年	68	39	35	32	29	26
排泄管理支援用具	件／年	8,451	8,454	8,626	8,801	8,980	9,163
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	21	10	9	8	7	7

※平成30年度、令和元年度は実績値



### 【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用を促進します。

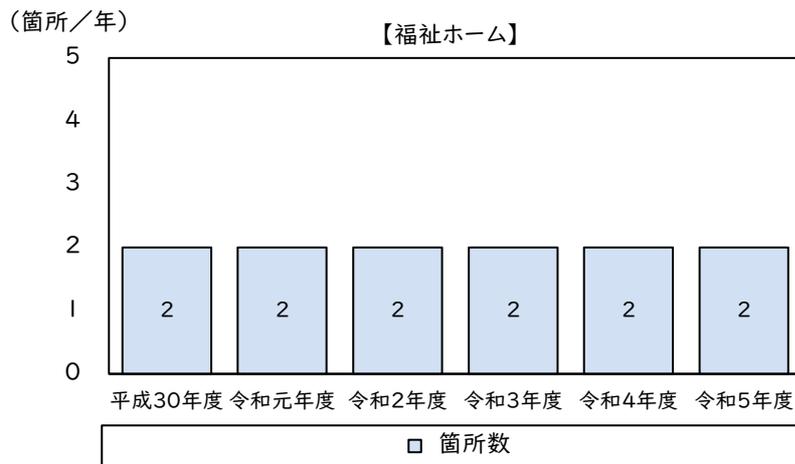
⑩ 福祉ホーム

【事業の内容】

家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅で生活することが困難な障害者に対し、低額な料金で居室やその他の設備、日常生活に必要なサービスを提供します。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	箇所／年	2	2	2	2	2	2



【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるようにします。

## 4 障害児通所支援等の見込み量と確保方策

障害児通所支援等の見込み量の推計については、国の推奨する方針に従い、過去の実績の変化率の平均を用いて算出しています。

### (1) 障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

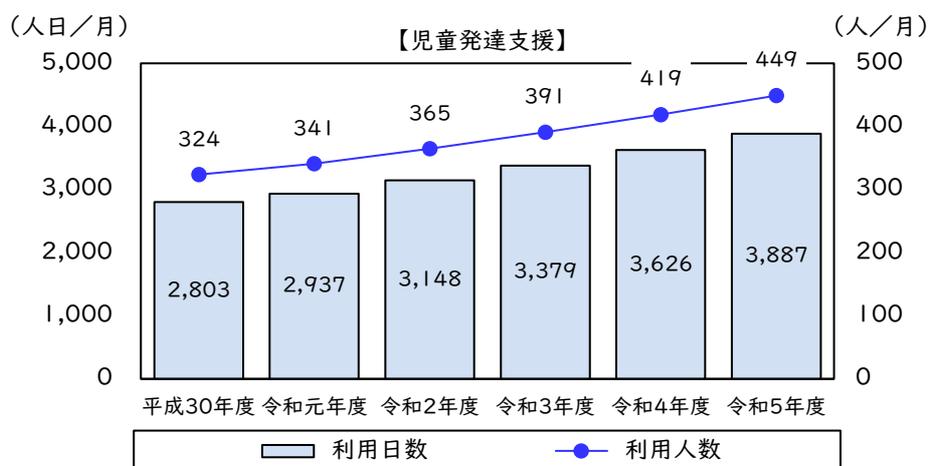
##### 【サービスの内容】

未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に、日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行います。

##### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	2,803	2,937	3,148	3,379	3,626	3,887
	人/月	324	341	365	391	419	449

※平成30年度、令和元年度は実績値



##### 【見込み量に対する確保策】

アンケート調査結果をみると早期療育の要望は大きくなっています。その重要性を踏まえて個々の障害特性にそった特色ある支援ができるように働きかけます。また、支援の質の向上のため、障害者自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。

また、児童発達支援センターを中核とした、地域支援体制・連携づくりも検討します。

## ② 医療型児童発達支援

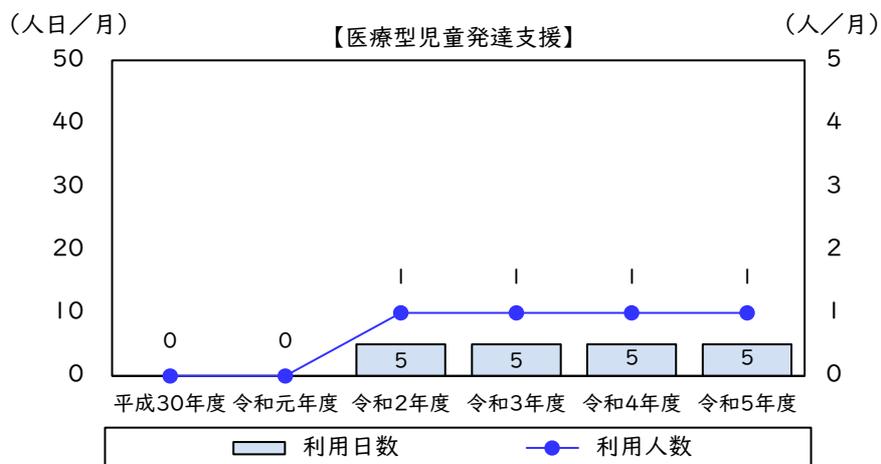
### 【サービスの内容】

肢体不自由児に、児童発達支援を行うとともに、機能訓練や医学的な管理の下での支援及び治療を行います。

### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	5	5	5	5
	人/月	0	0	1	1	1	1

※平成30年度、令和元年度は実績値



### 【見込み量に対する確保策】

利用状況をみながら提供体制について検討します。

### ③ 放課後等デイサービス

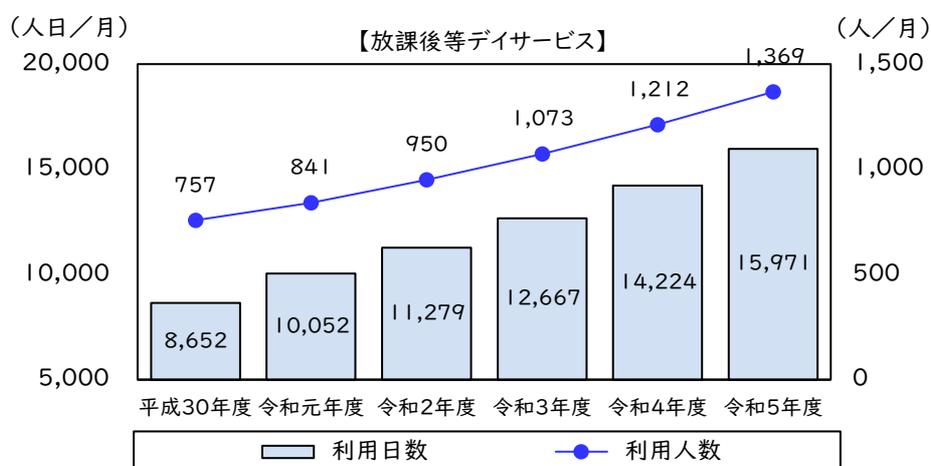
#### 【サービスの内容】

就学している障害のある児童や障害が疑われる児童に、放課後や休業日に生活能力向上の訓練や社会との交流促進の支援を行います。

#### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日/月	8,652	10,052	11,279	12,667	14,224	15,971
	人/月	757	841	950	1,073	1,212	1,369

※平成30年度、令和元年度は実績値



#### 【見込み量に対する確保策】

障害の特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう、支援の質の向上のため障害者自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。また、アンケート調査結果からもニーズが高いことがうかがえるため、事業所数を増やすだけでなく、質の向上を図ります。

#### ④ 保育所等訪問支援

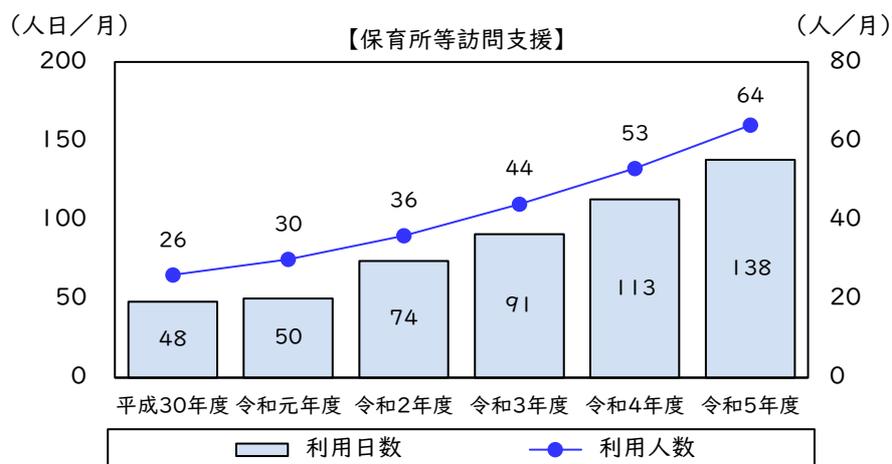
##### 【サービスの内容】

児童発達支援センター等から保育園や学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

##### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日/月	48	50	74	91	113	138
	人/月	26	30	36	44	53	64

※平成30年度、令和元年度は実績値



##### 【見込み量に対する確保策】

地域の障害児療育体制の充実を目指し、事業所の新規参入への働きかけなど、受け皿の拡大に努めます。

## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

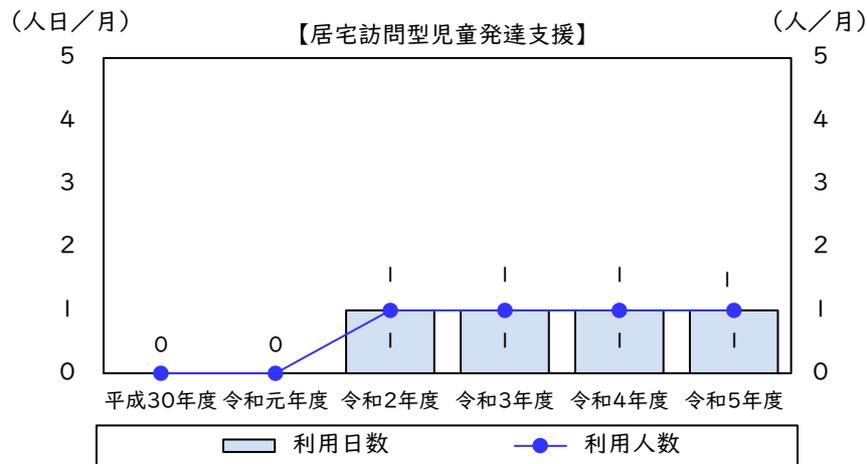
### 【サービスの内容】

重度の障害のために外出が困難な障害のある子どもに、自宅を訪問して発達支援を行います。

### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

※平成30年度、令和元年度は実績値



### 【見込み量に対する確保策】

利用状況をみながら提供体制について検討します。

## (2) 障害児相談支援

### ① 障害児相談支援

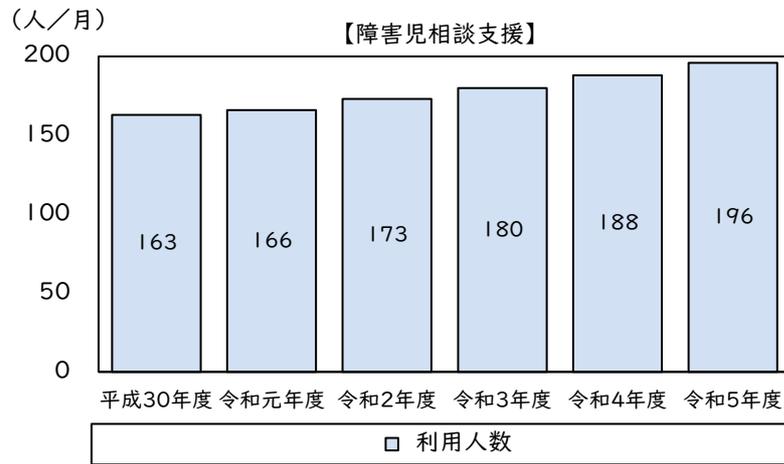
#### 【サービスの内容】

障害児通所サービスを利用するすべての児童に、障害児支援利用計画を作成します。

#### 【サービスの見込み量】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	163	166	173	180	188	196

※平成30年度、令和元年度は実績値



【見込み量に対する確保策】

障害児相談の質の向上を目指し、障害者自立支援協議会や障害者基幹相談支援センターを中心に、研修の開催や情報提供に努めます。

障害児相談から得られた地域課題の解決には、多様な関係者との連携が必要となることから、児童発達支援センターを中核とした重層的な連携体制の強化に努めます。

### (3) 医療的ケア児に対する支援

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされています。

コーディネーターの役割としては、以下の2点が示されています。

【コーディネーターの役割】

- 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげる
- 協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する

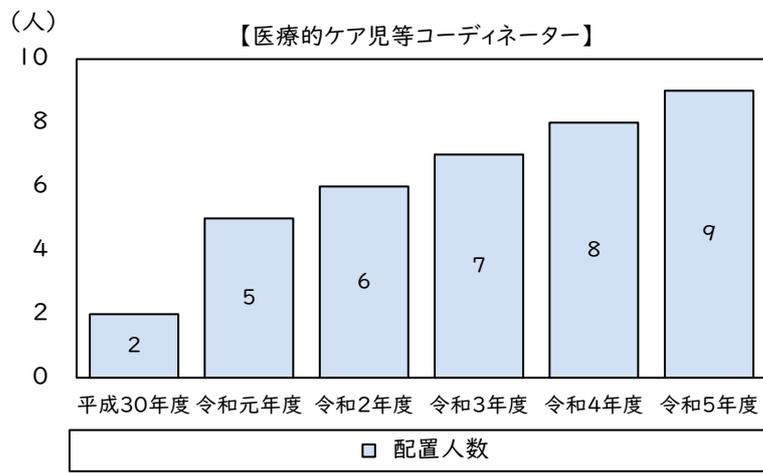
【事業の見込み量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等コーディネーター	人	2	5	6	7	8	9

※平成30年度、令和元年度は実績値

【見込み量に対する確保策】

障害者基幹相談支援センターの相談員などに対し、コーディネーター養成研修の受講を促し、人員増に努めます。



## 5 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援事業計画の記載事項と整合を図りつつ、見込み量を設定しています。

### (1) 障害児保育

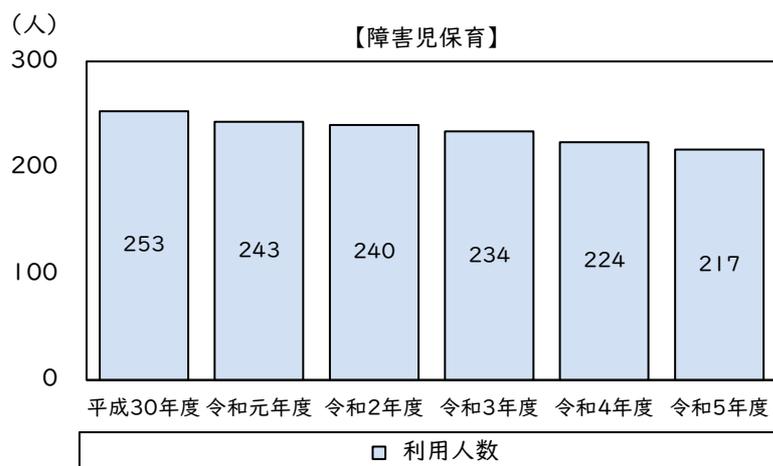
保育園では中・軽度の心身障害のある3歳以上の児童で、毎日通園できる幼児を保育します。

#### 【事業の見込み量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児保育 (保育園)	人	253	243	240	234	224	217

※平成30年度～令和2年度は実績値

※児童発達支援センターいずみ学園では、児童発達支援事業として、座る、はうが可能で知的障害を併せ持つ子どもの療育を行っています



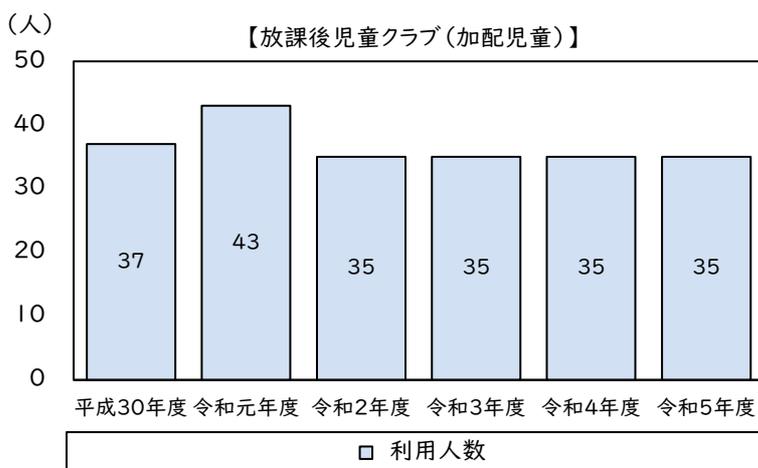
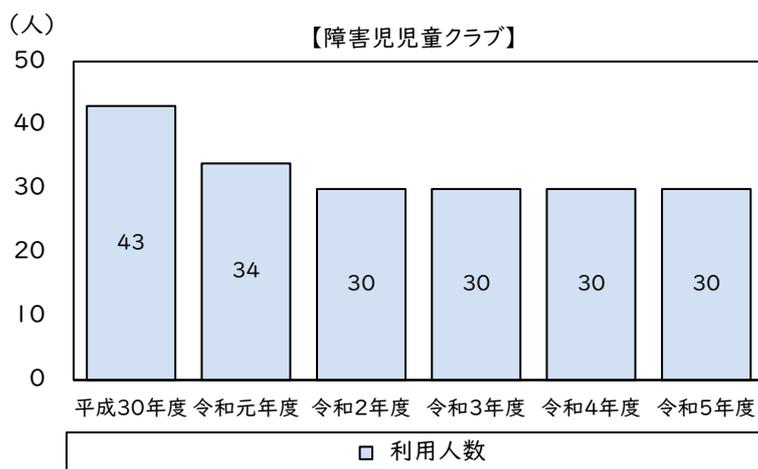
### (2) 障害児児童クラブ・放課後児童クラブ

特別支援学校へ通う障害のある子どもの放課後の生活を支援するため、「障害児児童クラブ」において預かりを行います。また、保護者が仕事等の理由により、下校後に児童の支援が必要な場合において市内の児童クラブで預かりを行う「放課後児童クラブ」において、特別に支援が必要な子どもに対して支援員の加配を行います。

【事業の見込み量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児児童クラブ	人	43	34	30	30	30	30
放課後児童クラブ (加配児童)	人	37	43	35	35	35	35

※平成30年度～令和2年度は実績値





### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内の連携体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に努めます。

#### (2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県・近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

#### (3) 市民への計画の周知と、団体・関係機関等との連携

障害の有無に関わらず、すべての市民が障害者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、市ウェブサイトでの公表や概要版の配布などにより、本計画を広く市民に周知します。

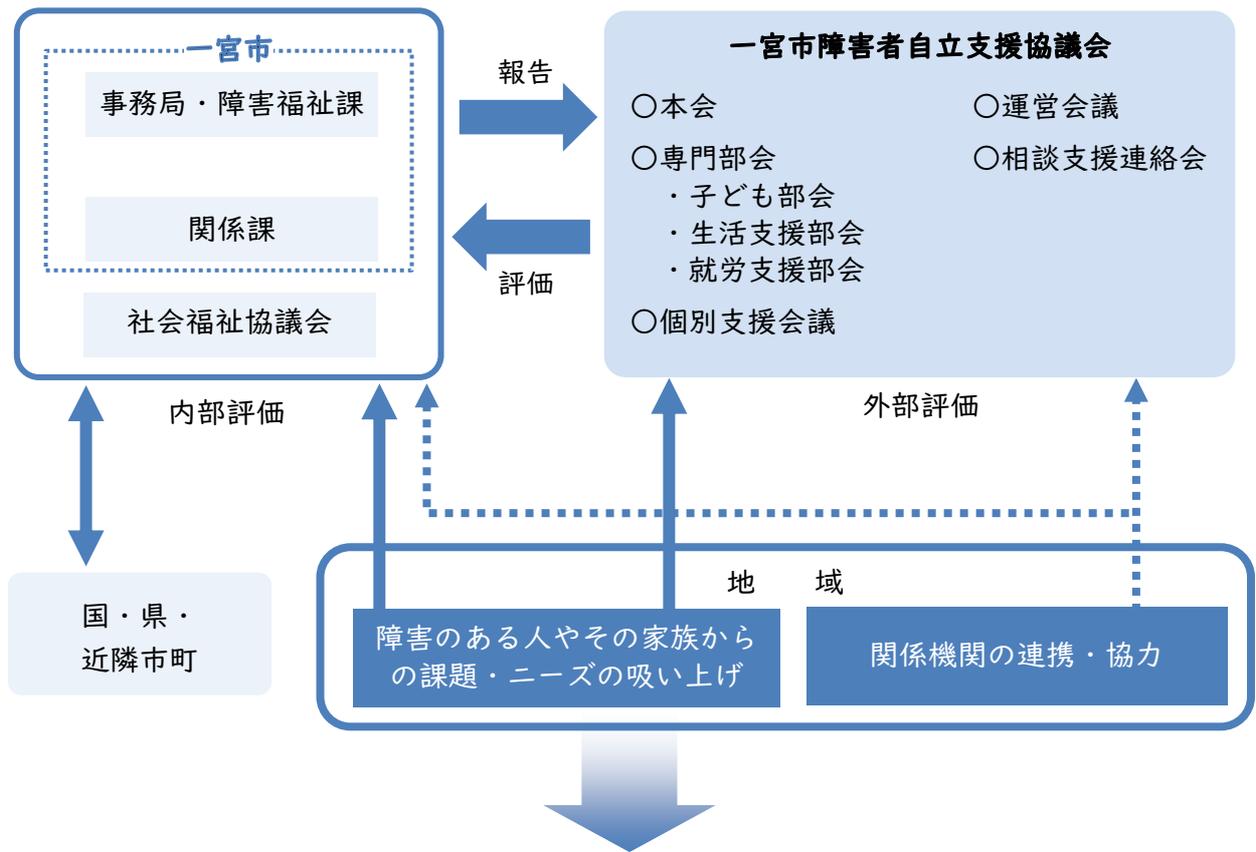
また、障害者施策の推進にあたっては、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら推進していく必要があるため、障害者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

### 2 計画の進捗管理

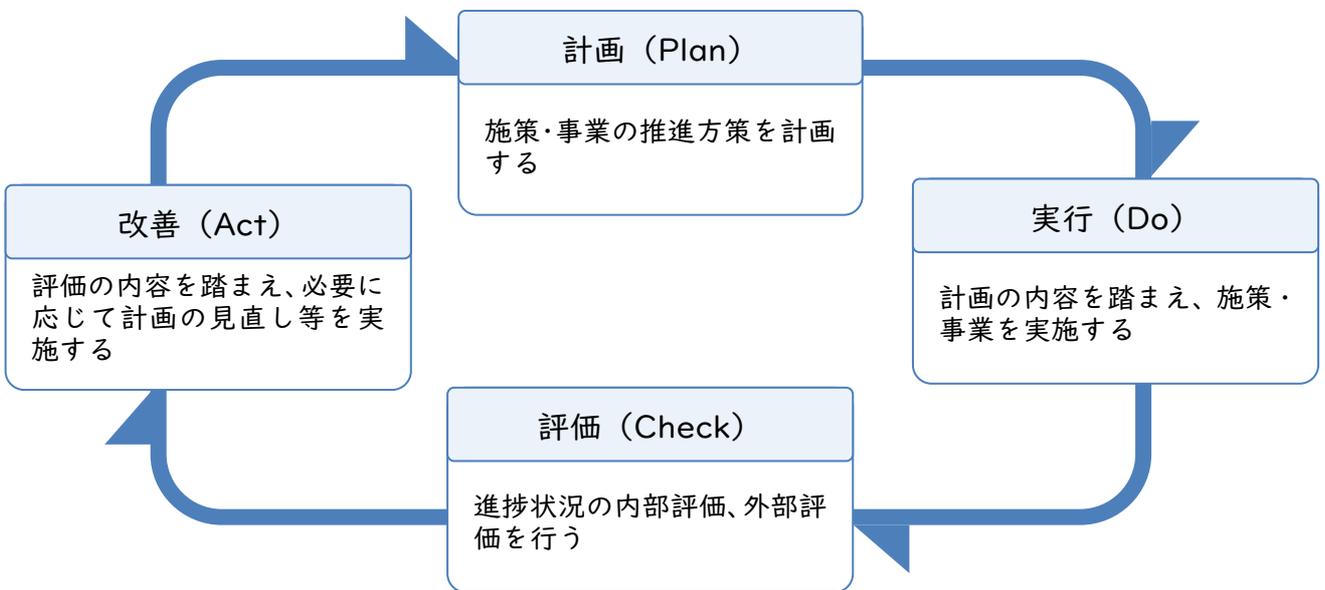
計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、市民視点、当事者視点、専門的視点から毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくといったPDCAサイクルに基づく進捗管理を行うことが重要です。

本計画の推進にあたり、障害者自立支援協議会を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。

■ 計画の進捗管理体制



■ 計画の進捗評価イメージ (PDCAサイクル)





## I 計画策定の経過

日程	内容
令和元年11月28日	第1回一宮市障害者基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副会長の選任について</li> <li>・第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について</li> <li>・計画策定スケジュールについて</li> <li>・アンケートについて</li> </ul>
令和元年12月13日 ～令和2年1月14日	団体アンケート調査の実施 <b>【対象】</b> 一宮市で障害者支援を行う団体（35団体） <b>【回収率】</b> 48.6%
令和2年1月8日 ～令和2年1月27日	障害者の暮らしに関するアンケート調査の実施 <b>【対象】</b> 福祉課で障害者福祉に関する手続きを行った人（障害者1,219人、障害児281人） <b>【回収率】</b> 障害者調査57.6%、障害児調査58.4%
令和2年1月8日 ～令和2年1月27日	事業所アンケート調査の実施 <b>【対象】</b> 一宮市の障害福祉サービス提供事業所（124件） <b>【回収率】</b> 51.6%
令和2年3月	第2回一宮市障害者基本計画等策定委員会 （新型コロナウイルス感染症対策のため書面にて意見収集） <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの結果について</li> <li>・第2次一宮市障害者基本計画等の進捗状況について</li> <li>・計画の構成案について</li> </ul>
令和2年5月	第3回一宮市障害者基本計画等策定委員会 （新型コロナウイルス感染症対策のため書面にて意見収集） <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子案について</li> </ul>
令和2年7月28日	第4回一宮市障害者基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次障害者基本計画の素案について</li> </ul>
令和2年10月5日	第5回一宮市障害者基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の素案について</li> </ul>
令和2年12月21日 ～令和3年1月20日	市民意見提出制度（パブリックコメント）による意見募集
令和3年2月22日	第6回一宮市障害者基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見提出制度による意見募集の実施結果について</li> <li>・計画の最終案について</li> </ul>

## 2 一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条の規定に基づく障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(平成28年法律第65号)に規定する障害児福祉計画を策定するため、一宮市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市障害者基本計画、一宮市障害福祉計画及び一宮市障害児福祉計画の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、19人以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係機関の代表、関係団体の代表、及び当事者とし、福祉部長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

付 則

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、福祉部長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、福祉部長が議長を務める。

3 一宮市障害者基本計画策定委員会設置要綱(平成27年4月1日施行)および一宮市障害福祉計画(含障害児福祉計画)策定委員会設置要綱(平成23年4月1日施行)を廃止する。

### 3 一宮市障害者基本計画等策定委員会名簿

役職	氏名	所属団体等	委員在任期間
会長	青木 聖久	日本福祉大学教授	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
副会長	田中 清美	愛知教育大学大学院特任教授	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	宇野 格	一宮市医師会理事	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	今岡 勢喜	一宮市歯科医師会副会長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	近藤 靖子	一宮市薬剤師会副会長	令和元年11月28日～ 令和2年5月31日
	井谷 政義	一宮市薬剤師会理事	令和2年6月1日～ 令和3年3月31日
	中村 かずひと	一宮市議会福祉健康委員会委員長	令和元年11月28日～ 令和2年5月18日
	渡部 晃久	一宮市議会福祉健康委員会委員長	令和2年5月19日～ 令和3年3月31日
	土山 典子	愛知県一宮保健所健康支援課長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	近藤 雅明	愛知県一宮児童相談センター長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	中西 美紀	一宮市教育文化庁学校教育課指導主事	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	神野 智恵子	一宮公共職業安定所長	令和元年11月28日～ 令和2年3月31日
	坂東 信孝	一宮公共職業安定所長	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
	平山 孝志	株式会社壺番屋人事総務部長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	河村 正夫	一宮市社会福祉協議会会長	令和元年11月28日～ 令和2年3月31日
	真野 克彦	一宮市社会福祉協議会会長	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日
	竹内 和彦	一宮市社会福祉協議会事務局長	令和2年6月1日～ 令和3年3月31日
	太田 一弘	一宮市民生児童委員協議会連絡会長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	寺島 忍	愛知県一宮警察署生活安全課長	令和元年11月28日～ 令和3年2月21日
	山田 喜嗣	愛知県一宮警察署生活安全課長	令和3年2月22日～ 令和3年3月31日
	木全 梨絵	愛知県弁護士会	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	松崎 俊行	一宮市身体障害者福祉協会会長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	吉田 富貴子	一宮東特別支援学校保護者の代表	令和元年11月28日～ 令和2年3月31日
	寺田 幸子	一宮東特別支援学校保護者の代表	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
	落合 久子	一宮市地域精神障がい者家族会「びわの会」会長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日
	山田 祥男	コスモス福祉会理事長	令和元年11月28日～ 令和3年3月31日

## 4 用語の説明

### あ行

#### 【医療的ケア】

人工呼吸器や胃ろう等を使用している人に行う、たんの吸引や経管栄養などの医療行為。医学の進歩を背景に、日常的な医療的ケアを必要とする人が増えている。

### か行

#### 【共生型サービス】

介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、平成30年4月、新たに創設されたサービス。

#### 【グループホーム】

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。

#### 【ケアマネジメント】

支援を必要としている人やその家族が持つ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うこと。

#### 【権利擁護】

意思能力が十分でない障害者・高齢者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家などによって擁護されること。

#### 【高次脳機能障害】

脳の損傷により生じる認知機能の障害のこと。交通事故等による頭部外傷や脳血管障害（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障害や注意障害、感情障害などの様々な症状があらわれる。

### さ行

#### 【児童福祉法】

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律。平成24年の改正により、障害児施設・事業の一元化が図られるとともに、放課後等デイサービス等が創設された。平成28年の改正では、多様化する障害児支援ニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進めるため、都道府県及び市町村における「障害児福祉計画」の策定が義務づけられた。

## 【社会的障壁】

障害のある人が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考えに基づく、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす事物、制度。

## 【障害者基幹相談支援センター】

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の改正によって創設された、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に担うセンター。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談、情報提供、助言や、地域の相談支援事業者間の連絡調整などを行う。

## 【障害者虐待防止センター】

障害者虐待防止法に基づき、市町村が障害者虐待対応のため設置している。虐待の通報・届出を受理し対応するほか、相談・指導・助言や広報・啓発により障害者虐待の防止に努めている。

## 【障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律）】

障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、虐待の予防と早期発見のための取組や、虐待を受けた場合の保護や自立の支援、養護者に対する支援措置を講じることなどを定めた法律。虐待の種類として養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待があり、虐待の内容としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置・放任、経済的虐待の 5 つの類型に分けられる。

## 【障害者権利条約】

平成 18 年 12 月に国連総会で採択された。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障害者保護への取組を求めている。わが国では「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に寄託され、これにより、平成 26 年 2 月 19 日にわが国において効力を生ずることとなった。

## 【障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）】

障害のある人がその能力に適合する職業に就くことなどを通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とする法律。

## 【障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）】

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律。

## 【障害者週間】

12 月 3 日（国際障害者デー）から 12 月 9 日（障害者の日）までの 1 週間とされている。平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定された。

#### 【障害者自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議などを行う組織。

#### 【障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）】

障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。障害者基本法の一部改正を踏まえて目的規定が改正され、基本理念が創設された。

#### 【障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）】

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。この法律に基づき、平成 31 年 3 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。

#### 【成年後見制度】

判断能力が不十分な人の財産管理や契約行為などを、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。

## た行

#### 【地域共生社会】

子どもや高齢者、障害者などすべての人々が役割をもち、互いを認め合い、支えあうことで、その人らしい生活を送ることができるような社会のこと。

#### 【点字投票】

視覚障害のある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法のこと。

#### 【読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）】

視覚障害や発達障害、寝たきりや上肢障害のため本が読みづらい人の読書環境を改善するための法律。

#### 【特別支援教育】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

#### 【特別支援教育コーディネーター】

小・中学校又は特別支援学校等において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、各学校において、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役を担う人のこと。

## な行

### 【難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）】

難病患者の適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、平成 27 年に施行され、基本方針の策定、難病患者に対する医療費助成、調査研究の推進などが定められている。

## は行

### 【発達障害者支援法】

発達障害のある人の早期発見と支援を目的にした法律。この法律により、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。

### 【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

### 【ピアサポート】

障害のある人自身がカウンセラーとなり、他の障害のある人の相談相手となって、同じ仲間として問題解決等を支援する活動や、障害のある人の社会参加・交流を促進する活動のこと。

### 【福祉避難所】

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に配慮して、バリアフリー化が図られた避難所のこと。

### 【法定雇用率】

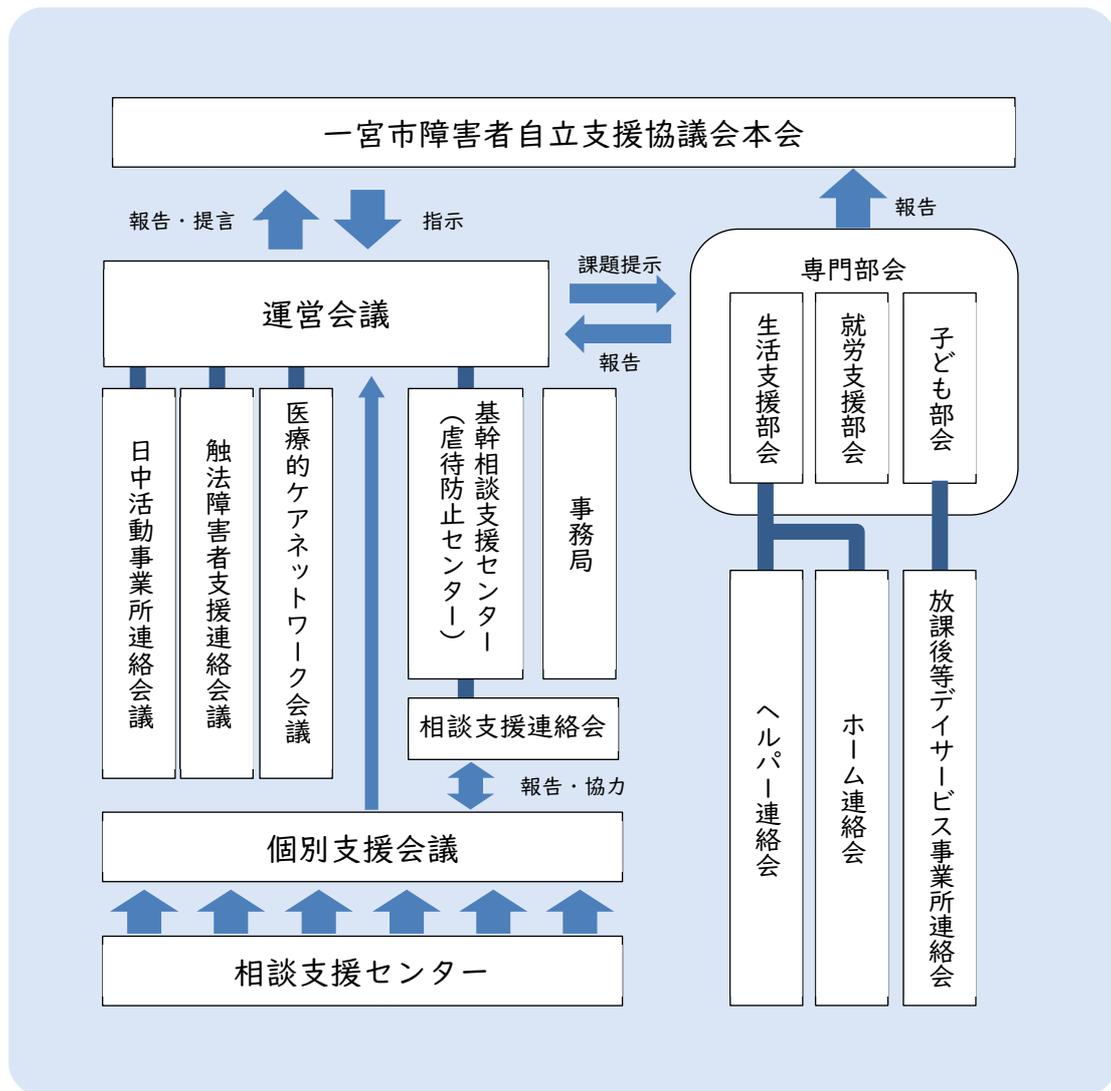
一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち障害のある人をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準のこと。

## ら行

### 【療育】

障害のある子どもが機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするため、障害のある子どもやその家族に相談、指導、治療などを援助すること。

## 5 一宮市障害者自立支援協議会の関係図



(令和3年3月現在)

---

第3次一宮市障害者基本計画・  
第6期一宮市障害福祉計画・第2期一宮市障害児福祉計画

発行：一宮市

編集：一宮市福祉部福祉課

所在地：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

T E L : 0586-28-8100      F A X : 0586-73-9124

発行年月：令和3年3月

---





